

平成23年第362回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月10日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
監査報告	6
議長の諸般の報告	7
町政報告	8
報告第2号の上程、説明、質疑	14
報告第3号の上程、説明、質疑	14
報告第4号の上程、説明、質疑	15
報告第5号の上程、説明	15
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
議案の上程、説明(議案第37号、議案第39号～議案第42号)	27
散会の宣告	29

第 2 号 (6月13日)

議事日程	3 1
本日の会議に付した事件	3 1
出席議員	3 1
欠席議員	3 1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 1
職務のため出席した者の職氏名	3 2
開議の宣告	3 3
一般質問	3 3
大 木 義 正 君	3 3
鈴 木 隆 司 君	4 4
熊 田 宏 君	5 3
角 田 秀 明 君	6 6
棚 木 良 一 君	7 2
藤 井 精 七 君	8 1
散会の宣告	8 8

第 3 号 (6月14日)

議事日程	8 9
本日の会議に付した事件	8 9
出席議員	8 9
欠席議員	8 9
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 9
職務のため出席した者の職氏名	9 0
開議の宣告	9 1
一般質問	9 1
鈴 木 一 夫 君	9 1
青 山 英 樹 君	9 8
総括質疑	1 0 8
議案・請願・陳情の付託	1 0 8
散会の宣告	1 0 9

第 4 号 (6月20日)

議事日程	1 1 1
本日の会議に付した事件	1 1 1

出席議員	1 1 1
欠席議員	1 1 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 2
職務のため出席した者の職氏名	1 1 2
開議の宣告	1 1 3
推薦第 1 号の上程、説明、採決	1 1 3
議事日程の報告	1 1 3
請願第 2 号、陳情第 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 3
議案第 3 7 号、請願第 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 5
議案第 4 0 号～議案第 4 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 7
議案第 3 9 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 9
日程の追加	1 2 0
同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
同意第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
閉会中の継続調査の申し出について	1 3 2
議員の派遣について	1 3 2
閉会の宣告	1 3 2
署名議員	1 3 3

平成23年第362回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成23年6月10日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 町政報告
- 日程第 5 報告第 2号 平成22年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第 6 報告第 3号 平成22年度矢吹町事故繰越しの報告について
- 日程第 7 報告第 4号 平成22年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告について
- 日程第 8 報告第 5号 出資法人の経営状況について
- 日程第 9 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定の一部変更について)
- 日程第10 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号 平成22年度矢吹町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第11 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号 平成22年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号))
- 日程第12 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 平成22年度矢吹町水道事業会計補正予算(第4号))
- 日程第13 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例)
- 日程第14 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号 矢吹町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第15 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて(専決第8号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第16 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて(専決第9号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号))
- 日程第17 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて(専決第10号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号))
- 日程第18 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(専決第11号 平成23年度矢吹町水道事業会計補正予算(第1号))
- 日程第19 議案第38号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免

に関する条例

日程第20 議案の上程

議案第37号・第39号・第40号・第41号・第42号

(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (16名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君	
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君	
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君	
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君	
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君	
11番	諸	根	重	男	君	12番	遠	藤		守	君	
13番	根	本	信	雄	君	14番	吉	田		伸	君	
15番	栗	崎	千	代	松	君	16番	柏	村		栄	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	野	崎	吉	郎	君	副	町	長	渡	邊	正	樹	君																
教	育	長	栗	林	正	樹	君	代	表	監	査	委	員	佐	藤	昇	一	君												
企	画	経	営	課	長	圓	谷		誠	君	総	務	課	長	会	田	光	一	君											
税	務	課	長	井	戸	沼	寿	量	君	町	民	生	活	課	長	円	谷	一	雄	君										
保	健	福	祉	課	長	深	谷	昌	利	君	産	業	振	興	課	長	須	藤	源	太	君									
											兼	農	業	委	員	会	事	務	局	長										
都	市	建	設	課	長	藤	田		豊	君	上	下	水	道	課	長	円	谷	清	茂	君									
会	計	管	理	者	兼	出	納	室	長	水	戸	邦	夫	君	教	育	次	長	兼	学	校	教	育	課	長	藤	田	忠	晴	君

生涯学習課長
兼中央公民館 近藤 尚一 君
館長

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂路 寿紀	主幹兼 局長補佐 菊地 利雄 兼次長
--------	-------	--------------------------

◎開会の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第362回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） これより会議を開きます。

日程に先立ちまして、去る6月1日の人事異動により議会議務局職員に任命した菊地利雄主幹兼局長補佐兼次長を紹介いたします。

○主幹兼局長補佐兼次長（菊地利雄君） 菊地です。よろしくお願いします。

○議長（柏村 栄君） 菊地主幹におかれましては、事務局職員として職務に励まれますようお願いいたします。

次に、去る5月31日をもって退職されました小針茂会計管理者兼出納室長と富永祥二税務課長の後任といたしまして、6月1日、新たに管理職になられました方々を紹介いたします。

井戸沼寿量税務課長です。

○税務課長（井戸沼寿量君） 井戸沼です。よろしくお願いします。

○議長（柏村 栄君） 水戸邦夫会計管理者兼出納室長です。

○会計管理者兼出納室長（水戸邦夫君） 水戸です。よろしくお願いします。

○議長（柏村 栄君） 新たに管理職につかれました方々には、それぞれの職務に励まれますようお願いいたします。

次に、今年度最初の議会でありますので、再確認をいたします。

議場及び各委員会では、携帯電話の電源を切るかまたはマナーモードでの対応をお願いいたします。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柏村 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

13番 根本 信 雄 君

14番 吉 田 伸 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柏村 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程につきましては、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議

結果について報告を求めます。

議会運営委員長、12番、遠藤守君。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） 議場の皆さん、おはようございます。

第362回定例町議会が本日6月10日招集になりましたので、それに先立ちまして6月8日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議いたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに、議長から提出されました日程案について議会事務局長から説明を求め、協議しました結果、会期を6月10日から6月20日までの11日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案等は20件、議長提案1件あります。そのうち、報告4件、承認10件、議案第38号の減免条例1件については全体審議といたします。次に、議案第37号の矢吹町奨学資金貸与条例の一部改正1件及び6月4日までに受理いたしました請願2件、陳情1件については、それぞれの常任委員会に付託して審議をすることにいたします。

また、4件の補正予算関係議案については、一般会計と特別会計に分けて第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置構成して審議をすることにいたします。

なお、総務常任委員会、文教厚生常任委員会への付託案件は議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆さんのお手元に配付してあるとおりであります。第1日目の本日は本会議で、報告4件、承認10件、減免条例1件は全体審議として採決いたし、日程第20で議案第37号、第39号、第40号、第41号、第42号までを一括上程して町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

第2日目の11日、第3日目の12日は土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の13日月曜日は、通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の14日火曜日は、午前10時から前日に引き続き一般質問を行い、終了後、総括質疑を行い、議案、請願、陳情の付託を行いまして、午後1時から常任委員会を開催いたします。

第6日目の15日水曜日は、午前10時より予算特別委員会を開催いたします。

第7日目の16日木曜日は、前日に引き続き午前10時より予算特別委員会を開催いたします。

第8日目の17日金曜日は、報告書作成のため休会といたします。

第9日目の18日、第10日目の19日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第11日目の20日月曜日は、午後1時から本会議を開き、日程第1で推薦第1号 矢吹町農業委員会委員の推薦を議題とし、日程第2から日程第4まで、各委員会に付託した議案、請願の審議結果を各委員長から報告を受け、審議・採決を行い、本定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等があればその時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

なお、最終日6月20日本会議終了後午後6時から観音湯において、過日、福島県町村議会議長会会長から特別功労者の表彰を受賞されました根本信雄議員、自治功労者の表彰を受賞されました柏村栄議長、栗崎千代松副議長、熊田宏議員、角田秀明議員の受賞祝賀会並びに新たに管理職になりました井戸沼税務課長、水戸会

計管理者の歓迎会を兼ねた町執行部との懇親会を予定しておりますので、皆様方のご参加をお願いするわけでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日6月10日から6月20日までの11日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月10日から6月20日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、審議日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

去る6月6日、県杉妻会館において開催されました平成23年度福島県町村議会議長会定期総会の席上、福島県町村議会議長会長より、在職20年特別功労者として根本信雄議員が、在職11年自治功労者として栗崎千代松副議長、角田秀明議員、熊田宏議員、そして私、柏村栄が表彰されましたので、報告をいたします。

それでは、表彰につきましては伝達を本席において行います。

事務局長から名前を申し上げますので、演壇前へお進み願います。

なお、伝達終了後、受賞者の記念撮影を行いますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

それでは、事務局長。

〔表彰伝達〕

○議長（柏村 栄君） それでは、写真撮影のため暫時休議いたします。

（午前10時14分）

○議長（柏村 栄君） それでは再開いたします。

（午前10時15分）

○議長（柏村 栄君） 本定例会の議案書、例月出納検査結果報告書及び請願・陳情文書表、議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの3月定例会において議決されました発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書につきましては、3月22日付で各関係機関に送付いたしました。

◎監査報告

○議長（柏村 栄君） これより例月出納検査の結果報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君、よろしく願います。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから例月出納検査の結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、平成22年度2月分を3月25日に、3月分を4月25日に、平成22年度及び平成23年度4月分を5月24日にそれぞれ行いました。水道事業会計につきましては、平成23年1月1日から3月31日までの第4四半期分を4月26日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者並びに上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく適正なものとして認めました。

なお、詳細につきましては報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○議長（柏村 栄君） 以上で代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎議長の諸般の報告

○議長（柏村 栄君） 次に、私から、去る6月6日開催されました福島県町村議会議長会定期総会について報告いたします。

定期総会での議案についてであります。議案第4号21件のうち、第7号、第8号は町村振興対策に関する要望として西白河地方町村議会議長会より提出され、決議されました。

第7号は道路網の整備促進についてでありまして、内容は、広域農道の県道への編入を含む主要地方道及び国道並びに重要な高速交通体系へのアクセス交通網と幹線交通網の整備促進を図るものであり、いずれも地域の振興発展に不可欠の要件であり、緊急に対処しなければならない課題として要望したものであります。

次に、第8号は福島空港の国際貨物空港としての基盤整備と周辺地域の企業誘致促進についてであり、福島空港は首都圏に近い地方空港として貨物輸送の促進等が図られているところであります。については、国内及び国際定期路線の利用を図ることはもとより、国際貨物空港として、基盤整備とあわせて空港周辺地域への貨物物流拠点の推進、近隣の工業団地への企業誘致促進を要望するものであります。

次に、議案第5号 決議並びに実行運動方法について並びに議案第6号 特別決議についてであります。福島県市町村議会議長会会長より提案があり、別紙のとおり決議されました。

主な内容としましては、議案第5号は、我々地方議会人は、地域住民の代表としての使命に徹した積極的な議会活動を通して、町村自治の振興発展のため、地方分権改革の推進、町村財政基盤の確立など8点について早期実現を期することとしたものであります。

議案第6号は、東日本大震災に関する決議でありまして、震災及び原子力災害の一刻も早い事態の収束と住民の安全・安心の確保を強く国に要請するものであります。

最後に、役員改選が行われ、新会長に浅川町議会の藤田幸一議長が就任されました。

以上で私からの平成23年度福島県町村議会議長会定期総会の報告は終わります。

次に、会議規則第121条第1項の規定により議員派遣について報告いたします。

議員派遣の結果につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、おはようございます。

第362回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、柏村議長を初め議員の皆様に感謝申し上げます。

まず初めに、冒頭に当たり、このたびの震災においてお亡くなりになった方々に哀悼の意をあらわさせていただきます。そして、被災された皆様方に対しまして心よりお見舞いの言葉を申し上げますとともに、復旧に当たり町民の皆様が心一つにして頑張っている姿に心より敬意と感謝申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9という観測史上において世界最大級の規模を記録し、東北地方はもとより北海道及び関東地方にも、すなわち東日本全域に大きなつめあとを残しました。

当町においても震度6弱を記録し、住家、道路、上下水道、農地等、生活基盤全般にわたり過去に例を見ない甚大かつ深刻な被害を受け、その復旧に当たっては膨大な期間と費用面での負担が想定され、被害額としては総額50億円を超えるものと試算しております。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、当町においても放射線量が平常値を上回っており、町民の健康被害の不安は無論のこと、農産物の販売数量及び価格の下落を余儀なくされるなど、間接的な被害においても予断を許さぬ状況であります。

これら詳細につきましてこれから報告をさせていただきますが、今後も町民の皆様の生活再建及び生活基盤の復旧に当たって全力で取り組んでまいり、矢吹町の力強い復興を実現する所存でありますので、議員の皆様の方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

初めに、役場施設についてであります。本庁舎につきましては、高架水槽タンクやボイラー施設の破損、給水管の漏水等がありました。また、分庁舎では、玄関及び建具等のゆがみや給排水施設の損壊等の被害を受け、現在、復旧作業を進めております。

次に、集会施設についてであります。町内33施設のうち20施設で修繕等が必要な被害が発生しております。特に新町集会所は、玄関部分を中心に損傷が激しく大変危険な状態であったため、現在、取り壊し工事を行っております。また、その他の施設につきましても、資材等の手配がつき次第、逐次修繕を行っております。

次に、健康・福祉関係施設についてであります。健康センターにつきましては、あゆり温泉、温水プールとも大きな被害を受けたため、応急工事を実施いたしました。震災直後は町内の多くの方が断水等により入浴できない状況であったため、あゆり温泉の応急工事を実施し、3月19日から4月3日まで、避難所や町民の皆さんに無料開放いたしました。その後、専門的調査を実施した結果、構造上に危険性があるため現在は閉館し

ております。温水プールについては、施設の安全性が確認されたため、6月1日より営業を再開しております。

保健福祉センターにつきましては、外構と給排水、照明器具等に被害を受けましたが、応急工事を実施し、高齢者や障害者の避難所として、また炊き出しの拠点として活用いたしました。福祉会館につきましては、構造面から大きな被害を受けており、専門家の意見により取り壊しせざるを得ないと判断しております。

なお、健康・福祉関係施設の被害額は2億3,800万円に上るものと推計しており、早期復旧に向け設計、補助申請などの事務を進めております。

次に、教育施設についてであります。最も大きな被害を受けた矢吹中学校の旧校舎につきましては、2階柱が破壊される等、構造的に大きく損傷を受け、余震による倒壊の危険が非常に高まったため、即刻立入禁止とし、速やかに解体準備に着手しました。4月上旬より本格的な解体工事を開始し、計画どおりの進捗で、6月10日現在、A・B・C棟校舎の上屋解体がほぼ完了、瓦れきの分別、基礎の解体・撤去を残すのみとなり、7月上旬には全ての解体工事が完了する予定となっております。

矢吹中学校のグラウンドについても、地震の影響によりグラウンド北側の地盤沈下と亀裂が生じ、のり面の崩壊のおそれがあるため、被災後速やかに立入禁止といたしました。現在、原因究明と復旧工法検討のための地質調査、現地測量、解析設計業務を行っており、災害査定による事業費確定後、復旧工事に着手する予定となっております。

町立の小学校、幼稚園、保育園については、昨年度実施した耐震補強工事により、施設の安全性、耐震性を著しく損なうような重大な損傷を受けることなく、かつ児童や園児の生命に危険を及ぼすような重大な被災は免れることができました。被災後の専門家の現地確認においても、構造耐力上問題ないことが確認されております。しかし、施設の老朽化とあわせて、エキスパンションジョイントパネルの脱落、壁、床のクラック、内装材のはがれ、ガラスの破損、照明器具や換気ダクト等の脱落、各種備品の破損等の軽微な被災を受けております。

各施設とも震災後速やかに危険物を除却し、学校運営上支障となる被災については、緊急性と被災規模、被災状況を勘案し応急措置や仮復旧を行い、各施設とも通常の学校運営を行っております。現在、本復旧の工事、測量調査、実施設計等の業務委託等について計画的に取り組んでおります。本復旧まで至っていない各校舎、園舎、体育館等の被災箇所については、夏休み終了までに、ほぼ本格的な復旧工事を完了させる予定であります。

次に、矢吹中学校改築事業についてであります。矢吹中学校校舎及び体育館の建設工事については、計画どおり3月末の工期内完成をいたしました。震度6弱にも及ぶ大地震に遭遇したにもかかわらず、構造的にはもちろん設備も含めた建物の損傷等は皆無であり、改めて新校舎、体育館の安全性と耐震性の高さが確認できました。

当時ほぼ完成していた体育館は、町の中心的な避難所として有効的に活用され、その安全性と施設規模、保有設備等により多くの避難者を受け入れることができました。今後も、大規模災害時における最も安全な大規模収容施設とし機能することが改めて確認できました。

校舎については、旧校舎A棟東側崩壊の危険性が新校舎に及ぶことから新学期開始が4月19日におくれる事態となりましたが、現在、生徒の皆さんは、安全・安心な校舎と新たな学習環境の中、充実した学校生活を過

ごしております。

次に、社会教育施設についてであります。中央公民館につきましては、駐車場のひび割れ、ブロック塀の倒壊、エアコン室外機の陥没、大ホール照明の落下等が主な被害であります。施設本体の安全性を確認後、4月からは一般貸し出しを開始し、5月には各種事業も再開しております。

中畑公民館につきましては、建物の構造、外壁、和室天井の落下、外構等の被害が大きく、大規模修繕が必要のため全施設を利用禁止としており、利用再開については10月ごろを予定しております。

三神公民館につきましては、軽運動場の排煙装置が損傷しておりますが、他の施設と比べて被害が少ない状況であったため、避難所として5月20日まで活用し、6月からは通常どおりの利用ができております。

文化センターにつきましては、外構、天井パネル、つり物、倉庫書棚等に被害を受けましたが、5月からは利用を再開しております。

ふるさとの森につきましては、玄関わきガラス、エアコン室外機、棟がわら、クロス等に被害を受けましたが、5月からは展示などの利用を再開しております。

図書館につきましては、玄関及び外構、外壁のひび割れ、書棚等に被害を受け、多くの図書が散乱しました。図書の整理を実施し、4月26日には一部開館として開始いたしました。また、6月1日からは、開館時間も通常どおりの午前9時30分から午後6時までとしております。現在も書棚が一部壊れて利用できないため、全館オープンには新しい書棚の設置後としております。

勤労者体育館につきましては、玄関まわりの土台ずれ、外壁、天井などに被害を受け利用禁止としておりますが、10月から利用再開を予定しております。

町民テニスコートにつきましては、全面にひび割れが発生しましたが、コートそのものの利用は再開しております。全体的な工事終了は10月ごろを予定しております。

善郷小学校夜間照明施設につきましては、6基中4基が傾くなど被害を受け、転倒防止のためエリア内を立入禁止とし、6月末には工事が完了する予定です。

次に、町道、河川、公園、法定外水路、町営住宅についてであります。総計で241カ所が被災し、7億9,861万7,000円の被害を受けております。

町道につきましては218カ所、被害額は6億8,182万7,000円に上り、町内全域において、陥没、段差、亀裂、のり面崩壊等が発生しております。そのうち、工事費用が60万円以上の96カ所については、補助事業として災害復旧工事を実施する予定であります。工事費用が60万円未満の122カ所については、単独事業として災害復旧事業債を活用しながら復旧に努めてまいります。

河川につきましては、準用河川あゆり川の大池地内でのり面崩れが3カ所、被害額100万円となっております。この災害については、単独事業として実施する予定となっております。

公園につきましては、都市公園である大池公園、ひまわり公園で7カ所被災があり、被害額は4,700万円に上り、補助事業として復旧工事を実施する予定となっております。

法定外水路につきましては、道路、宅地などから雨水等が流入する排水路であり、現在、排水経路、暗渠管の調査を実施しているところであります。現在、中町、大町、館沢、曙町地内の4カ所を把握しており、被害額は5,000万円となっております。

町営住宅につきましては、大林、大池、善郷内、小池、大久保住宅の5団地において9カ所で被害額1,879万円であり、補助事業として復旧工事を実施する予定となっております。

次に、公共下水道施設についてであります。旧国道及び町道田町・大池線を中心とする下水道幹線の下水道本管が地盤の揺れに伴い沈下し、マンホールの沈下や隆起を発生させ大きな被害を受けております。被害延長は約12キロメートル、被害額は概算で17億円となり、6月下旬には、国の査定を受け災害復旧の許可を得る予定となっております。

復旧工事の方法としては、妙見食堂を起点とし、下水道幹線の下流側より下水道管を既設管から新設管へ布設がえをする予定となっております。また、なるべく道路の片側通行を確保しながら、2年間での復旧工事完成を目指す予定をしております。

次に、農業集落排水施設についてであります。寺内地区、大和内地区、本村地区、三城目地区、松倉地区を中心とした下水道本管が地盤の揺れに伴い沈下し、マンホールの沈下や隆起を発生させました。被害延長は約4.5キロメートル、被害額は概算で5億円となり、6月中旬には、国の査定を受け災害復旧の許可を得る予定となっております。

公共下水道施設と同様に、下水道管を既設管から新設管へ布設がえをする予定となっており、なるべく道路の片側通行を確保しながら、1年半での復旧工事完成を予定しております。

次に、水道施設についてであります。五本松配水池からの水道本管が地盤の揺れに伴い管のずれが発生、さらに継ぎ手部の破損や水道本管からの宅内止水栓が破損いたしました。特に、配水池のタンク周辺地盤、柿之内橋水管橋、明新配水池の破損、堰の上中継ポンプ場の被害が主なものとなり、被害箇所は約200カ所、被害額は概算で1億5,000万円となり、8月中旬には、国の査定を受け災害復旧の許可を得る予定となっております。

水道管については、ほとんどが3月中旬から4月初めで管の復旧が終了しているため、今後は、柿之内橋水管橋や仮設管の本布設箇所等を復旧し、年内の復旧工事完成を予定しております。

次に、農業施設、農地についてであります。町内のため池、水路、農道、揚水機場、農地等402カ所、被害総額12億7,844万円の被害状況であります。

現在、約100カ所の農業施設、農地について災害申請を行うため現地確認作業を進めており、6月8日の第2次災害査定においてため池2地区、6月15日の第3次災害査定において農道3地区申請、以降8月下旬の第8次災害査定までに全地区の災害申請を完了し、平成24年春には作付が可能となるよう整備を進めております。

次に、商工業についてであります。矢吹町商工会調べによりますと、商工会に加盟する297事業所のうち、全壊などにより廃業もしくは営業の見通しが立たない店舗事業所が10軒、半壊などで設備機械等の損傷が激しく、営業再開は可能なものの期間を要する店舗事業所が13軒、一部損壊や設備機械等の損傷はあったものの一部営業を再開している店舗事業所が76軒、一部損壊等の被害はあったものの通常営業を行える店舗事業所が80軒、多少の被害はあったものの特に問題なく営業を行っている店舗事業所が55軒、幸いにも被害がなく営業を行っている店舗事業所は63軒でありました。

今後、国・県の復興支援補助事業等の活用や、それらとあわせた町独自の支援策を講じてまいります。

次に、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害対策についてであります。爆発直後から放射能

汚染については、暫定基準値を超過した農畜産物の出荷制限や摂取制限に伴う実質被害にとどまらず、福島県産農畜産物販売等の買い控えや市場関係者の受け入れ拒否に至るまでその影響は広範囲に及び、買ったたきによる販売価格の暴落など農家生活を脅かしております。

これら実態を防止することと福島県のブランドを回復させるために、町はもとより農協や広域圏、各種団体主催の事業にも積極的に参加することとしており、5月12日、都内太田市場での風評被害防止キャンペーンを皮切りに、5月15日、東京スタジアム感謝デー、5月22日、神宮ライオンズクラブ等による青山表参道でのキャンペーン時の50万円相当の野菜購入、5月27日・28日の日比谷公園における観光連盟主催のキャンペーン、姉妹都市である三鷹市関連として、6月5日、新川中原住民協議会主催イベントに合わせた農産物等販売、7月16日・17日開催の三鷹市商工祭、7月30日・31日、三鷹中央通り商店街祭に積極的に参加し、風評被害の撲滅を目指してまいります。

次に、被災者の状況についてであります。今回の震災で住宅等に被害を受け、矢吹中学校体育館、中畑小学校体育館、三神公民館、保健福祉センター、農業短期大学校等に一時的に700名を超える方々が避難をしておりました。ライフラインの復旧とともに各避難所の避難者数も減少したため、矢吹中学校体育館1カ所を避難所といたしました。その後も、避難者数が減少したことや矢吹中学校の新学期がスタートするため、4月9日には三神公民館を新たな避難所として38名の方に移動をしていただきました。その三神公民館避難所も、仮設住宅、町営住宅及び定住化促進住宅等への入居が完了したため、5月20日に閉鎖しております。

なお、一時的に使用する住宅として町営住宅8戸、定住化促進住宅15戸の募集を実施し、町営住宅には3世帯、定住化促進住宅には11世帯の入居があり、1年間家賃を免除することで被災者を支援しております。

次に、支援物資の受け入れ状況についてであります。今回の震災後、5月末日現在で全国各地の延べ169の事業所、個人、公共団体より心温まる支援物資が届けられております。物資の内容は、食料品や衣類、日用雑貨から建設資材など多種多様にわたっております。特に、姉妹都市であります東京都三鷹市、三大開拓地交流の友好都市、青森県十和田市及び宮崎県川南町、さらに群馬県明和町を初め多くの皆様から、温かい激励のお手紙やお言葉もいただいたところでございます。

また、これら物資のうち米や飲料水、食料品、日用雑貨、衣類などの一部を、有効活用の観点から、4月1日と4月12日の2回、県内でも甚大な被害を受けました相馬市、南相馬市に届けてまいりました。

次に、罹災証明の調査及び発行状況についてであります。東日本大震災により住居等の被害を受けた方が各種支援制度を利用するためには罹災証明書が必要となります。

町では4月1日より三鷹市を初めとする他の自治体職員の応援を得ながら住宅等の被害状況調査を開始し、5月31日現在で3,283棟の調査を行いました。このうち、住家の被災の状況は、全壊252棟、大規模半壊196棟、半壊947棟、一部損壊1,235棟となっております。また、調査実施以降の余震により新たな被害が発生している家屋もあることから、要望に応じ再調査についてもあわせて行っているところであります。申請件数2,757件のうち97%の調査を完了しており、6月6日から17日に第2次の証明申請受け付けを行っております。

本業務を初め各種震災復興業務に多くの皆様からご協力をいただいております。心から感謝申し上げます。

次に、義援金の支給についてであります。このたびの東日本大震災に際しまして、町内町外を問わず多くの企業、団体、そして個人の皆様から義援金をいただいたところであります。心より感謝申し上げます。

ご支援いただきました義援金総額は、5月23日現在で4,825万704円であります。この義援金の第1次の配分につきましては、4月22日に被災者義援金配分委員会を開催し、第1次配分対象者と配分金額を決定いたしました。全壊世帯には3万円、大規模半壊及び半壊世帯には2万円を配分することとし、国と県の義援金と合わせて、5月25日に740世帯、5月31日に60世帯に支給いたしました。この2回分の町義援金支給総額は1,776万円であります。

今後の義援金の配分につきましては、罹災調査が終了し被害認定が確定し次第、再度、配分委員会を開催し、配分対象者や配分金額について決定してまいりたいと考えております。

次に、消防団の活動状況についてであります。3月11日の震災発生直後、災害対策本部の設置と同時に消防団を招集し、17日間延べ1,195名を投入し、避難誘導、被害状況及び危険箇所調査、ひとり暮らし高齢者世帯への支援、交通整理、給水活動、広報活動、仮設トイレ設置、土手のブルーシート張り等を実施いたしました。生業の傍らご尽力いただきました団員の皆様に深く感謝申し上げるとともに、改めて消防団の団結力と郷土愛の精神を感じさせられました。

ここまで東日本大震災関連について報告申し上げましたが、これら復旧・復興への取り組みに当たり、本県選出の国会議員及び農林水産大臣、また関係省庁及び東京電力株式会社等の関係機関に対し、事態の速やかなる収束、被災者支援、財政支援をこれまでに六度、強く要望してまいりました。今後も引き続き、国及び関係機関に対し復興へ向けての要望を積極的に進めてまいります。

冒頭にもお願い申し上げましたが、矢吹町の力強い復興に当たっては議員の皆様のご協力が不可欠であります。重ねてお願いを申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

次からの17項目については項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第362回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

行政区長委嘱状交付式及び区長会総会について。

東京やぶき会総会について。

消防団活動について。

交通安全活動について。

第27回全町クリーン作戦の実施について。

子育て支援センター事業について。

住民健診について。

平成22年度の献血の実施状況について。

国民健康保険事業について。

介護保険事業について。

後期高齢者医療制度について。

流域関連公共下水道事業計画変更認可について。

矢吹町防霜対策本部の設置について。

小中学校・幼稚園・保育園の入学入園式について。

放課後児童クラブについて。

幼稚園預かり保育について。

ことぶき大学開校式について。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） 以上で町政報告は終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（柏村 栄君） 日程第5、報告第2号 平成22年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 報告第2号 平成22年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてであります。本件は、平成22年度矢吹町一般会計予算において計上いたしました国の平成22年度補正予算に係るきめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金などを活用して取り組んだ健康センター温水プール改修事業、小学校施設改修事業及び矢吹中学校改築事業などについて、地方自治法施行令第146条第1項の規定により繰越計算書のとおり平成23年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第2号 平成22年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論は省略いたし報告のみとさせていただきます。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（柏村 栄君） 日程第6、報告第3号 平成22年度矢吹町事故繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 報告第3号 平成22年度矢吹町事故繰越しの報告についてであります。本件は、3月11日に発生しました東日本大震災の影響により事業の年度内完了が困難となったため、平成22年度一般会計のうちから集会所整備事業ほか13事業を地方自治法第220条第3項の規定により繰越計算書のとおり平成23年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第3号 平成22年度矢吹町事故繰越しの報告についても、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論は省略いたし報告のみとさせていただきます。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（柏村 栄君） 日程第7、報告第4号 平成22年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 報告第4号 平成22年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてであります。本件は、3月11日に発生しました東日本大震災による水道施設の災害復旧を実施するために、地方公営企業法第26条第1項及び同条第2項ただし書きの規定に基づき繰り越したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

よって、報告第4号 平成22年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告については終結いたします。

◎報告第5号の上程、説明

○議長（柏村 栄君） 日程第8、これより報告第5号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 報告第5号 出資法人の経営状況についてであります。本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している白河地方土地開発公社の経営状況を報告するものであります。

報告する内容については、平成23事業年度事業計画、平成22事業年度事業報告、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの損益計算書、平成23年3月31日現在の貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録のとおりであります。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 報告第5号 出資法人の経営状況については、地自治法第243条の3第2項の規定による報告のため、質疑を省略いたし報告のみとさせていただきます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第9、これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第2号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定の一部変更について、平成23年3月22日議会の議決を受けた矢吹町集会施設の指定管理者の指定についてのうち、新町集会所は東日本大震災及び余震により多大な被害を受け、指定管理者として指定された第三区行政区と協定を結ぶことができる状態にないため、一部を変更し新町集会所の項を削除したため、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定の一部変更について）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第10、これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります、専決第3号 平成22年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,526万8,000円を追加し、総額を67億3,440万4,000円とするとともに、繰越明許費の補正を行うものであります。

この専決予算は3月11日に発生しました東日本大震災に対応するもので、歳入の主な内容は、地方交付税1,976万8,000円、県支出金550万円を増額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費が災害救助費に要する経費などにより1,091万円の増額、農林水産業費が農業集落排水事業特別会計工事費繰出金により300万円の増額、災害復旧費が土木施設災害復旧事業などにより1,781万3,000円の増額となるものであります。

次に、繰越明許費補正の内容につきましては、東日本大震災の対応のため、中学校施設改修事業に82万8,000円を追加するとともに、保育園施設改修事業、矢吹中学校改築事業及び幼稚園施設改修事業の設定額をそれぞれ255万7,000円、4億5,643万1,000円、955万円に変更増するものであります。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 平成22年度矢吹町一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第11、これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてであります、専決第4号 平成22

年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ300万円追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,805万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金300万円を増額するものであります。

歳出につきましては、災害復旧費300万円を増額するものであります。

次に、債務負担行為の内容につきましては、農業集落排水施設の災害復旧事業の年度内完了が困難なことから、2,000万円を設定するものであります。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 平成22年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号））についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時57分）

○議長（柏村 栄君） それでは再開いたします。

（午前11時12分）

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第12、これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第5号 平成22年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号）について、既定の資本的支出については7,500万円を増額し、支

出予算総額を2億4,559万7,000円とするものであります。

支出の内容は、工事請負費6,000万円、材料費900万円、委託料600万円を増額するものであります。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 平成22年度矢吹町水道事業会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第13、これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第6号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例について、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令が平成23年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。このことにより、矢吹町税特別措置条例の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき同年3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

事業者が固定資産税の課税免除を受けるためには、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく市町村基本計画期間内に当該事業者が企業立地計画を策定し、県から承認を得なければならないこととなっております。この市町村基本計画の策定に当たっては、国（主務大臣）の同意が必要であります。

今回の改正につきましては、この同意日の適用期間を「平成23年3月31日」から「平成25年3月31日」に延

長するものであります。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第14、これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第7号 矢吹町税条例の一部を改正する条例について、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震を原因とする東日本大震災にかんがみ、納税者等の救済を図るため、平成23年度の固定資産税の第1期及び第2期の納期を延長することとなりました。このことにより、矢吹町税条例の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成23年4月18日付けで専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

納期延長に係る改正部分は平成23年度分に限り行い、第1期の納期を平成23年6月1日から平成23年6月30日まで、第2期の納期を平成23年8月1日から8月31日にし、第1期、第2期ともに一月延長するものであります。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 矢吹町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第15、これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第8号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億6,961万円を追加し、総額を70億5,961万円とするともに、地方債の補正を行うものであります。この専決予算につきましても、東日本大震災に対応するものであります。

歳入の内容は、地方交付税3,313万5,000円、国庫支出金4,497万7,000円、県支出金3,075万4,000円、繰入金8,264万4,000円、町債7,810万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費が災害救助費により4,095万4,000円の増額、災害復旧費が土木施設災害復旧事業などにより2億2,650万7,000円の増額となるものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、農業施設災害復旧事業債3,690万円、公共土木施設災害復旧事業債3,050万円、公立学校施設災害復旧事業債490万円、社会教育施設災害復旧事業債540万円、消防施設災害復旧事業債40万円をそれぞれ追加するものであります。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第16、これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第9号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,985万円追加し、歳入歳出予算の総額を5億7,377万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、町債6,120万円を増額するものであります。

歳出は、災害復旧費9,985万円を増額するものであります。

地方債の補正内容につきましては、災害復旧事業債を6,120万円追加補正するものであります。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第17、これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第10号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億433万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金1,592万円を増額するものであります。

歳出は、災害復旧費2,650万円を増額するものであります。

地方債の補正内容につきましては、災害復旧事業債を1,008万円追加するものであります。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第18、これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 承認第10号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第11号 平成23年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）について、既定の資本的支出については795万円を増額し、支出予算総額を1億9,245万5,000円とするものであります。

支出の内容は、委託料400万円、材料費300万円を増額するものであります。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（専決第11号 平成23年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認10号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第19、これより議案第38号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議案第38号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例についてであります。本案は、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災により甚大な被害を受け、担税能力を失ったと認められる者に対し、平成23年度に課すべき税額について税制面で救済するための減免であります。

減免の割合といたしましては、町民税につきましては、災害により死亡または生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなったとき全部、障害者となったとき10分の9の割合で減免いたします。

また、納税義務者の所有または居住に係る住宅が被災した者に対しての減免の実施につきましては、各税目

とも家屋の損害に係る罹災調査の判定をもとにしております。

減免の割合は、町民税につきましては、納税義務者の居住する家屋の損害が全壊の場合、前年の合計所得金額が500万円以下のとき全部、750万円以下のとき2分の1、1,000万円以下のとき4分の1。家屋の損害が大規模半壊または半壊の場合、合計所得金額が500万円以下のとき2分の1、750万円以下のとき4分の1、1,000万円以下のとき8分の1の割合で年税額を減免いたします。

固定資産税につきましては、納税義務者が所有する土地では、被害面積が当該土地の面積の10分の8以上のとき全部、10分の6以上10分の8未満のとき10分の8、10分の4以上10分の6未満のとき10分の6、10分の2以上10分の4未満のとき10分の4の割合で年税額を減免いたします。

家屋では、住宅、非住宅及び居住、非居住を問わず、損害の程度が全壊のとき全部、大規模半壊のとき10分の6、半壊のとき10分の4の割合で年税額を減免いたします。なお、一部損壊の判定では、居住する住宅に限り10分の1の割合で減免をいたします。

償却資産では、家屋の損害の程度に倣い、全壊から半壊までのものに対し家屋の減免割合に応じた減免をいたします。

国民健康保険税につきましては、主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯に対し、その損害の程度が全壊のとき全部、大規模半壊または半壊のとき2分の1の割合で、当該世帯の被保険者全員について算定した年税額を減免いたします。

なお、減免の実施に当たりましては、町広報紙や納税通知書発送時に十分に周知してまいります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。

私は、議案第38号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例につきまして質疑をさせていただきます。

内容に関しましては非常にすばらしい内容ですので賛同するわけなんです、これにより減収する税金の額はどのぐらいになるのか、そしてまたその対応はどうされるのかということでお聞きします。

よろしくお願いします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、9番、熊田議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

今回の各種税目に対する減免に関する条例に当たって減収する税額がどのぐらいか、その対応はということですが、これらについては、今後詳細に精査をしまして減収する税額を確定しながら、今後、町のほ

うの一般会計を含め、他会計、国民健康保険税の会計も含め、精査をして内容を見届けていきたいというふう
に思っております。

それに基づいて、今後予定されている事業等も含めて、どのようにするかということについても決めていき
たい。これらの内容等については、確定次第、皆様のほうにあらゆる機会を通じてお知らせをしていきたいと
いうふうに思っております。

詳しい税額等については税務課長のほうから答弁させます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

税務課長、井戸沼寿量君。

〔税務課長 井戸沼寿量君登壇〕

○税務課長（井戸沼寿量君） 税務課の課長を仰せつかりました井戸沼です。精いっぱいやります。よろしくお
願いします。

今ご質問のありました町税の減収する税額ということですが、町税は、個別の納税義務者の課税要件
を個別に積み上げた総額が課税総額になります。つきまして、今回私どもで試算させていただいたのは、平成
23年度の課税予定額を平均納税義務者数で除して出した税額にそれぞれの減免率を適用して試算した税額であ
りますので、今後、町長が申し上げたように、移動する可能性は十分あることを前もってお願いしたいと思
います。

それで、町民税につきましては1億200万円、固定資産税につきましては1億1,900万円、国保税につきまし
ては1億500万円の減収額を今のところ試算しております。

以上です。

○議長（柏村 栄君） そのほかにありますか。

8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） それでは、ただいまの同僚議員の質問に関連しまして質問させていただきます。

今、税務課長のほうから説明をいただきましたけれども、この被災された方々に対しての減免制度は平成23
年度今年度限りなのか、またこれからも何年かこういった形で被災者の方々を救う制度にしていくのか。

というのは、ことしの場合には昨年の収入で潤いがあるために何とかやっていけると思いますが、ことしは
こういった形で被災された方々の収入がかなり減るというようなことで、来年はもっと厳しいんじゃないかと
いうようなことで質問をいたしたいと思います。

また、農地の被害ということでもありますけれども、ことしの場合には1,200町歩からの矢吹町の農地には水
が入らないということで、これもやはり被災なのではないかなということ、そういった形のときに農地の固
定資産税の減免をどのような形でしていただけるのかということもお聞きしたいと思います。

よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、角田議員の質問にお答えさせていただきます。

被災された方々については今年度だけではなく来年度についても厳しい状況が予想されるのではないかと
いうようなおただし、さらには農地の被害についてもどうした減免の制度があるんだというようにおただし
でございますが、基本的に今回の減免制度等について、さらには、この後も話が出るかと思いますが、さまざまな
支援制度については、基本的には今年度限りというようなことで今現在考えております。

ただ、ことし収入がなくなるということになれば来年度に大きく影響するというところもある程度想像できま
すので、これらについては、国・県の支援が来年度どういうふうになっていくのか、また他の市町村がどのよ
うな対応をしていくのかということも含めまして総合的に検討させていただきまして、来年度以降については、
この後の復旧・復興計画を策定しますので、その時点で大いに議論を深めていきたいというふうに思っており
ますし、またその議論の際には、協議を深める際には、皆様からもさまざまな意見をいただきたいというふ
うに思っております。

農地の減免については、固定資産税の減免もあるわけでございますが、先ほど話が出ましたように1,200町
歩に上る、パイプラインの通水ができないことにより作付が不可能な農地については、減免ということではな
くて支援という形で、この後また皆様のほうから質問が出ているようでございますが、これらについては、作
付ができないものに対しては10アール当たり3,000円支援をしているということでそうした予算の計上もさせ
ていただきましたので、そうしたことでご理解をいただければというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） そのほかにもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ないようですので、質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第38号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に
関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案の上程、説明（議案第37号、議案第39号～議案第42号）

○議長（柏村 栄君） 日程第20、これより議案の上程を行います。

議案第37号、第39号、第40号、第41号、第42号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了解願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

初めに、議案第37号 矢吹町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例についてであります。東日本大震災による被災のため修学が困難になった高等学校、専修学校及び大学の学生等を支援し、教育の機会均等を図るため、これまでの奨学資金貸与の条件を緩和し、より多くの対象者が奨学資金を利用できるよう改正するものであります。

次に、議案第39号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7億8,836万8,000円を追加し、総額を78億4,797万8,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、国庫支出金4億844万1,000円、県支出金1,674万4,000円、寄附金1,519万8,000円、繰入金9,948万5,000円、町債2億4,850万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費が災害救助費により6,868万円の増額、農林水産業費が水田農業構造改革対策事業などにより2,914万5,000円の増額、商工費が中小企業事業者支援事業などにより1,933万6,000円の増額、災害復旧費が文教施設災害復旧事業により6億7,411万8,000円の増額となるものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、東日本大震災に伴い、福祉施設災害復旧事業債1億500万円、災害廃棄物処理事業債1,080万円をそれぞれ追加するとともに、農業施設災害復旧事業債1,810万円、公共土木施設災害復旧事業債1,100万円、公立学校施設災害復旧事業債5,050万円、社会教育施設災害復旧事業債4,950万円、消防施設災害復旧事業債360万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第40号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5億90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億7,467万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、国庫支出金4億1,220万円を増額するものであります。

歳出につきましては、災害復旧費5億90万円を増額するものであります。

地方債の補正内容につきましては、災害復旧事業債8,690万円を増額補正するものであります。

次に、議案第41号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ2億9,030万円増額し、歳入歳出予算の総額を4億9,463万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、国庫支出金1億7,440万円を増額するものであります。

歳出につきましては、災害復旧費2億9,030万円を増額するものであります。

地方債の補正内容につきましては、災害復旧事業債1億1,495万円を増額補正するものであります。

次に、議案第42号 平成23年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の収益的収入につきましては48万2,000円を増額し、収入予算総額4億4,201万2,000円とし、支出については192万1,000円を増額し、支出予算総額4億6,785万6,000円とするものであります。

収入の内容は雑収益48万2,000円を増額し、支出の内容は、委託料137万1,000円、通信運搬費等55万円を増額するものであります。

また、既定の資本的収入につきましては1億5,000万円を増額し、収入予算総額1億9,714万9,000円とし、支出については6,705万円を増額し、支出予算総額2億5,950万5,000円とするものであります。

収入の内容は、国庫補助金8,000万円、企業債6,800万円、他会計出資金200万円を増額し、支出の主な内容は工事請負費6,600万円を増額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

◎散会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

本日はご苦労さまでした。

（午前11時44分）

平成23年第362回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成23年6月13日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君	
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君	
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君	
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君	
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君	
11番	諸	根	重	男	君	12番	遠	藤		守	君	
13番	根	本	信	雄	君	14番	吉	田		伸	君	
15番	栗	崎	千	代	松	君	16番	柏	村		栄	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	野	崎	吉	郎	君	副	町	長	渡	邊	正	樹	君								
教	育	長	栗	林	正	樹	君	企	画	経	営	課	長	圓	谷	誠	君					
総	務	課	長	会	田	光	一	君	税	務	課	長	井	戸	沼	寿	量	君				
町	民	生	活	課	長	円	谷	一	雄	君	保	健	福	祉	課	長	深	谷	昌	利	君	
産	業	振	興	課	長																	
兼	農	業	委	員	会	須	藤	源	太	君	都	市	建	設	課	長	藤	田		豊	君	
事	務	局	長																			
上	下	水	道	課	長	円	谷	清	茂	君	会	計	管	理	者	水	戸	邦	夫	君		
											兼	出	納	室	長							

教育次長兼
学校教育課長 藤 田 忠 晴 君

生涯学習課長
兼中央公民館
近 藤 尚 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 坂 路 寿 紀

主 幹 兼
局長補佐 菊 地 利 雄
兼 次 長

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程に先立ちまして報告いたします。14番、吉田伸君より午前中欠席する旨の届け出がありました。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（柏村 栄君） それでは日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 大 木 義 正 君

○議長（柏村 栄君） 通告1番、7番、大木義正君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 議場の皆さん、傍聴席の皆さん、おはようございます。

質問に入る前に、このたびの東日本大震災により亡くなられました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、いまだに行方不明の方が8,000人以上いらっしゃいますが、一日も早く見つかることを心より願っております。また、被災されました皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

大震災から3カ月になりますが、津波や原発事故の影響で今なお多くの県民が避難生活を余儀なくされております。一刻も早く福島県民がもとの生活に戻れて復興に向けて前に進んでいけるように、国が責任を持って原発事故を収束させることに全力で取り組んでほしいと願うばかりです。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、震災復興の道筋についてお伺いいたします。

今回の震災とその後の余震の影響で、町内の道路、公共施設、上下水道、農業集落排水、農地、農業用施設など数多くの箇所において甚大な被害をこうむりました。それぞれにおいて仮復旧工事や応急的な措置を講じたりして対応しておりますが、道路を初めこれらの施設が本格的に復旧するのはいつごろになる予定なのかお伺いいたします。

さらに、これらの施設の本格的復旧に要する費用はどのくらいかかる予定なのか、そのうち国や県からの補助はどのくらい見込んでいて、町の負担金はどのくらいになると予想されるのか、また、町の負担金の財源の見通しと調達方法はどのように考えているのかも伺いいたします。場合によっては実質公債費比率が再び上昇することも想定しておかなければいけないのかも伺いいたします。

次に、住宅や店舗の損壊、羽鳥用水の通水断念による稲の作付不能により、商店や農家を中心に収入が激減

する中で、逆に住宅や店舗の解体や修理、補修などの出費を余儀なくされております。被災した町民が早くもとの生活に戻れるように支援策を講じていくことも行政の大事な仕事です。町も町民税、固定資産税、国保税などの今年度の減免策を打ち出しておりますが、こういった減免措置が今年度限りでなく来年度も必要ではないかと考えるが、町の考えをお伺いいたします。また、新たな支援策も考えているのかもあわせてお伺いいたします。

次に、今回の震災で甚大な被害をこうむった町内の地場産業、農業、商店街をどのようにして復旧、復興、発展させていく考えなのか。この機会に、足腰の強い、将来を見据えた発展性のある地場産業、農業、商店街を目指して取り組んでいくべきだと思います。この際、町が明確なビジョンを示して進めていくことも必要ではないでしょうか、町の考えをお伺いいたします。

次に、今回の震災から得た教訓をしっかりと検証して、災害に強いまちづくりと災害時に迅速に対応できる組織づくり、さらにはどこかで災害が発生した場合に物資の援助や応援のための人の派遣ができるような自治体を目指すべきではないでしょうか。

今回の震災では、水道の復旧に2週間以上かかった地区が出たりしました。なぜこんなに時間を要したのか、どのようにすれば早期に復旧できるかなど、今回の震災対応を一つ一つ検証しながら反省し次に備える、今回と同じように交通網が麻痺し輸送がストップした場合の食料の確保、震災に備えての物資の備蓄と保管場所などあらゆる検証をして、いざ災害が発生しても町民の安全の確保と不便な生活を送る時間が少しでも短くて済むような自治体を目指すべきと思うが、町の考えをお伺いいたします。

次に、放射線及び放射性物質の対策についてお伺いいたします。

原発事故の影響で県内のあらゆる産業が被害をこうむっております。矢吹町でも一時、野菜や原乳の出荷制限を受けたりしました。これらの被害に対する東京電力への補償請求は、JAやそれぞれの加入団体あるいは個人で求めていくことになります。しかしながら、その補償請求額がどこまで認められるかも、いつ支払われるかも明確ではありません。現在は一時の風評被害も薄らぎ、野菜の価格も平年並みに戻っていると生産者から話を伺っており、少しは安心しております。

しかしながら、原発事故の収束はいまだに見通しが立っておりません。何らかの状況悪化の事態が起きれば、再び出荷制限、風評被害による価格の下落、買い控えなどが起こる可能性は否定できません。米や野菜が出荷できなかつたり価格が下落したりすれば、生産者は収入が得られず生活ができません。

補償金を請求してもいつもらえるかわからなくては生活のめどが立ちません。出荷制限を受けているものは販売できませんが、風評被害によるものであれば、これまでも実施したような方法で首都圏に出向いて消費者に直接販売をして安全をアピールすることができます。新鮮でおいしい米や野菜、果物を食べてもらって、福島県や矢吹町のファンをふやすよいチャンスでもあります。JAや県・町が協力し合って生産者の支援に取り組むべきではないでしょうか。例えば町の支援策として、販売場所の確保や輸送などの経費の一部負担とか、あるいは販売促進の手助けをするなどの支援が考えられるのではないのでしょうか。また、短期の生活資金を借り入れる場合には町が利子補給をすとかの支援策が考えられると思います。

一番望ましいことは、原発事故が収束して出荷制限や風評被害がなくなることだと思います。しかしながら、悪いほうの場合も想定しておく必要があります。こんな事態に及んだ場合の生産者支援策をどうするのか、町

の考えをお伺いいたします。

次に、原発事故がいまだに収束の見通しが立たない中、教育現場にも大きな混乱を生じさせておりますが、町内の保育園、幼稚園、小学校、中学校における放射線及び放射性物質に対する対策と指導についてお伺いいたします。例えば校舎の窓の開閉はどうしているのか、屋外での授業や部活、スポ少において服装や時間の制約があるのか、通学するときの服装などどのような指導や実践をしているのかなどをお伺いいたします。

また、文部科学省は、子供たちが受ける放射線量の値を年間1ミリシーベルト以下を目指すと発表しました。さらに、1時間当たり1マイクロシーベルトを超えた学校において、校庭の表土の除去作業を行う場合の費用は国が負担することも決定しました。これを受けて、県中、県北の学校を中心に表土の除去作業を行う学校がふえております。幸いにして、町の各学校の放射線量の値は今のところ国の基準を超えておらず、除去の必要はないと思いますが、今後、放射線量に変化が出てきた場合や放射性物質が蓄積していく可能性はないのかなど、不安要素もあります。文部科学省の見解は一つの基準ではありますが、町としてはどのような数値あるいは状況になったら表土の除去をするつもりなのか、教育委員会としての判断基準をお伺いいたします。

これで最初の質問を終わります。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、7番、大木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、災害復旧の時期と財源の見通しについてのおたかしであります。まず復旧時期の見通しですが、町では今回の東日本大震災で数多くの被災を受けております。

そのうち、町道218カ所につきましては補助事業の査定が終了したものから順次着手することとし、今月から実施設計に入り、工事は10月から開始し、平成24年9月完了を予定しております。都市公園7カ所につきましては、工事は10月から開始し、年度内の完了を予定しております。上水道はおおむね復旧は終了していますが、柿之内橋の水管橋など数カ所の改修を9月から開始し、年度内に完了を予定しております。公共下水道の延長約12キロメートルにつきましては、7月から実施設計、工事は10月から開始し、平成24年度未完了を予定しております。農業集落排水につきましては、7月から実施設計、工事は10月から開始し、平成24年12月末完了を予定しております。農業施設174カ所及び農地101カ所につきましては、既に調査・測量を進めており、工事は9月から開始し、年度内完了を予定しております。教育施設につきましては、工事は7月から開始し、夏休み中の完了を予定しております。そのほかには、保健福祉施設等、年度内に復旧が完了する予定としております。

以上の復旧事業に必要な経費についてはおおむね23億円と見込んでおり、財源内訳として、国庫・県支出金18億7,100万円、地方債2億2,800万円、一般財源2億7,100万円であります。

今回の震災に対する災害復旧事業については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、いわゆる財特法が施行され、阪神・淡路大震災以上に補助率のかさ上げや補助対象の拡充がなされ、道路等の公共土木施設は補助率が80%から90%、補助残分の起債充当率は100%、起債償還金の95%が交付税

措置されることなどが示されております。

しかしながら、復旧事業費総額は巨額であり、町負担分や町単独事業も見込まれ、多額の一般財源の確保が必要となります。このことは、財政再建にめどが立ち将来に確実な明るさを見出していた中で財政的には新たな負担がふえますが、町民の皆さんの負担の増加をなくして安全で安心な生活を確保するため、復興の道をできるだけ早く歩まなくてはなりません。計画的な財政運営を継続し、大きく後戻りしないよう努めてまいる考えでおります。

なお、震災に伴う起債により実質公債費比率が上昇するのではとのおたかしであります。今回の災害に伴う起債の償還額は基本的には公債費比率にカウントされず、大きな影響はないと考えておりますが、その影響の是非については復旧の見通しがつく9月ごろをめどに再試算し、その経過についても含め、議員の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

いずれにしても、今後はさらに国の支援策の拡充等を強く要望するとともに、災害復旧事業費の財源について細部にわたり精査を行い、一般財源の圧縮に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、多くの町民が収入激減し逆に多くの出費を余儀なくされて苦しんでおりますが、町として町民の生活再建の支援策とその継続性についてのおたかしであります。本町は、県南地方の中でも特に被災の程度が激しく、罹災調査の結果においても町民がこうむった被害の程度は著しいものがあり、生活への影響は多大なものであると認識しております。

そのため、当面の生活資金として、原則的に全壊及び大規模半壊の被災世帯に対し被災者生活再建支援金が、半壊以上の被災世帯に対し国・県・町より義援金が支給されております。義援金につきましては、6月15日に第3回目の支給を予定しており、第3回目までの義援金支給総額は1,034件で2億9,432万円となっております。

また、住宅損壊の支援策として、災害救助法による住宅の応急修理制度が整備されております。罹災証明で半壊上の被害を受けた住宅に対し、屋根、外壁、上下水道設備等の日常生活に欠くことができない部分を応急的に修理することにより居住を可能にするための制度であり、1世帯当たり52万円を限度額としております。本制度につきましては多くの方が利用しており、5月末現在の申込件数は48世帯2,180万円となっております。

次に、税制面からも被災した町民の負担を軽減する必要があると深く認識しており、住民税を初め固定資産税及び国保税につきましては、被災した程度に応じ減免割合を設け減免することとしております。特に固定資産税につきましては、町内全域において何がしかの被災を受けているという判断に基づきまして、居住する住宅に限り、一部損壊につきましても一律に10分の1の割合で町独自の減免をいたすこととしております。

また、羽鳥用水並びにため池堤体損壊等により作付できない農家の方に対し、被災田10アール当たり3,000円の町商工会商品券を発行し助成することとしております。

このほか、中小企業事業者支援、住宅支援、私道整備支援、保育園・幼稚園保育料の減免などを実施するとともに、その継続性についても状況等を勘案しながら、町民の皆さんの生活が一日も早く再建されますよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地場産業、農業、商店街の復旧、復興、発展にどのようなビジョンを持って取り組んでいくのかについてのおたかしであります。地域経済を支える産業活動が震災前に戻り再開できる復旧・復興については、各種現行の国・県の補助金等公的支援制度をフルに活用することはもとより、より一層の中小零細事業者や農

業者の負担軽減を図るため、特例的措置の適用を国・県に働きかけております。一例として、羽鳥用水パイプラインの直轄災害復旧工事の大幅な地元負担金の軽減が図られる見通しになったことを初め、広範な制度適用の拡大を要請しているところであります。

その後のステップとして、復興、発展に当たりどのようなビジョンを持って当たるかについては、今後予定している町の復興ビジョン策定を経た中で、安全で安心でき活力あるまちづくりを目指し、スピード感を持った効果的な施策の展開を図ることにしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今回の震災を教訓とした災害に強いまちづくりと災害時に迅速に対応できる自治体づくりについてのおただしであります。災害はいつ何どき発生するかわからないこと、そして甚大かつ深刻な被害をもたらすことを、今回の震災で改めて認識を深めたところでもあります。大木議員からのおただしは、震災を受けたばかりの今こそ考えなければならない、まさしく機をとらえたご提言であります。感謝の言葉を申し上げ、答弁させていただきます。

初めに、今回の震災から得た教訓についてであります。議員ご指摘のとおり、初期対応及び日ごろからの備えについて反省すべき点が多々あったことは事実であります。地震発生後、地域防災計画に基づいた組織体制のもと、直ちに災害対策本部を設置し、被災町民の避難所誘導、町内被害状況の確認や応急処置に取り組んでまいりました。

ライフラインの被災においては水道の断水が最も大きいものであり、159カ所において水道管の破裂が確認されました。不眠不休で復旧作業を全力で行いましたが、町内全域での通水が再開されたのは3月26日と地震発生から15日後であり、その後も局地的な断水が続きました。結果的には今回の巨大地震による断水は避けられないものとなり、その補完策として給水活動を当面の最重要課題とし、多くの消防団、ボランティアの皆様のご協力をいただきながら取り組んでまいりました。

地震発生後数日間は役場駐車場1カ所で給水を実施しておりましたが、その後、消火栓や公園の水道を臨時給水所とするなど、徐々に給水箇所をふやしてまいりました。そうは申しても、通水再開が最もおくれた中畑・三神地区への巡回給水の実施がおくれたことは大きな反省点であります。原因の一つに、地震発生後の燃料不足もありました。これは地域防災計画においても想定し得なかった事態であり、巡回給水に十分なガソリン・軽油を確保することができない状態がしばらくの間続き、結果として巡回が始まったのは3月17日からとなりました。

しかし、こうした要因があったとしても、当該地区は日中は高齢者のみの世帯が多く、また給水所から遠距離であることなどの地域事情をかんがみれば、町民の生命・財産を守る立場としては真摯に反省しなければなりません。この場をおかりし、ご不便をおかけしましたことをおわび申し上げます。

また、食料等の確保についても、当該計画では備蓄を必須のものとしておらず、町外からの支援物資に頼らざるを得ない状況であったことも今後の反省材料として挙げなければならない点であります。そのほか、電話がつながらない中での通信手段の確保、迅速かつ的確に対応し得る初動組織体制の確立など、多種にわたり検証・分析すべき点がございました。

しかしながら、成果点もあったことも事実であります。のり面崩落や道路陥没による通行どめ箇所や通行不能箇所について、建設協会の皆様による迅速な応急作業によりいち早く通行可能となった点や、消防団によ

る被害調査や瓦れき撤去作業、多数のボランティア協力者による各種復旧活動における町民の皆様の絶大なるご支援・ご協力があったことは、町政推進における重点課題の一つである協働のまちづくりの重要性が示されたケースであったと私は認識しております。

以上のような反省点、成果点を踏まえ、議員おただしの災害に強いまちづくり及び災害時に迅速に対応できる自治体の確立に向け、今後、3つの取り組みを進める考えであります。

1点目は、地域防災計画の検証と見直しであります。

災害発生時における速やかな初動態勢の重要性は、今回の震災により一層認識を深くしたところであります。避難誘導及び避難所管理、食料支援や給水活動に至るまでの被災者の生命の維持、上水道及び主要生活道路を初めとするライフラインの応急復旧、そして燃料確保等、これら諸活動をより迅速かつ確実に実施し得る組織体制の構築、そして今回経験した一つ一つの課題を改めて検証・総括し地域防災計画を見直すことは必須であり、急務でもあると考えております。早々に見直し作業に取りかかり、今年度内の完成を目指してまいりたいと考えております。

また、三鷹市、十和田市、川南町の姉妹友好都市を初めとする他自治体からの物的・人的支援には大変助けられ、本町の速やかな震災復旧の大きな原動力となりました。言葉にあらわすことのできないほどの感謝の念を抱いております。特に、災害相互応援協定を締結している三鷹市からは、水道管資材から人的派遣に至るまで多岐かつ大量な支援をしていただきました。この経験からも、保存食料等の備蓄については、本町はもとより他自治体の有事の際にも有効であることから、人的支援も含め当該計画に位置づけてまいりたいと考えております。

2点目は、復興ビジョンづくりであります。

復興ビジョンは、後に説明する震災復興計画の指針となるもので、ことし11月までに策定し、来年度の政策大綱に盛り込むものであります。このビジョンには復旧事業の経費及び財源、スケジュール等が網羅されるとともに、国・県で現在進められている東日本復興構想会議あるいは福島県復興ビジョンと連動し、費用負担も含めた役割分担等も明確にうたいながら復興へ向けての方向性を打ち出してまいりたいと考えております。

3点目は、震災復興計画の策定であります。

この計画は、今年度からスタートした第5次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画における現在の6つの柱に新たに加わる一つの柱として位置づけ、前述の復興ビジョンに基づき本町における本格的な復興の礎となるもので、単なる被災箇所の原状回復や町民生活の再生、産業経済の再建にとどまらず、それら全体の枠組みそのものが災害に対し強固なものとなることを目的として策定されるべきものと考えております。

また、本町の復興にとっては、さきに指摘させていただきました協働のまちづくりという点も不可欠な要素であるため、町民の皆様に参画していただき策定作業を進め、住民の視点を大いに取り入れた計画にしてまいりたいと考えております。

なお、策定に当たっては、現行の後期基本計画における主要事業・事務事業の見直し作業と同時に作業を実施し、今年度中の完了、新年度当初からの開始を目指し、財政的にも連動した実効性のある計画を構築してまいります。

以上、3つの取り組みにより協働という本町のまちづくりにおける基本原則のもと、町民の総力を結集した

初動態勢の確立、そして震災以前よりも安全・安心で災害に強い、活力のある矢吹町を構築してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、原発事故の収束の見通しが立たない状況の中で今後農産物や家畜の出荷制限や風評被害による価格の下落が生じた場合、町としての生産者支援対策をどのように考えているかについてのおただしであります。福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射能に汚染された食品については出荷制限等の措置がなされ、本町では、ハウレンソウやブロッコリー及び原乳などの農畜産物が3月21日から制限を受けました。現在はモニタリング検査の実施によりすべて制限解除になっておりますが、解除になるまでの一定期間、農畜産物の販売に損害を受けたところであります。収束していない現況では、今後も農産物から食品衛生法の暫定基準値を超える放射性物質が検出された場合、再度、出荷制限等の措置がなされ、さらに被害が拡大し多大な損害が予想されます。これにより農家の生活、農業経営が脅かされ、将来に向けた不安ははかり知れないものと推察されます。

福島第一原子力発電所の事故の賠償責任についてであります。その補償は、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、一義的には事故原因者の東京電力の責任となります。また、文部科学省に設置してあります原子力損害賠償紛争審査会における第1次指針では、出荷制限や出荷自粛を受けた農産物の損害が賠償対象になっており、第2次指針では、出荷制限や出荷自粛を受けた地域の農産物の風評被害が新たに賠償対象となっております。町内各JAでは、現在第1回目の風評被害等に伴う損害額を調査中であります。

町では、出荷制限に対応する情報や賠償を受けられるまでの間の農家経営安定資金等のつなぎ資金面での情報を、農家の皆さんに適宜提供しているところであります。また、町の具体的な支援策につきましては、今後の東京電力の補償に加え、国・県の復興支援対策の動向を注視しながら検討するとともに、東京電力や国に対し復旧・復興のためにさらに要望をしてまいりたいと考えております。

なお、おただしの風評一掃キャンペーンについては、これまでも味の素スタジアム、青山の表参道、さらには、今後、三鷹市を含め機会をとらえ多くの風評被害一掃キャンペーンに参加しながら、矢吹町、福島県の野菜を含む農産物の安全・安心をPRしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 皆様、こんにちは。

答弁の前に、このたびの大震災により被災されました子供たちを初めご家族の皆様方に心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、7番、大木議員の質問にお答えいたします。

学校等における屋内・屋外活動の対策と指導及び園庭・校庭の表土除去についての可能性や判断基準についてのおただしであります。東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故以来、県内では放射能汚染による子供への健康被害が問題となり、4月の新学期が始まるに当たり、学校等での生活・活動のガイドラインを示すよう、福島県教育委員会を通じ文部科学省に対して要請をしておりました。しかし、新学期開始までには示され

ず、対応に苦慮したところであります。

町教育委員会といたしましては、各種環境放射線モニタリングの結果や福島県放射線リスクアドバイザーの説明などによる正確な情報把握に努めるとともに、近隣市町村との情報交換や校長・園長との協議により、4月1日付で体育の授業等は通常どおり行うが、長時間にならないようにするなど、福島原発事故に伴う放射線健康リスクへの対応について幾つかの指示をしたところであります。

その後、4月19日付で文部科学省、福島県教育委員会から、「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」の通知が8月下旬までの間の暫定的なものとして示されました。この通知を受け、町教育委員会では4月21日付で、「幼稚園・保育園・小中学校における園庭・校庭等の利用について」により改めて各学校・園に屋外活動の基本的な考え方として、校庭・園庭の利用は平常どおりとし、ただし、人工的な放射線量はできる限り浴びないようにするため、屋外活動の留意点について指示するとともに、学校等を通して保護者の皆様にお知らせいたしました。また、広報臨時号の折り込みとして、「児童生徒（幼稚園、保育園、小・中学校）の生活について」によって町民の皆様にお知らせしたところであります。

本町の放射線量は国の示した基準の毎時3.8マイクロシーベルトを大きく下回っておりますが、放射線量の低い三神小学校以外は、諸事情も勘案し、小学校運動会について念のため開催時期を10月に延期することといたしました。また、夏場に向けてプール授業が心配されましたので、学校プールは使用しないで温水プールによる水泳授業を実施することにしております。

次に、校庭・園庭の表土除去についてですが、各学校・園の放射線量は、毎日の午前・午後2回のモニタリングの結果を見ますと、地上1センチメートルで0.2から0.5マイクロシーベルトで推移しており、国が表土除去の費用負担の基準としている毎時1マイクロシーベルトを下回っております。しかし、最近の放射線量の推移からこれ以上の自然低下は望めないのではないかと考えております。このままでは矢吹町における年間放射線被曝積算線量が1ミリシーベルトを超えることが予想され、矢吹町の子供たちの健康、将来の安全を確保するためには表土除去が必要ではないかと考えております。

本町のように1マイクロシーベルト未満の場合も除去費用の国庫負担の要望をしつつ、除去の時期については、できるだけ早い時期の実施をお願いしたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 再質問はございますか。

7番、大木義正君。

○7番（大木義正君） 減免措置の継続性について今後検討していくという形で答弁いただきましたけれども、初日に同僚議員からも同じような質問がありましたけれども、みんな被災してかなり苦しい生活を強いられているところで、やはりここでぬくもりのある行政ができるかどうかというのが問われると思うんです。ぜひその辺は、町民の皆さんが少しでも生活を再建できるような考え方を持ってやっていただきたいと思います。

あと、例えば現在行われている若者定住促進事業で、若い夫婦が家を建てる場合に固定資産税を一定期間補助するような政策を行っていますけれども、今回被災されて家を新しく建てなければならないという場合に、同じような支援策ができないかどうかぜひ検討してもらいたいと思いますけれども、その辺をお願いします。

あと、復興ビジョンをこれからつくるといふことですが、町の中の商店街が今回かなり被災されました、それでなくても矢吹の商店街というのは閉まっているところが今までも多くて、買い物をするにしても1

カ所でなかなか用事が足りないというか、ぼつんぼつんとあるものですから、その辺を復興ビジョンをつくるに当たって商工会あたりにも働きかけて、これは地権者や出店者とかの同意を得ることが前提になければならないんですけども、例えば、ある一定の区画の中に商店を集中して出店してもらうような方法、そしてその商店の周りか中に駐車場を確保していただければ、そこに車で行くにしても年配の人の押し車で行くにしても、ある程度狭い範囲というかそこで全部用が足りるというか、そういう商店街づくりを目指せばもう一回集客力ができるんじゃないかなと私は思うんです。その辺、地権者とか出店者のいろんな調整とかなかなか難しい面もありますけれども、その辺もできれば町が指導して、商工会あたりと協力しながらやっていただければと思います。

あと、災害に強いまちづくりということで大分丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございます。今回、矢吹町は余りよそには避難しておりませんが、特に原発の関係で埼玉とか千葉とか各ところにお世話になったというのがありますし、いずれ首都直下型とか首都圏が災害に遭うんじゃないかという話もあるものだから、もしそういうようになった場合には、今回世話になった分のお返しとして矢吹町でも避難民を受け入れられるような、そのくらいの自治体づくりをぜひ目指していただきたいと思いますけれども、その辺もお伺いしたいと思います。

あと、教育委員会のほうのお話、除去の必要性があるんじゃないかということですけども、これは父兄の方もかなり気にしてまして、私のところのほかにも、どういうふうな対応を考えているんですかみたいな話もありますし、多分、父兄の中には、まだ気にしなくていいよという父兄もいるでしょうけれども、いや、心配だという父兄もいて、やはりそこを明確に、今は大丈夫ですよ、いや、やりますよという一つの基準というか、保護者が納得するような、同じ回答ができるようなものを持っていないと、ちょっと教育委員会の考え方は、周りがやればやるんじゃないかとか周りの市町村に合わせるんじゃないかとかそういう適当な答えもできないので、やはり一つの明確な、これだったらやります、これだったらまだ大丈夫だと思いますとかというようなものをぜひ示していただきたいと思います。

それと、登下校とかの服装は、市町村によっては長そで、マスク、帽子着用というような指導をしているところもあると聞きましたけれども、矢吹町の場合はそういうところまでの指導は特別ないということで理解していいのかどうか、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

今ほど大木議員のほうから固定資産税を含めさまざまな町の支援策も含めた減免の継続性のおただし、さらには町の商店街の今後の復旧・復興のあり方、そういったビジョンについてのおただし、さらには災害に強いまちづくりということで、当町においても他県に大変世話になったと、今後逆の立場で受け入れることについてもというようなおただし、私も全く、今、大木議員のほうから再質問がありました内容については同感でございます。さまざまな提案をありがとうございます。

まず1点目の固定資産税の減免の継続性については、前回は話をさせていただきましたように、町もこの後の復旧・復興計画、さらには平成24年度の政策大綱づくりの中でも、こうした視点を財政と相談しながら考えていきたい。私個人としては、継続性を持ったそうしたものについて対応してまいりたいというふうに考えております。

さらに、例えばということで若者定住促進住宅のようなものを今回の支援の対策として取り入れられないかということについては、これも町のほうで今回、復旧ビジョンづくり、復興計画づくりの中でそうした考え方を盛り込んでいこうというような、そんな相談をしておりますので、まとまり次第お知らせをしていきたいというふうに思っております。

町の商店街づくり、私も今回、復旧とその後の復興計画については大木議員と全く同じ考え方を持っております。今まで、TMO、中心市街地活性化事業の中でも大きな課題として、駐車場、さらには1カ所ですべて完結できるような、要するに郊外にできている大型ショッピングセンターと同じような機能を、旧商店街という町なかの商店街にもつくっていくべきだろうという考え方を持っております。そうしたことを含めて空き店舗対策や商工会のほうに委託している、この後の地域活性化支援センターのあり方も含めて、商工会ともども協議を深めていきたいなというふうに思っております。

そうしたものも、今後11月の復興ビジョン、その後の復興計画というものの中に入れていく、これはまたとない機会、今しかできないことだろうというふうに思っております。また、町の中に建物ができてしまえばそうした復興計画というものはでき得ないということもありますので、今のタイミングが一番だろうというふうにも考えておりますので、そうした考え方を盛り込んでいきたいなというふうに思っております。

他県に世話になったと、矢吹町の方でも何十人も他県に今住んでいる方もおります。また同時に、仮設住宅を含め町営住宅、民間住宅の方も矢吹町で今100人を超える方が避難しているわけですが、この後、災害に強いまちづくりで、先ほども答弁させていただきましたように、町としても今度は応援するというような、そういう視点も必要なんだろうと思っております。これは町の土地利用計画というものがありますので、そうしたことを十分に協議を深めていって、このことをビジョン復興計画の中に取り入れる、大きな受け皿になっていけるような、そんなまちづくりというものを考えていきたいと思っております。これについては、基本的には第5次まちづくり総合計画の人口フレームの中でも考えていかなければならないと、そういう課題になっておりますので、そうしたことについても考えてまいりたいというふうに思っております。

以上で私の再質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柏村 栄君） 答弁求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 大木議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

日本の自然放射線量はおよそ1年間に2ミリシーベルトと言われております。2ミリシーベルトといいますと、1ミリシーベルトというのは1,000マイクロシーベルトですので、年間に2,000マイクロシーベルト、これが自然放射線量でございます。それで、このたびは人工的な放射線ということでございますので、これについてはできるだけ浴びないほうがいいと。

それで、文部科学省では在校時間で1ミリシーベルト以内を目指すというふうな、通知の中でそのように表現しているわけでございます。いろいろな学者がいろいろな説を唱えておりますが、この年間1ミリシーベルト以内ということについてはどなたも多分納得いただけるだろうと。町教育委員会といたしましては、できるだけ人工的な放射線は浴びないほうがいい。ところが、浴びざるを得ませんので、とすればできるだけこれを減らしたい。

大木議員からも、保護者の方々も大変心配していると、私たちが議員の皆様も皆心配なさっていると思います。納得できるようにということが大変難しく、いろいろな学者が、例えば県のリスクアドバイザーという専門家も、この専門家の方々には広島大学や長崎大学で原爆病についてずっと研究してきた方々、あるいはチェルノブイリまで行って研究してきた方々、そういう方々も現在の福島県、矢吹町という言い方はしていませんが、矢吹町のような少ない線量であれば安全ですよという言い方をしております。

しかし、その専門家の方々も、安全ですと。しかし、それが安心かどうかは何とも言えません。数値上、科学上は安全なんです、安心と言えるかどうか、安心は一人一人によって違いますと。そういうことから、皆さんに納得できるようにというのは大変難しいことではありますが、しかし、私たちは子供たちのためにそういう努力はしなくちゃならない。

そこで、我が町は放射線量は低いわけですが、さらに低くするためにやはり表土の除去をお願いできれば、校庭でより安心して子供たちを遊ばせたり、あるいは運動・活動をさせることができると、そういうことでございますので、できましたら、時期についてはもう少し検討させていただいて、できるだけ早くお願いできれば大変子供たちのためにありがたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

〔「登下校の服装のことは」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗林正樹君） 失礼しました。

登下校時の服装については、できるだけ長そで・長ズボンを奨励しております。そして、マスクや帽子もかぶったほうが良いというふうに4月の校長会や園長会では指導をして、各学校に取り組んでいただいているというふうに思います。ただし、現状はどうかというお話も先ほどございましたので、例えばマスク等については、暑くなってもやるんですかというようなことがあります。それから帽子についても。それで、そのところは今、保護者の方に多少お任せという部分がございます。

そしてもう一つ、長そで・長ズボンということにはしておりますが、朝暑いときにはもう汗びっしょりで来ると、それが本当に健康上いいのかということもございますので、基本的にはなるべく肌を露出しないように、そういう意味では長そで・長ズボンをお願いをしたい。しかし、汗びっしょりで学校に着く前に着がえさせたいぐらいだというような例もないではないということですので、その長そで・長ズボンを基本にしながら、保護者あるいはそのときの天候の状態によって半そでになったり半ズボンになったりするのでもやむを得ないでしょうというようなことで、できるだけ肌を露出しないということで全体的には各学校や園で指導してもらっております。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 再々質問はございますか。

○7番（大木義正君） ありません。

○議長（柏村 栄君） 以上で、7番、大木義正君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時57分）

○議長（柏村 栄君） それでは再開いたします。

（午前11時08分）

◇ 鈴木隆司君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告2番、3番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 鈴木隆司君登壇〕

○3番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、おはようございます。

まず最初に、この場をおかりいたしまして、今回の震災に遭われた方にお見舞いを申し上げるとともに、日々復旧活動に当たっている町職員の皆様に初め多くの皆様に感謝を申し上げたいと思います。

それでは、通告書に従い、今回の震災に関する3つの質問をしたいと思います。

まず初めに、町の生活幹線道通行どめについて伺います。

旧国道中町商店街通りの通行どめについて、その経緯と危険性の現状について町の説明を求めます。

それから、通行どめによる商店街の経済的大打撃と大きな生活不便を町として現在どのようにとらえているかを伺ってみたいと思います。

それから、この通行どめの現在の対応の進捗状況と今後の解除見通しはどうなっているのか。一刻も早くこれを解除していただきたいという多くの町民の願いですので、この辺の説明、町長の考えをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、2番目ですが、災害復興に係る町の各種減免措置について。重複する点がありますが、ご了承願ひしたいと思います。

固定資産税や国保税減免が予定されておりますが、減免実施の全種目と減免の数値割合を伺いたいと思います。また、それぞれの種目別減免予定額、それから総減免額をどの程度試算しているか伺いたいと思います。

それから、今後大幅な減収が予想される中、この減免額を補う財源は県や国の補助金によって賄うものと考えられますが、現在のところ、その目算はどの程度立っているのか伺いたいと思います。これによって実質公債比率がどの程度になるかということで町民の皆さんが大変心配されている面もありますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、災害復旧事業について伺います。

特に被災の多かった道路や上下水道を初め、町関係の被災状況、総額、その後の復旧状況についての報告をお願いしたいと思います。

また、日夜復旧に力を注いでいる現況ではありますが、今後、本格的な復旧が始まると思うんです。その本格

的な復旧が始まることに関しまして、その着工の優先順位をどのように決めていくのか、どのように町は考えているのか伺いたいと思います。

それから、復旧・復興事業に際して官と民の境界を町はどのように考えているのか伺いたいと思います。震災以前は、官は官、民は民というその線がはっきりしていたわけですが、今回、この震災によって、例えば瓦れきなどは、確かに民有地にあれば民の仕事じゃないか、道路にあれば官の仕事じゃないかと、一概にそのような考え方でいいのかなという考えを私は持っています。というのは、確かに民地にある瓦れきも震災によって出た瓦れきであって、またその瓦れきは大きく言いますと放射線を含んでいる瓦れきなんです。ですから、私はこの官と民の境ですか、民地の中にあるから民でやれよというのではなくて、そういう放射線を含んだ瓦れきが民の中でばらばらに処理されたのでは、これは今後の問題にもなりかねませんので、この辺のもっと柔軟な対応を求めるとともに、今現在の町による官と民の境界線の考え方について伺いたいと思います。

それから、復旧作業を推進するに当たり、新たなまちづくりにつなげるべく町のビジョンについて伺いたいと思います。これは前にも質問がありましたが、ちょっと視点を変えまして、私のほうは、例えば3月11日以前の矢吹町というのは、皆さんもご存じのとおり大変交通の便に恵まれ、さわやかな緑の風が吹き、おいしい米・おいしい野菜がとれ、震災や天災とは全く無縁の大変住みよい町というのが矢吹町の評価でした。その後、この震災によって地盤が緩いんじゃないかとかさまざまな憶測が流れております。羽鳥の水にやっぱり頼らざるを得ない地域のためことは水が来ないとか、今まで考えもしなかった町の状況があるわけです。そういったことを大きく考えて、町は今後、震災後の矢吹町をどのようなビジョンでつくっていくのかという点について伺いたいと思います。

これで最初の質問を終わらせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、3番、鈴木隆司議員のご質問にお答えいたします。

初めに、旧国道中町商店街通りの通行どめについて、その経緯と危険性の現状についてのおただしであります。町道北町・新町線を通行どめにした経緯につきましては、町道に隣接する株式会社円谷呉服店所有の被災建物3棟を専門化に調査依頼したところ、余震等により倒壊のおそれがあるとの意見をいただくことによるものであります。

被災建物の状態は、昭和39年建築の交差点に近い南側の建物が大変危険な状態であります。柱が座屈し内部のコンクリートが崩壊した状態であり、鉛直力支持能力に大きな問題があるため、大きな余震が発生した場合には西側町道へ倒壊する危険性が高く、町道の通行上支障となる状態にあります。その他の2棟につきましても、外壁の脱落、鉄骨部材の変形から危険性が非常に大きい状態であります。この建物の状態から、2次災害を防ぎ、通行者の安全を確保するため、5月3日午前8時より町道の通行どめを実施しており、大変ご迷惑をおかけしていますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、通行どめによる商店街の経済的打撃と大きな生活不便についてのおただしであります。商店会の皆

様からの要望書や町、商工会との協議等からも、通行どめ以降の交通量は平常時に比べて著しく減少している状況であると認識しております。また、その地域一帯を避けるような交通の流れも発生しており、そのかいわいの商店も売り上げが大きく減少していると伺っております。このような状況により、多くの皆様にご不便とご不安を抱えていることに私としても心を痛めており、一日も早い解消に向けて努力しているところであります。

次に、現在の対応進捗状況と今後の解除見直しについてのおたただしであります。現在、建物の早期除却に向け所有者等との協議を進めております。所有者と権利者との協議も必要であることから時間を費やしておりますが、一日も早く除却できるよう努力してまいりたいと考えております。

なお、倒壊のおそれのある建物の除却が完了するまでにはしばらく時間がかかるため、代替施設として、松月堂さんから釜屋さんの裏に抜ける迂回路を6月末完成予定で設置し、ご不便をおかけしている通行者や商店会、児童・生徒の利便性を図るとともに、通常より交通量が増加した中町地区内の道路、旭町通りの通行車両の緩和を図るなど改善に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、災害復興に係る町の各種減免措置について、固定資産税や国保税等減免が予定されているが、減免実施対象の全種目と減免の数値割合についてのおたただしであります。震災により多くの町民が被災し、それに伴い担税力の低下も懸念されます。この状況において、町では町民税、固定資産税、国民健康保険税について震災に伴う減免条例の議決をいただきました。減免の実施につきましては、各税目とも家屋の損害に係る罹災調査の判定をもとにしております。

町民税の減免につきましては、納税義務者の居住に係る住宅が災害により受けた損害の程度が半壊以上の方で前年の合計所得金額が1,000万円以下の方に対しては、その合計所得金額に応じ3段階、固定資産税につきましては、納税義務者の所有する土地につき損害を受けた方に対し被害面積の程度により4段階、また所有する家屋が損害を受けた方に対しては損害の程度により4段階、償却資産につきましては、家屋の基準に倣い3段階、国民健康保険税につきましては、主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯に対し損害の程度により2段階と、それぞれ減免率を適用することとしております。

また、税以外の減免措置につきましては、次のとおりであります。

後期高齢者医療保険につきましては、広域連合の組織において災害に係る減免条例が制定されており、町では震災の受け付けを担当し、広域連合で減免決定がされ、町民税の減免と同様の内容となっております。

介護保険料につきましては、基準所得金額200万円未満の方で住家の損害程度が10分の2以上10分の5未満のときは2分の1を、損害程度が10分の5以上のときは全額を免除いたします。基準所得金額以上の方の場合では、住家の損害程度が10分の2以上10分の5未満のときは4分の1を、損害程度が10分の5以上のときは2分の1を免除いたします。

介護保険サービス利用料につきましては、損害程度が10分の2以上10分の5未満のときは100分の95を、損害程度が10分の5以上のときには全額を免除いたします。

上下水道料金につきましては、全世帯を対象に4月分の1カ月を免除いたします。上水道の新規加入金及び工事手数料につきましては、震災により新たに家を建てる方に対し免除することとしております。

合併浄化槽につきましては、震災により合併浄化槽等が破損した場合、国・県・町の補助金交付要綱で採択

されたときに補助金を交付することにしております。

公立及び私立保育園保育料の減免につきましては、矢吹町保育園入園申請手続き及び保育料に関する規則に基づき、今回の震災により町民税の減免を受けられた方を対象に、それぞれの方の所得金額に応じて10分の6、10分の8、全額、保育料を減免いたします。公立幼稚園保育料につきましては、規則改正等必要な事項を定め、大規模半壊及び全壊の被害を受けられた方を対象にそれぞれ半額、全額を免除することとしております。なお、私立幼稚園についても公立幼稚園並みの補助をすることとしております。

次に、それぞれ種目別減免予定額と総合計減免額をどの程度試算しているかについてのおたけでありすが、初めに、税関係の減免額でありすが、各税目とも23年度課税額を納税義務者数、被保険者数及び世帯数等により算出した平均課税額について、5月31日現在の罹災調査の判定結果をもとに試算してあります。町民税では約1億200万円、固定資産税では約1億1,900万円、国民健康保険税では約1億500万円を見込んであります。

また、税以外の減免額につきましては次のとおりであります。

後期高齢者医療保険料につきましては、税同様の算出方法により約560万円を見込んであります。

上下水道料金につきましては、料金関係で4月分の基本料金と水量料金の全額を免除し、水道料金で約3,000万円、下水道使用料金で850万円、農業集落排水使用料金で約200万円とそれぞれ見込んであります。上水道の新規加入金及び工事手数料につきましては、上水道の加入金で約530万円、工事手数料で約50万円とそれぞれ見込んであります。合併浄化槽につきましては、補助金を町が負担し、総額約190万円と見込んであります。

保育園保育料につきましては、約600万円から700万円、幼稚園保育料は私立幼稚園保育料の補助を含め約150万円と見込んであります。

また、減免ではありませんが、小・中学生につきましては、大規模半壊以上の著しく被災された方を対象に就学援助費用を扶助することとしており、約1,000万円を見込んであります。

次に、減収を補う財源についてのおたけでありすが、災害復旧事業に要する経費については国庫補助金、地方交付税の措置がなされますが、税等の減収に対する措置は、東日本大震災に伴う地方税等の減免及び地方税法改正案等の施行により、地方税等の減収額を埋めるために発行する地方債、いわゆる歳入欠陥債を発行することが可能となり、その元利償還額については、その75%を普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入するとともに、その残額は財政力に応じ特別交付税で措置することとされてあります。

現時点の推計では、減収見込み総額4億1,300万円のうち町民税等の減収分2億3,000万円を歳入欠陥債、国民健康保険税及び介護保険料の減収分1億3,100万円については調整交付金で補てん、水道料金の減収分3,600万円については資金手当のための公営企業債を充当できる見込みであり、一般財源の額は約1,600万円を予定してあります。

なお、実質公債費比率については先ほど大木議員に答弁させていただきましたとおりでございますが、推移については慎重に見きわめてまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

次に、特に被災の多かった道路や上下水道を初め町関係の被害状況と総額、その後の復旧状態についてのおたけでありすが、初めに上水道の被害状況については、159カ所の水道管破裂が発生いたしました。その

後、不眠不休での復旧作業の結果、地震発生から15日後に町内全域での通水が再開されました。被害額は概算で1億5,000万円となり、8月中旬には、国の査定を受け災害復旧の許可を得る予定となっております。4月初旬にはほとんどの管の復旧は完了しており、今後は、柿之内橋水管橋や仮設管の本布設箇所等を復旧し、年内の復旧工事完成を予定しております。

次に、町道の被害状況については、218カ所、被害額は6億8,182万7,000円に上り、町内全域において陥没、段差、亀裂、のり面崩壊等が発生しております。そのうち工事費用が60万円以上の96カ所については、補助事業として災害復旧工事を実施する予定であります。工事費用が60万円未満の122カ所については、単独事業として災害復旧事業債を活用しながら復旧に努めてまいります。

地震発生直後から、建設協力会の皆様の懸命の作業により亀裂や陥没箇所へ碎石を投入するなどし、大部分については早い段階での通行再開にこぎつけることが可能となりました。建設協力会の皆様のご協力に感謝申し上げます。

なお、現在は、通行量の多い箇所については仮復旧として舗装を行うなどの処置をしております。

次に、下水道施設の被害状況については、広い範囲で下水道管やマンホールの沈下や隆起が発生し、大きな被害を受けております。公共下水道においては、被害延長は約12キロメートル、被害額は概算で17億円となり、6月下旬には、国の査定を受け災害復旧の許可を得る予定となっております。農業集落排水については、被害延長は約4.5キロメートル、被害額は概算で5億円となり、6月中旬には、国の査定を受け災害復旧の許可を得る予定となっております。いずれの施設も応急復旧処理は4月中に完了しており、通常どおりの使用が可能となっております。

このほかにも、集会所、健康福祉施設、学校施設、社会教育施設の多くが被災し、うち三区集会所、福祉会館、あゆみ温泉、中畑公民館、勤労者体育館などが、現在のところ使用が禁止されております。

以上の被害総額は現時点で44億9,500万円となっております。これまでに災害復旧事業として予算措置をしたものは、今議会に提出しているものを含め三度の補正予算で総額21億2,500万円となっております。今後、災害復旧事業の全体事業が明確になる9月議会以降、約23億7,000万円の災害復旧事業費を補正予算として計上することが必要と考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今後の本格的な復旧工事の予定計画、また着工に当たっての優先順位の取り決め方についてのおただしであります。初めに、本格的な復旧工事の予定計画については、大木議員への答弁と重複いたしますが、町道218カ所につきましては、補助事業の査定が終了したのから順次着手することとし、今月から実施設計に入り、工事は10月から開始し、平成24年9月完了を予定しております。

都市公園7カ所につきましては、工事は10月から開始し、年度内の完了を予定しております。上水道はおおむね復旧は終了しておりますが、柿之内橋の水管橋など数カ所の改修を9月から開始し、年度内に完了を予定しております。公共下水道の延長約12キロメートルにつきましては、7月から実施設計、工事は10月から開始し、平成20年度未完了を予定しております。農業集落排水につきましては、7月から実施設計、工事は10月から開始し、平成24年12月末完了を予定しております。農業施設174カ所及び農地101カ所につきましては、既に調査・測量を進めており、工事は9月から開始し、年度内完了を予定しております。教育施設につきましては、工事は7月から開始し、夏休み中の完了を予定しております。そのほかには、保健福祉施設等、年度内に復旧

が完了する予定としております。

続いて、復旧工事の着工に当たっての優先順位の取り決め方についてであります。各施設により、優先順位の基本的な考え方に若干の相違があります。下水道及び農業集落排水はその端的な例で、施設の特徴上、下流側からの着工となります。また、農業施設につきましては、水利を伴い、作付開始の時期も勘案し、すべての施設を一体的に復旧する必要があります。学校等の教育施設については、夏休み期間中に集中して復旧工事を行わなければならない等、特殊事情があるものもあります。さらには財政事情もかんがみ、早い時期に国・県からの補助金交付等がある場合には、先行して着工することも今後はある得るケースであろうと思います。

このように多様な優先順位の取り決め方があるものの、どの施設についてもおおむね一貫している考え方としては、第一義的に町民または利用者に及ぼす危険度が高いこと、次に利用頻度または利用需要が高いことの順で着工の優先性を取り決めております。

なお、それぞれの詳細な復旧工事の着工スケジュールが決まり次第、議員の皆様にお知らせいたします。

いずれにしましても、全施設復旧が一日も早く完了するよう全力を尽くしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、復興事業に際して官・民の境界の考え方、特に墓地周辺や瓦れき撤去についてのおただしであります。基本的には、被災した私有財産の擁壁、ブロック、側溝などについては所有者がみずから復旧する自己復旧を原則としております。しかし、墓地周辺のように特殊なケースにつきましては、地域住民、関係地権者を含めた協議が必要となるため、町といたしましても、今回の震災を受けて、これは官、それは民とのしゃくし定規的な対応ではなくて、現在、国の制度で町が事業主体となり緊急的な対応ができる制度を、国や県と協議しながら、他の自治体の動向を含め調査している段階でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新たなまちづくりに関するビジョンについてのおただしであります。大木議員への答弁と重複いたしますが、間もなく町では復興ビジョンの策定作業に入ります。これは、震災復興計画の指針となるもので、ことし11月までに策定をし、来年度の政策大綱に盛り込むものであります。復旧事業の経費及び財源、スケジュール等が網羅されるとともに、国・県で現在進められている東日本復興構想会議あるいは福島県復興ビジョンと連動し、費用負担も含めた役割分担等も明確にうたいながら、復興へ向けての方向性を打ち出してまいりたいと考えております。

そして、このビジョンをもとに、新年度当初から震災復興計画に基づいた取り組みを開始いたします。この計画は、今年度からスタートした第5次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画における現在の6つの柱に新たに加わる一つの柱として位置づけ、前述の復興ビジョンに基づき本町における本格的な復興の礎となるもので、単なる被災箇所の原状回復や町民生活の再生、産業経済の再建にとどまらず、それら全体の枠組みそのものが災害に対し強固なものとなることを目的として策定されるべきものと考えております。また、町民の皆様に参加していただき策定作業を進め、住民視点を大いに取り入れた計画にしていきたいと思います。

現行の後期基本計画における主要事業・事務事業の見直し作業と同時に策定作業を実施し、今年度中の策定完了を目指し、財政的にも連動した実効性のある計画を構築してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再質問はございますか。

3番、鈴木隆司君。

○3番（鈴木隆司君） 再質問させていただきます。

まず、1番の旧国道通行どめについてであります。私は、建物の倒壊のおそれがあるということで、町当局が迅速にバリケードを築いて車をとめたということに関しては、素早い対応として評価はしたいと思います。

ただ、確かに旧国道の車はとまっておりますが、人や自転車はまだ歩いていたり、あるいは西側の道路沿いに倒れる可能性が高いということですが、近隣の例えば南側のたばこ屋さんに倒れたらどうするのか、そういったことも考えたり、いろいろ考えたら切りがないんですが、ですから今の状況が決してベストではないと思っております。一定の効果はあるがベストではないんじゃないかと。

それから、一つの弊害といたしまして、旭町通りは駅に続く裏通りでございますが、これが、今までの光景だと、早朝、通勤の方が余り車の通りもなくのどかに通勤・通学路に使われていた道路でございます。恐らく町長も高校時代などその道路を歩いて行ったんじゃないかと。本当に整然とした閑静な住宅の通りで、余り交通渋滞のない通りでしたが、今は旧国道が閉鎖されているためかなりの交通量になっているんですね。ですから、一応倒壊の危険のためにバリケードを築いているが、また別な、通勤・通学の方がいつ交通事故に遭ってもおかしくないんじゃないかという声が聞かれるほど、交通の往来が激しくなっている現状であります。

決して何か物事をやるときに完璧というのはありませんが、一定のバリケードを築いたことによって車の事故は防げております。それは大変評価しますが、今私が申し上げたとおり決してそれがベストではないので、町当局の早い対応を求めるものであります。また、時間がもう少しかかるというような町長の答弁でしたが、今現在、町として代執行まで考えているかどうかお伺いしたいと思います。

それから、2番の減免措置についてですが、これは近隣町村もみんな今回同じようなことを実施しておりますが、矢吹町として大変厳しい財政減収が予想される中、一部損壊の方にも今回減免措置をするということで、これは私、大変評価しております。この辺の、厳しい財政の中、町が一部損壊の人にまで手を差し伸べた経緯などについてもうちよつと説明していただければありがたいと思います。

それから、3番に質問しました官・民の境界線、ぜひこれは、県や国に要望を出していただいてさまざまな対応をするということですので、これは本当に素早い対応、官と民の境界を今回は取り払って、異例の事態です。ですから異例の対処をお願いしたいということで、この辺の対応、対策について町長の決断のほどを伺いたいと思います。

それから、まちづくりのビジョンについてですが、今答弁のとおり、さまざまな町民の意見を聞いたり対策を考えていくということですが、これも早急をお願いしたい。というのは、例えば工場誘致について一つの名案がありまして、昭和電気さんなんかの関連の企業が浜で被災したために矢吹町に来ると、これは町にとって大変喜ばしいことでもあります。また一方で、私が思うに、震災以降、町の地盤がよくないとか放射能の問題とか、注目を浴びていた地域が、3月11日以前と今では矢吹町に対する外部からの評価がちょっと難しいところにあると思うんです。例えば第二苗畑の県が進めている工場なんかはどうなったのかなと思ってみたり、今後早くみんなで、町、議会、町民の方が一生懸命頑張っってそういったことをはねのけるぐらいの対策、

ビジョンをつくっていかないと、3月11日以前の矢吹町と今の矢吹町では評価がかなり違ってくると思うので、町民の意見を広く集めて、対策案、ビジョンを積極的につくっていただきたい。これは要望として申し上げておきます。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

多岐にわたるご提案を含めてさまざまな形でいただいたこと、また心配いただいていることについても感謝申し上げたいと思います。

今ほど旧国道の通行どめに対する対応、それから固定資産税を含めた町独自の支援策について、さらには官・民ということで私有財産等の扱いについてどうするかという点、さらにはまちづくりのビジョンについても言及されておりました。私自身も、鈴木議員から話を伺ったとおりに大変心配もしておりますし、また、できるだけ対住民という目線に立ってそうした対応を図っていききたいというふうに考えております。

まず1点目の旧国道の通行どめ、円谷呉服店の倒壊する危険家屋の扱いについては、再三にわたって円谷呉服店のご主人、所有者、さらには所有者のみならずその息子さんということで、町のほうに足を運んでいただきまして話し合いをさせていただいております。しかしながら、なかなかもちが明かないということで、町としてもさまざまな解決法について探ってきたところでございます。

例えば、今回の災害瓦れき法に伴う国の補助を受けて速やかに町の負担も視野に入れながらやっという方法、さらには、建築基準法第10条に基づく危険家屋等の除却というふうな県の対応もあるやに聞いていたものですから、そうした両面での解決を探ってきたわけでございます。もちろん、円谷さん自身が自分の財産であるゆえにすぐに撤去していただければそれで解決はつくんですが、なかなか解決が見つからないということで、その2つの方法について対応を探ってきたわけでございます。

県のほうの対応については、危険家屋の安全性について問題がある等のそうした対応しかできないと、今までにもそういう対応を、この建築基準法の除却命令についての適用はないということも含めて、これについてはできないという判断が県のほうからされておりますので、これらについては一定の決定を下しまして、それについては難しいという判断をさせていただいて、国の支援を受けながら、町の負担も含めて撤去について解決していこうという方法をとらせていただくような判断をさせていただきました。

実は来週、円谷さんのご子息、さらには第三者の債権者ということで2つの債権者がおりますので、そちらのほうと面談をしながら、解決策について町のほうでは最終的な決断をもらうべく足を運んでいきたいというふうに考えております。できる限りの速やかな対応ということで考えておりますので、この件については議員の皆様も含めご理解をいただきたいというふうに思っております。

減免措置については、一部損壊という件について例を挙げて質問がございましたが、これについての考え方は、基本的には矢吹町の直接地震による被災というのは県内でも1、2を争うぐらい大きなものがあつたと、結果的には6,000世帯、矢吹町には1万棟の建物があるんですが、ほとんどが被災していると言っても過言で

はないぐらい被災をしているのではないかなというふうに思っております。中には、この程度であるからということで罹災調査の申請をしていない方であっても、どこかにはそうした被災を受けているということが容易に想像できるということも含めて、町は、すべての住居について一部損壊の手当てということで、今回、こうした減免措置をとらせていただくようにさせていただきました。

なお、今後、罹災申請というものが必要になってきますので、多くの町民の方に今後も呼びかけを続けてまいりまして、町のほうに写真を添付していただいて罹災証明の手続きをとっていただくように呼びかけていきたい。については、議員の皆様にもそうした形で、多くの町民の方にお話する機会がございましたら、ぜひそうした趣旨であることを広報していただきたいなというふうに思います。

そうした観点で、今回の町の独自の支援策というもの、ほかにもあるわけですが、そうした観点に基づいて町の独自策というものを考えましたし、今後も逐次考えてまいりたいと思っております。

それから、官・民境界の件につきましては先ほど答弁させていただいたとおりでございます。特に墓地については、多くの議員の皆様、さらには多くの町民の皆様に関心や不安を抱かせているところでございます。擁壁、さらにはあそこを通っている地下の下水の関係、これらについてをすべて墓地の所有者や地権者にお任せするというには膨大な費用がかかるというような観点もございまして、そうした観点から、これらについては町のほうで対応していくべきだろうというような基本的な考え方を持っていますので、今後、そうしたことを含めて前向きに解決に向けて協議を深めていきたいと思っておりますし、これから暑くなつてまいります。そうしたことも含めてできるだけ早い対応をしていきたいというふうに思っております。

最後のまちづくりのビジョンについてでございますが、町民の視点で早急をお願いしたいということで、私もそのように考えております。ただ、多くの住民の方の意見ということになると、早く私たちもビジョン、復興計画というものをつくってまいりたいと思っておりますが、一定の期間がかかることについては、鈴木隆司議員にもご理解をいただきたいなというふうに思っております。

先ほど工場誘致、企業誘致の件で、町の地盤がよくないと、これによって町の評価が低下するのではないかと、そうした見方もできるかと思っております。ただ、今まで進出していた多くの企業が、矢吹町の地盤が弱いことについては承知の上で進出していただいているというような経過もございまして。工事を着工するに当たっては、基礎ぐい、ポールも含めてですが、大幅にそちらのほうにお金をかけながら地盤を安定させたというような話も伺っております。特に、最近大きな工場として進出しました川合運輸さんや鮫川運送さん、さらにはレンゴーさん、特にエースパックさんは大きな心配を抱いていたんですが、周りの道路の損壊は非常に激しかったんですが、工場の建屋そのものについては大きな被害を受けていなかったと。そういうことも含めて、町の交通アクセス、ここに進出することの有利性、有益性というのを地盤の弱さ以上に非常に大事にいただいているというような、そういう視点もあることもご理解いただきたいと。そうしたことも含めて心配していることはもっともでございますので、そうしたことも含めて、町としてはそれ以上にこの町の有利性を訴えながら、今後も企業誘致や定住促進のために努力を傾けていきたいなというふうに思っております。

一部訂正をさせていただきます。

先ほど、私、減免についての一部損壊については罹災証明の申請という話をしたんですが、今回、建物の一部損壊の10分の1の減免については罹災証明がなくても対応するということがございましたので、一部私の

認識が誤っておりましたので、訂正をし、おわびを申し上げながら、皆様のほうにご理解いただきたいというふうに思っております。

以上で私の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問はございますか。

3番、鈴木隆司君。

○3番（鈴木隆司君） 今、矢吹町を初め、本当に未曾有の大変な問題をたくさん抱えて、町執行部も大変な状況にあると思いますが、私の1番の質問の旧国道の通行どめについて、あるいは3番の災害復旧事業について、このことに関しましては、全町一丸になって、この大変な時期に早急に、もう一踏ん張りも二踏ん張りもして取り組んでいただきたいということを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 以上で、3番、鈴木隆司君の一般質問を閉めます。

ここで昼食のため暫時休議いたします。

(午前11時51分)

○議長（柏村 栄君） それでは再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 熊 田 宏 君

○議長（柏村 栄君） それでは続きまして、通告3番、9番、熊田宏君の一般質問を許します。

9番。

[9番 熊田 宏君登壇]

○9番（熊田 宏君） 議場並びに傍聴席の皆さん、こんにちは。

まず初めに、今回の東日本大震災におきまして犠牲になられた方に衷心より哀悼の意を表し、また、被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、行方不明でまだ発見されていない方の一日も早い発見をお祈り申し上げます。

同僚議員と重なる点が多々ありますが、私なりに通告に従いまして質問させていただきますので、ご答弁をよろしくお願いします。

それでは、1の①です。東日本大震災の復旧についてということで、震災後の町民の生活と農商工業を守るためどのように復旧を進めてきたか、また今後の見通しはということで、まさに同僚議員の質問とかなり重複するんですが、ご答弁をお願いしたいと思います。

②復旧は何を優先して進めているかということで、その優先している事業というか観点というか、それによって町長の姿勢が見えるのかなというふうに思いますので、その辺のご答弁をお願いいたします。

③各税金の減免による減収額とその対策はということで、初日の全体審議の中で、議案第38号の審議で質問させていただきましたので、まさに重複して恐縮なんですけど、その辺のご答弁をお願いいたします。

④各事業の実施予定と中止する事業の予算の用途はどうするのかということでお聞きします。例えば「真夏の夜の鼓動」なんかはもう中止ということで開催がされないわけですが、そのほかの事業についてどういう予

定になっているか。また、その予算が組まれているわけですが、その用途について復旧に回すのかとか、いろいろその用途についてお聞きしますので、ご答弁をお願いします。

2番、福島原発事故の対策についてということでお聞きします。

①放射能からどのように町民を守るのか。5月1日に結成されました「子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク」という団体があり、5月2日に、国会議員や支援者たちと文科省並びに原子力安全委員会に対して20ミリシーベルトという基準の見直しを求め、同月23日に、保護者たちがバスで文科省に直談判に行き見直しがされたという経緯がありました。人によっては大丈夫だと、人によっては全く危険であると、立場によって、人によって物言いが違うので、その辺、町として、町長としての姿勢を伺います。

②農商工業の風評被害の対策はということでお聞きします。農業だけではなく商工業においても風評被害があります。例えば工業製品においも除染してから出荷してくださいということがあったり、また、仕事とは関係ありませんが、震災以前に婚約をされた方が震災以後に、福島出身の女性であれば申しわけないがということで縁談が破談になったという話も伺いました。大変な被害を受けているわけであり。今回は農商工業の風評被害はということでお聞きしますので、お願いします。

3番、教育行政についてですが、町内教育施設での安全確保についてということで、これも同僚議員の質問とダブるわけですが、①震災後どのように復旧を進めてきたか、また今後の見通しはということでお聞きします。

②福島原発の放射能対策はということでお聞きします。

また、教育委員会管轄の各種行事の実施はどうなるのかということでお聞きします。

ほとんどが同僚議員の質問と重複しますので、簡略化できるところは簡単で結構ですので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、9番、熊田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、震災後の町民の生活と農商工業を守るための復旧支援についてのおただしであります。町内施設のこれまでの復旧について答弁させていただきます。

上水道については、159カ所の水道管破裂が発生し、その後、不眠不休での復旧作業の結果、地震発生から15日後に町内全域での通水が再開されました。4月初旬にはほとんどの管の復旧は完了しており、今後は、柿之内橋の水管橋や仮設管の本布設箇所等を復旧し、年内の復旧工事完成を予定しております。

次に、町道については218カ所の被害があり、町内全域において陥没、段差、亀裂、のり面崩壊等が発生しております。地震発生直後から、建設協力会の皆様の懸命な作業により亀裂や陥没箇所へ碎石を投入するなどし、大部分については早い段階での通行再開にこぎつけることが可能となりました。建設協力会の皆様のご協力に感謝申し上げます。なお、現在は通行量の多い箇所については仮復旧として舗装を行うなどの処置をしております。

次に、下水道施設については、広い範囲で下水道管やマンホールの沈下や隆起が発生し、大きな被害を受けております。被害延長は約12キロメートル、農業集落排水については、被害延長は約4.5キロメートルとなっております。いずれの施設も応急復旧処理は4月中旬に完了しており、通常どおりの使用が可能となっております。

このほかにも、集会所、健康福祉施設、学校等施設、社会教育施設の多くが被災し、うち三区集会所、福祉会館、あゆみ温泉、中畑公民館、勤労者体育館などが現在のところ使用が禁止されております。

次に、農商工業関連の復旧についてであります。農業関連施設については、被災箇所及び規模も過去に例のない状況になりましたが、まずは被災調査等に奔走し実態把握に努めました。その中でも放置することができない箇所として、田内地区にある井戸尻排水路上流部が大規模のり面崩壊により埋没し、下流水田39ヘクタールの作付が危ぶまれたことと大雨等の影響から田内集落の一部浸水等も懸念されたことから、県と白河市との協議を経て応急仮設工事に着手、5月7日に仮設水路が完成し2次災害の発生も防ぎ、かつ、ことしの作付も可能となりました。その他、堤体決壊も懸念された多くの農業用ため池に関し、未然防止のため貯水放流の協力をいただいたところであります。

今後の見通しについては、可能な限り国の補助金を活用するとともに、早期の完成を目指し、来年度の作付に間に合わせてまいります。

製造業関係については、丸の内工業団地の幹線道路の大規模のり面崩壊による北側及び南側の進入路付近が通行不可能となったため、天昇電気付近の崩落を一部解消の上、片側通行を確保し、南側のケミコン福島側は規模が大きいため全面通行どめの措置を講じたところであります。その後、5月23日をもって通行可能とし、進出各社の生産再開に向けた影響を最小限に抑えることができました。

また、矢吹テクノパーク工業団地に供給している西部簡水が断水により生産再開の障害となっていたため、重点的な復旧に努め早期の給水を可能としました。そのほか、設備装置等の復旧ができては従業員的生活用水の確保が再開の前提条件となったため、要請のあった事業所に対し給水車による供給を実施いたしました。その結果、大半の製造業が事業再開に結びつき、雇用も維持されたものと理解しております。

商業関係については、多くの老舗が被災を受け、中には廃業を決意した方や、被災が大きく再開に多くの課題を抱えた店舗もありました。また、商工会館も大きく被災し、業務再開の見通しが立たないとの相談を受け、いち早く3月16日に駅コミュニティホールを貸与し、商工会業務を再開したところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、復旧に関する優先順位についてのおたぐいですが、鈴木隆司議員への答弁と重複いたしますが、各施設により優先順位の基本的な考え方に若干の相違はあります。しかしながら、どの施設についてもおおむね一貫している考え方としては、第一義的に町民または利用者に及ぼす危険度が高いこと、次に利用頻度または利用需要が高いことの順で着工の優先性を取り決めております。なお、それぞれの詳細な復旧工事の着工スケジュールが決まり次第、議員の皆様にお知らせいたします。

いずれにしましても、全施設復旧が一日も早く完了するよう全力を尽くしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町税等の減免による減収額とその対策についてのおたぐいですが、鈴木隆司議員にもお答えし

ましたが、減収額は総額およそ4億1,300万円を見込んでおります。その減収分につきましては、東日本大震災に伴う地方税等の減免及び地方税法改正案等の施行によりまして、地方税等の減収額を埋めるための地方債、いわゆる歳入欠陥債を発行することが可能となります。歳入欠陥債は、その元利償還額については75%を普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入するとともに、その残額は財政力に応じ特別交付税で措置されることとなります。町民の皆さんの負担が増すことのないよう最大限努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、各事業の実施予定及び中止する事業の予算の用途についてのおたしであります。第5次まちづくり総合計画後期計画のスタートでもある今年度において、当該計画に位置づけられたさまざまな事業が展開される予定でありましたが、現状をかんがみ、状況的または財政的な理由により事業の大幅な見直しを余儀なくされることとなりました。

中止する事業は、「真夏の夜の鼓動」などに代表される各種イベントや「町民の翼」などのソフト事業から、これまで計画的に実施されてきた道路整備及び下水道整備などのインフラ構築事業まで、さまざまなものが含まれております。また、今年度下半期に予定されている事業につきましては実施の可否を検討しているものも多く、全容についてはいまだ決定していない状況であります。

なお、これら事業の中止に伴う予算の用途についてであります。当然ながら、今後も順次補正予算で追加する災害復旧事業の財源に充当いたします。

しかしながら、住民生活に直結した事業、例を挙げますと、これまでも実施されてきた子ども医療費の小学6年生無料化事業や保育園・幼稚園保育料の第3子以降無料化事業、高齢者及び障害者への各種福祉サービス事業については、引き続き継続してまいりたいことをここで申し上げさせていただきます。また、大木議員、鈴木隆司議員への答弁でも触れさせていただきましたが、来年度以降は、後期基本計画の事業見直し、そしてそれと同時に策定される震災復興計画においてははっきりとした形でお示しできるものと考えております。

今後も、事業実施の可否については十分に検討を重ね、議員の皆様を初め関係者の皆様にもご相談させていただきながら決定してまいります。

なお、平成23年度実施計画の見直しということで、廃止する主なものについてだけ若干触れさせていただきます。

町民講座充実事業については、一部事業を取りやめるものが出てまいります。青少年地域活動ということで一部事業を取りやめることとなります。ジュニアげんきクラブ、「森の番人」等、さらには「真夏の夜の鼓動」については先ほど触れさせていただきました。中畑清旗争奪ソフトボール大会事業についても、皆さんご案内のとおり中止として決定されております。総合地域型スポーツクラブ設立の準備事業については中止とさせていただきます。外国語教室事業についても取りやめさせていただきました。三鷹市民駅伝参加事業についても、今年度は中止という決定の予定であります。三鷹市子ども交流事業についても今年度は中止とさせていただきます。高齢者まちづくり参加事業、パソコンIT講習会事業等についても中止を決定させていただきます。

先ほども説明しましたように、この後、下半期に向けて、どのようなものを中止したり延期したりするかについては検討してまいりたいというふうと考えております。中止される予算の総額につきましては、概算で

3,109万7,000円ということで今のところ計上をしております。いずれにしましても、今後、事業実施の可否については十分に検討を重ね、議員の皆様を初め関係者の皆様にもご相談させていただきながら決定してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、福島原発事故の対策について、放射能からどのように町民を守るのかについてのおただしであります。現在もお収束の見通しが立たない状況が続いている東京電力福島第一原子力発電所ではありますが、これまで経験したことがないこの原子力災害、目に見えない放射能が住民を恐怖に陥れており、多くの住民が避難を余儀なくされております。

本町でも、役場、学校施設において放射線量の測定を行っており、町民の皆様にもお知らせをしております。現在の放射線量の範囲内では特に健康に影響はないとのことではありますが、今後の原発収束が円滑に移行できることが最大のかぎとなっております。国、県、東電が一体となり全力を尽くし、一日も早く収束できるよう願うものであります。

町としては、町内の主要な調査地点での放射線量の測定を実施し、線量の高い場所などへの立ち入りの制限などを町民に周知するとともに、原子力保安院や県原子力関係機関の情報や連絡体制を密にし、万一の場合に対応できる体制づくりも視野に入れていかなければならないと考えております。

また、特に不安の声が大きい妊婦や子供についてであります。厚生労働省はこのほど、「妊娠中の方、小さなお子さんを持つお母さんの放射線へのご心配にお答えします。水と空気と食べ物の安心のために」という住民向けパンフレットを作成しております。このパンフレットは、妊娠中の方や小さなお子さんを持つお母さんのために、皆さんが気にかけている水や空気や食べ物の安全性について現時点で皆さんにお伝えしたいことをわかりやすくまとめており、妊婦教室や乳幼児健診の際にこのパンフレットを配付し、お母さん方の不安を少しでも解消するよう対応していきたいと考えております。

次に、農商工業の風評被害の対策についてのおただしであります。安心・安全な農産物を消費者にアピールするためには、農畜産物の放射線量の情報を迅速かつ正確に提供することが肝要であります。そのためには、放射線量を測定するモニタリングポストの増設を図る必要があり、県に対して早急な設置を要望してまいります。

また、風評被害対策の一つとして、白河広域圏や農協が主催しました都内大田市場、味の素スタジアム、青山表参道、日比谷公園でのイベントに参加してまいりました。姉妹都市三鷹市からもイベントへの参加要請があり、7月に、三鷹市商工祭りや駅前中央商店街祭りに参加する予定であります。今後とも風評被害キャンペーンには責任的に参加し、本町農畜産物の安心・安全をアピールして産地ブランド回復のため努めたいと考えております。

その他関連としては、製造業各社において貿易等取引相手企業から放射能測定証明書の提出を求められたりするケースもあり、担当課において公的測定機関の案内等を行っております。また、韓国人観光客が被曝を恐れ全く入国しなくなったため、ゴルフ場及び宿泊施設にも影響が出ており、町といたしましても引き続きこれらの実態把握と支援策等の検討を進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 9番、熊田議員の質問にお答えいたします。

初めに、教育施設の復旧状況及び今後の見通しについてのおたただしであります。現在解体工事中の中学校旧校舎を除き、各園や学校とも昨年度までに完了した耐震補強工事の効果により、震災後の現地確認において構造耐力上問題ないことが確認されております。

しかしながら、施設の老朽化とあわせて内外装材の損傷、コンクリートのクラック、電気設備器機の脱落・破損等の軽微な被災及び中学校のグラウンドの亀裂、善郷小学校の舗装、側溝の破損等の建物以外の施設についても被災を受けております。震災後は速やかに危険物を除去し、学校運営上支障となる被災について、緊急性と被災規模・状況を勘案し応急措置や仮復旧を行い、通常の学校運営が行われております。

現在、教育委員会では、本復旧の工事及び測量調査、実施設計等の委託業務について計画的に取り組んでおり、今後、仮復旧の施設及び外構等の学校運営に支障が生じる復旧工事については、夏休み期間に集中して行うため、災害査定事務も含め鋭意実施中であります。

社会教育施設につきましては、矢吹球場、大池球場を除き9つの施設にそれぞれ大きな被害を受けました。被害を受けた施設名は、中央公民館、中畑公民館、三神公民館、文化センター、ふるさとの森芸術村、図書館、勤労者体育館、町民テニスコート、善郷小学校夜間照明施設であります。特に被害の大きい中畑公民館、勤労者体育館につきましては使用禁止の措置をとっております。

そのほかの施設につきましては、漏水工事やガラスの入れかえなど応急工事等を実施し安全性を確認して、中央公民館は4月1日から、図書館は4月26日から、文化センター、ふるさとの森芸術村は5月1日から開館しております。町民テニスコートは、4面のうち、ひび割れの軽度の3つのコートについては5月31日より貸し出しを始めました。三神公民館は、5月20日まで避難所となっていたため、6月1日から貸し出しを再開しております。全郷小学校夜間照明施設については、児童の安全面を考慮し転倒の可能性のある範囲を立入禁止とし、緊急に修繕する必要があるため、県の担当課より事前着工の承認を得て現在工事を進めており、6月末までには工事が完了する見込みとなっております。

大規模修繕が必要な中畑公民館や使用禁止としている勤労者体育館を含めた全体的な施設の復旧見通しとしては、7月までには工事に着手し、10月末までの完了を目指して進めていく予定としております。

次に、福島原発の放射能対策についてのおたただしであります。東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染による子供たちへの被曝の問題につきましては、議員の皆様を初め、保護者、町民の皆様すべてがご心配されていることと思います。

4月19日付で文部科学省、福島県教育委員会から、「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」の通知文が、8月下旬までの間の暫定的なものとして示されました。この通知によりますと、「年間1～20ミリシーベルトを学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安とし、校庭・園庭での空間線量が毎時3.8マイクロシーベルトをこえた学校等については屋外活動をなるべく制限することが適当である。」とされております。このことを受け、福島市や郡山市を初め県北・県中の放射線量の高い市町村で校庭・園庭の表土を除去し、放射線量の低減を図る対策が行われているところであります。

その後、文部科学省は、学校施設等における被曝放射線量を年間1ミリシーベルト以下に抑えることを目指し、毎時1マイクロシーベルト以上の学校等における表土除去費用を国庫負担とすることを公表いたしました。矢吹町では、5月2日から各学校・園の放射線量を毎日モニタリングし、ホームページ上で公表しておりますが、地上1センチメートルで0.2から0.5マイクロシーベルトで推移しております。国の基準より大きく下回っておりますが、放射線はできる限り浴びないほうがよいこと等から、矢吹町においても、子供たちの健康、将来の安全を確保するためには校庭・園庭等の表土除去の対策が必要と考えております。

次に、各行事の実施はどうかについてのおたがしですが、初めに、学校行事等の中で特に屋外活動となる運動会においては、三神小以外の3小学校で10月に延期をしております。国・県の暫定基準から見ますと矢吹町は屋外活動制限の線量を大きく下回っておりますが、保護者の皆様に初め、子供の安全を心配する声もありますので、小学校特設陸上クラブやソフトボールスポーツ少年団活動並びに中学校部活動等については、現在の放射線量が平常時と比較して高目なので、なるべく長時間にならないような調整を依頼しております。

次に、大きなイベント等の事業の中止が余儀なくされております。これらの判断についてはそれぞれの事業主体である実行委員会等で協議し、次のとおり開催の可否を協議してまいりました。

「真夏の夜の鼓動」については、水上ステージの破損、遊歩道の崩落、太鼓団体の参加が困難との理由により、5月23日に開催された総会において中止が決定されました。

中畑清旗争奪ソフトボール大会については、中畑清さんより規模を縮小して東京都内で実施できないかなどのご提案をいただきましたが、放射能の影響等を考慮し、長時間にわたる屋外での活動を問題とするなど、6月1日の総会において中止が決定されました。

子ども会育成会の行事については、放射能に対する不安の声やまだ余震の続く中、親元を離れることに対する不安などを理由に、5月27日に開催された総会において、母子ソフトボール大会及び三鷹市子ども交流事業の中止が決定されました。

このように、長年続いてきた夏の大きなイベントが中止となることは非常に残念であり心苦しく思いますが、来年の実施に向けて実行委員会の中でも十分協議をしてまいりたいと考えております。

このような中、ふくしま駅伝については、5月20日に開催された総会で出場することで準備を進めていくことが確認され、6月8日のふくしま駅伝市町村担当者会議において実施することが決定されました。

各種事業が中止や縮小となり大変ご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（柏村 栄君） 再質問はありますか。

9番、熊田宏君。

○9番（熊田 宏君） それぞれについて再質問をさせていただきます。

まず仮設住宅についてですが、当町は避難所はなくなりましたが、南三陸町においては、仮設に抽せんで当たっても、入居すると生活費や光熱費などいろんなものが自己負担になってしまって当せんしたにもかかわらず入居しないと、それで60%ぐらいしか入っていないという状況がありました。そういう同様な理由で、仮設住宅に当たったがほかの避難所に行ってしまったとか、そういうことがあるのかどうかお聞きしたいと思いま

す。

続きましては義援金の配分につきましてですが、義援金配分決定委員会によるとまだ20%ぐらいしか配分されていないと。当町でも30%前後ぐらいの配分かと思うんですが、それはやはり早急に被災者、町民の方に行き渡るべきだと思いますが、その辺どうお考えかお願いします。

あとは復旧作業においてですが、先ほど道路についての取り組みがありました。仮復旧についてはいち早くやっていただいて、町民の方からも評価されておりました。ところが、最近、その後の仮舗装とか舗装がほとんどできていないところが多く、町民の方から不満が出ております。その辺、町にもそういう苦情とか要望が行っていると思いますので、その妨げになっているものは何なのか、今後どう取り組んでいくのかお聞きしたいと思います。

あと、今後の復旧のビジョンについてですが、もとに戻すという方法もあるんでしょうけれども、新たなまちづくりのきっかけになると、災い転じて福となすということわざもありますので、その辺、そういう工夫をしたものにしてほしいということがあります。

それで提案したいのは、その復旧ビジョンについて町民の方々からいろいろ公募してみて、いろんな意見が出されればそれを合わせていくとさらにいいものができるんじゃないかということがありますので、その辺ご提案を申し上げます。

あとは、この東日本大震災自体を町長がどう受け取られているか。石原都知事におかれましては、日本人のアイデンティティーは我欲であると、日本人の我欲をこの津波で洗い落とす必要があるというような言葉をおっしゃった上に、その後できつい言葉を言われて、いろいろマスコミやネットで炎上したわけですが、その辺、町長はこの震災をどう受け取られているかお聞きしたいと思います。

原発についてですが、この原発がきっかけで転出された方が郡山なんかは多いというふうに聞きますので、町内でそういう方がいらっしゃるのか、また把握されているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

また、原発についての2点目ですが、先日テレビを見ていましたら、東京の下水の終末処理場で大変な濃度の汚泥が検出されたということで、都議の方か何か調査されたんですが、当町においては農業集落排水の処理の汚泥に対しても同等の高い数値が検出されるんじゃないかと思います。その辺どう処理されていくのか、その対応をお聞きします。

あと、教育委員会に対してですが、これから暑くなってきます。授業中、窓をあけるのかどうかというのがありますが、二本松市の三保恵一市長はいち早くエアコンの導入を決定されました。また、県北だったと思うんですが、子供たちに線量計を配付したという報道もありました。その辺の取り組みをどう考えるのかということでお聞きします。

最後に、中学校の耐震強度についてですが、以前は震度6強だと危険であるというふうな話だったと思うんですが、今回は震度6弱と発表されておるといふふうに認識しております。震度6には変わらないんですが弱と強の差は若干あると思うので、1社だけで耐震強度の調査をするのではなくて何社かにしていただいて確かな耐震強度を、中学校だけでなくほかの校舎の耐震強度をしっかりと把握しておく。それで、もしその数字に怪しいものがありましたら、それをさらに補強して地震による災害を減らしていくという態勢をとっていくべきではないかと思います。

たくさんあって非常に恐縮ですが、答弁の時間が多分七、八分しかないと思うので簡潔にお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 9番、熊田議員の再質問にお答えさせていただきます。

再質問の内容が多岐にわたっております。熊田議員のほうからも簡潔にということなので、簡潔に答弁させていただきますと思います。

仮設住宅については、当選したにもかかわらず入居していない人がいると、当町においてはどうかということですが、実態としてはないわけではございません。詳しい内容については、保健福祉課長のほうから入居の状況について答弁させます。

義援金についても同様に、いまだすべての義援金が国・県においても全額が行き渡っていない。当町においても、第1次の配分会議において、仮配分ということで1次の配分をさせていただきました。これは、今も義援金が町のほうに届いている状況でございます。すべての災害の内容を把握しながら、随時、2次配分、3次配分等についても考えていきたいと思っております。義援金の内容、配分の内容等についても企画経営課長のほうから答弁させます。

仮復旧、応急復旧については、いち早くできたにもかかわらず、舗装については通学をされている子供たちを含め、生活し通行されている方に不便をおかけしている、なぜ仮復旧が早急にできていないのか、その原因ということにつきましても、この内容等について詳しい説明を都市建設課長からさせます。

復興ビジョン、先ほども前に質問に立った議員さんに話をさせていただきました。この復興ビジョンの策定については、私も同様にピンチをチャンスに、熊田議員の言葉をかりれば災い転じて福となるような、この期間でしかできない、そうした復興ビジョン・復興計画というのを策定していきたいという考え方については同感です。町民からの意見を取り入れて、町民の視点での復興のビジョンも必要だろうということで、これらについても十分にそうした対応をとっていくということも、先ほど答弁させていただいた内容どおりでございます。

東日本大震災をどうとらえているか、これについては、私もこの立場に立って、毎年いろんな機会を通じて話をさせていただいております。災害は忘れたころにやってくるというものではなくて、災害はいつ何どき起きてもおかしくない、今すぐやってもおかしくない、そういう認識を持っておりました。日本人ならだれでもこういう考え方は持っているだろうというふうに思っております。

特に、日本というのは地震大国、さらには過去の歴史においても多くの津波の災害があったと。そのほか、台風の通り道で毎年のように集中豪雨、豪雨災害が発生している。そしてまた噴火についても、雲仙普賢岳を含め、過去には多くの火山が日本に大きな被害をもたらしたということで、こうした天変地異については常に日本人の考え方の中にあるという意識を持っていたというのは、皆さんと認識を共通するものでございます。

ただ、私自身、素直に話をさせていただければ、この矢吹町にはこうした地震の、そしてまた原発の風評被害が発生するという事は、これだけのものが発生するという事は正直、想定していなかったということを申し述べさせていただきます。これについては今後大いに反省すべきだと、こうしたことがまたいつ何どき起

きてもおかしくないといった、そうした防災計画の見直しを含め、先ほどの復興ビジョン・復興計画、3つの視点で、災害に強いまちづくり、さらには復旧・復興だけではなくてより住民の方に安心して、そして今まで以上にすばらしいまちづくり、そうしたまちづくりをしていくことをこの場でお約束をさせていただきたいというふうに思っております。

原発の避難者はおります。これについて、矢吹町も仮設住宅、さらにはステーションホテル等においても原発の避難、さらには計画的避難地域の方が矢吹町に避難しております。詳しい内容について、これも保健福祉課長のほうから数字等について答弁をさせます。

さらに、東京での終末処理場の汚泥の問題を挙げておりますが、これについては、実は知っている方もおりますでしょうが、当矢吹町が終末処理場ということでやった県中の最終処分場での汚泥の問題が既に発生し、ニュースとして取り扱われました。これらの内容等についても真摯に受けとめながら、今後、町自体を含め、そうした関係する市町村、広域的に構成する市町村でこの公共下水を含めた処理のあり方についても、県・国と相談をしながら今後の対応について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

私からの再質問への答弁とさせていただきます。終わります。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） では、熊田議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

学校等において授業中、窓をあけること等についてでございますが、窓をあけたときの室内の放射線量がどう変わるかについては、各幼稚園・保育園、小・中学校でも調査をしております。その結果によりますと、窓をあけても通常時はほとんど影響がありません。通常時というのは、強風が吹くとかそういうときに特に調査はしていませんので、平常時においてはほとんど変わりはない。でも、いわゆる表土にある程度堆積していることが考えられます。ですから、風が吹くとそれらが部屋の中に入ってこないとは限りません。そういうことから、特に1階部分においては窓は余りあけないほうが良いというようなことで、今、各学校や園では進めております。しかし、扇風機やエアコンがない学校等においては、通常は窓をあけて授業などはしております。

そこで、できればエアコンの設置をお願いしたいと思ったんですが、エアコンについては、今頼んでも早くて10月だというふうに言われました。どこの業者に聞いてもだめでした。そういうこともありまして、今回の補正予算で扇風機を各学校、幼稚園・保育園、エアコンのない部屋にはお願いしたいと思って扇風機の予算を計上させていただきました。よろしく願いいたします。

それから、線量計を持たせている地区もあるわけですが、現在は学校や幼稚園・保育園に1台といいますが1個だけは行ってございまして、そして教職員が腰のあたりにつけて、要するに子供の口の高さぐらいのところにつけて、顔のところと言うかですね、それでどのぐらいの線量になるかを調査しております。これについては、国のほうからその線量計が配付になっているわけでございます。そういうようなことで今のところは状況を見まして、線量がまた上がるようであればそういうことも検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、中学校を初め各学校等の耐震性についてでございますが、この耐震性についての国の基準とい
いますか、震度6強から7程度に耐える構造ということで前年度に耐震補強、あるいは新中学校もまさにその
とおりでございますが、そういうことでそれだけの耐震性はあるものと考えております。

そこで、耐震度についてさらに調査する必要があるのではないかというおただしでございますが、確かに耐
震度の調査については1社にお願いをしたわけですが、しかし、今ちょっと正式名称はここにはないので申しわ
けないのですが、どの会社であっても、耐震度検査をしたら県の審査機関に提出しなければなりません。そこ
では、大学の専門家や業者の構造の専門家の審査を得て、その結果、耐震度どの程度ということが出されます
ので、これは、どんな会社がやってもその審査機関を通らないと、耐震度の結果として各市町村やそういうと
ころに参りませんし、その審査を得ないと工事もできないということになっているものですから、その点は大
丈夫ではないかなというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、深谷昌利君。

〔保健福祉課長 深谷昌利君登壇〕

○保健福祉課長（深谷昌利君） 9番、熊田宏議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、仮設住宅で入居決定後に辞退された方がいらっしゃったかというご質問でございますけれども、こち
らは9名の方がいらっしゃいました。一番多かったのが、県外にいて、家族に高齢者がいて体調を崩して矢吹
町まで来られなくなったという方が約7世帯ぐらい。そのほかには、関東方面に就職が決まったのでというこ
とで辞退された方が1名。そのほかにミスマッチですか、1DKが当たった方がいらっしゃったんですが、荷
物が多くて狭い1DKでは入り切らないのでというようなことで辞退された方がいらっしゃいました。

それと、町外からの避難者の人数ということですが、今、正確な数字はお持ちしておりませんが、こ
も、ステーションホテルのほうに現在82名ぐらいの方がいらっしゃるといふふうに聞いております。仮設住宅
のほうの入居者につきましては、今現在、正確な数字を持っておりませんが、後で報告させていただきたい
と思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

企画経営課長、圓谷誠君。

〔企画経営課長 圓谷 誠君登壇〕

○企画経営課長（圓谷 誠君） 義援金についてお答えをいたします。

義援金につきましては、できるだけ早く支払いたいということから、罹災証明で半壊以上の被害者の
方に町のほうから通知を差し上げて受け付けをしております。初めの受け付けは5月の連休明け、2回目の受
け付けにつきましては6月の初めに実施をいたしました。そのほか随時受け付けをしております。

1回目の支払いが5月25日、2回目につきましては5月31日に支払いをさせていただきました。この2回で
支払った額につきましては2億3,168万円であり、3回目は6月15日に支払いを予定しておりますが、こ
の金額につきましては6,264万円を予定しております。

このようなことで、被災者の方には町のほうから通知を差し上げながら、できるだけ早く支払っていきたいというふうに考えて今取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

都市建設課長、藤田豊君。

〔都市建設課長 藤田 豊君登壇〕

○都市建設課長（藤田 豊君） それでは、9番、熊田宏議員のご質問の内容なんですが、道路復旧の工事関係でのご質問なんですが、復旧工事につきましては、こちらでいただいて道路復旧をするという方法と、あるいは起債事業で行うということと、あともう一つは町の単独事業で復旧するというような、3種類の手法で道路復旧をしてみたいというふうに考えております。国の補助を受けるのにはそれぞれの手続等がありまして、若干復旧に時間を要している部分があるんですが、その路線についても、段差が大きい箇所あるいは危険な箇所については、仮復旧工事ということで順次整備をしながら通行の安全に努めてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問はありますか。

9番。

○9番（熊田 宏君） 再々質問をさせていただきます。

先日、銀行の支店長さんとお話をする機会がありました。その際に、福島復興特別資金というのがありますよと、今回の震災によって被災並びに売り上げが下がった、粗利が下がった等の事業所には、1.5%固定で15年以内、融資後3年間は利子補給を県ですするという資金がありますよという話でした。これに対して町は何らかのかかわりをしていくのかという点についてお聞きします。

2点目ですが、先ほどは町内への避難者ではなくて町外へ転出された方という質問でしたので、今回の震災で矢吹町からどこかに行ってしまった方、それをもう一度質問させてください。

もう1点ですが、固定資産税の減免については初日に議案第38号で審議させていただきました。それで、今年度だけということで、同僚議員からも続けて減免してくれというお話がありました。例えば、今回、震災で取り壊しをして新築するといった場合には、前の資産はなくなって新しくできるわけですが、それは丸々新しい資産に、その資産価値に対して課税されるのか、何らかの減免の体制をとっていくのかという点についてお聞きしたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 9番、熊田議員の再々質問に対し答弁をさせていただきます。

福島復興特別資金に町としてもかかわりを持っていくのかということでございますけれども、これについては、町のほうでも積極的にこうした資金についての手当てというものの支援をしていきたいというふうに考え

ております。

なお、この資金の詳細について、町でどう取り組むかということについては、まだ協議が深まっていないということですので、基本的な考え方については産業振興課長のほうから答弁させます。

先ほどは大変失礼しました。町内に転入してきた方じゃなくて矢吹町から転出した人という質問で、大変申しわけなく思っております。詳しい数字については私のほうでまだ認識しておりませんので、この数字についてわかればということですが、町民生活課長も首をひねっているみたいなので、これについては、そうしたものが把握できるかどうかも含めて答弁を後日させていただくということでご理解をいただきたいと思っております。いるということについては間違いございません。数を把握してございませんので、把握できるものであれば把握した数字を後日お知らせしたいと思っております。

また、固定資産税等の減免等について継続的に取り組んでいくのかということについては、先ほども答弁をさせていただいたとおり、そうしたことも踏まえて協議を深めていきたいと。私個人的には、そうしたことに前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

取り壊して新しく住宅を建てた場合の減免策というものについては、若者定住促進住宅ということでの40歳未満の方についてはこれは継続してやっていくことはもちろんでございますが、先ほども答弁させていただいたように、それ以外の方についても減免していくかどうかということについては、先ほどの繰り返しになりますけれども、前向きに考えていきたいというふうに考えております。

以上で再々質問への答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

産業振興課長、須藤源太君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 須藤源太君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須藤源太君） 熊田宏議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほど再質問の中で金融機関のファンドの話だと思っておりますが、いずれにしても、今回いろいろな災害融資制度の資金が創設をされております。国・県等の資金については、おおむねその後のフォローとして利子補給制度がありまして、ほぼ金利負担ゼロに近い形になっております。町で今回予定しておりますのは、利子補助ということではなくて、制度資金の活用の際に保証料について補助制度を創設するというところで検討に入っております。詳細はまだ決まっておりませんが、いずれにしても、中小企業・零細企業の制度資金活用についてはできるだけバックアップしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町民生活課長、円谷一雄君。

〔町民生活課長 円谷一雄君登壇〕

○町民生活課長（円谷一雄君） それでは、9番、熊田議員のご質問にお答えいたします。

答弁になるかどうかわかりませんが、先ほどのご質問の中で町外に転出なされている方の人数ということですが、実際に町外に転出されている方で災害に関する問い合わせ等は何件かございまして、ただ、実際に住民登録上、町外に転出していればある程度把握は可能かと思うんですが、実際に住民登録をして

いなくて、そのまま体だけ転出されたという方が何名かいらっしゃるということで、これは調べられるかどうかちょっとわからないんですけども、調べられる範囲でもし調べられれば後でお答えをいたしたいと思えます。

○議長（柏村 栄君） 以上で、9番、熊田宏君の一般質問を打ち切ります。

暫時休議いたします。

（午後 1時57分）

○議長（柏村 栄君） それでは再開いたします。

（午後 2時11分）

◇ 角 田 秀 明 君

○議長（柏村 栄君） 通告4番、8番、角田秀明君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 皆さん、こんにちは。大変お疲れのところ申しわけないですが、疲れている方は寝てください。

まず、通告の一般質問に入る前に、皆さんも同じことを言っておりますけれども、今回の東日本大震災に被災された方々に心からお見舞いを申し上げ、そして一日も早い復興がなされることをお祈り申し上げます。

では、通告に従いまして質問をいたしますが、今回は同僚議員の皆さんと質問がほとんど重なり、町長からの答弁もほとんど出ておりますので、私なりに質問をさせていただきたいと思えます。本来ですと通告を取り下げてもいいくらいな感じでありまして、せつかく時間をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず初めに、町の復興について質問をいたします。

公共被害は町が50億とか羽鳥幹線の水路関係が三十数億とか、また町民の方々が被災した額を累積しますとこれは多大な金額になりまして、200億とも300億とも言われるんじゃないかという被害が我が矢吹町だけでもありますし、東日本全体の被害は想定できないほどになると思えます。しかし、我が町においても優秀な職員が大勢おりますので心強く思うし、また、今回の災害においても復興計画がなされると思えますが、現在できている段階で結構でありますので、震災があった3月11日にさかのぼる関係で、この震災復興がいつごろまでになるか伺いいたします。

また、今年度計画され当初予算でも採決された事業など、我々に報告もされ、減少された事業以外は予定どおり行われるのかも伺っておきたいと思えます。

また、当初予算がなく、今回の震災によって被害があった世帯に対して固定資産税の減免の申請をしないというような用紙が10日の議会終了後に各納税組合や納税者に配送されたわけではありますが、やはり、このよくなときなので、罹災証明が出されている世帯に対しては申請がなされなくても減免をしてやるべきだと私は思うんですが、町長の考えはいかがでしょうか。

2つ目に、東京電力福島原発の被害による我が町の影響はというようなことで質問をしたいと思います。

毎日、新聞やその他マスコミによって放射線量の情報が入ってきておりますが、我が町にとっても被害があるかないかを伺いたいと思います。

また、震災の後には、矢吹町や中島村のカブ、大根、ホウレンソウ、そしてシイタケなど農産物に付着した放射線量が多いということで、新聞やテレビでも情報は知っておりますが、どのような対応がなされているかについても伺いたいと思います。

また、放射線量については、国は年間20ミリシーベルトまで大丈夫だと言っておりますけれども、文科省などでは1ミリシーベルトまでが安全であるとか、どれを信用すればよいのか、我々、町民にとってどの値が安全なのかははっきり言ってよくわからないものです。こういったわからないまま毎日過ごしているわけで、とりわけ子供たちが安心して暮らせる被曝量なのか知りたいと思います。

まして、私の住む地域は矢吹町でも三神地区や中畑地区よりも2倍も3倍も、ましてや4倍もあるかもしれないような放射線量が、実際に測定をしますとデータとして出るわけでありまして。このような数値を知らされたときに、いち早く子供たちを守らなければならないのは大人の義務でもありますし、また我々議員の仕事でもあります。将来の日本を、そしてこの矢吹町を担う子供たちを守るためにも、どうしたらよいかを伺いたいと思います。隣の須賀川市や郡山市、天栄村まで、子供たちの勉強する学校の校庭の土の入れかえをやると言っているわけでありまして、我が町は予算がないとかなどとは言ってられないかと思ひまして質問をしております。

また、学校だけの問題ではありません。柿之内や田内の子供たちは自転車で通学をしております。聞くところによりますと、砂利とか草むらとか芝生などは空気中よりも放射線量が高いとか、このような状況をどう考えているかも伺いたいと思います。なぜなら、原発の事故後すぐにアメリカや韓国、そして中国などは80キロ圏内の国民に退避命令を出した、これは皆さんもご承知のとおりだと思います。なぜ退避命令を出したかというのは、やはり人体に影響があるから各国の方々から退避命令を出したということでございますので、その辺の答弁もよろしくお願ひしたいと思います。

3番目に、震災から3カ月たった今、職員の労をどのように考えているかを伺いたいと思います。

職員の皆さんについては、あの3月11日午後2時46分、我々は3月の議会でありましたけれども、我が矢吹町はもちろんのこと、東日本全体に地震が起こりまして壊滅状態になったということでございます。そんなときに、職員の皆さんは昼夜を問わず不眠不休で町民の対応に明け暮れたことは、私が言うまでもなく、町長もおわかりでしょうが、職員の皆さんは町民に対し公僕でなくてはなりません、1000年に一度と言われるような災害は、町にとっても我々にとっても初めての経験であります。震災より3カ月を経過した今日、職員の疲労は大変なものだと思います。それを考えると、職員の皆さんにご苦労さまでは済まない気持ちでこの質問をいたしました。町長はどのように考えているか伺いたいと思います。

そしてまた、職員の数はといいますと、財政再建などで職員の数は少なくなり、しかし、国の失業対策などのために多くの臨時職員が庁舎内に足の踏み場もないほどおります。我々が役場に来て、この人だれなのというようなそぶりで見ている臨時職員が多いわけです。大事な仕事は正規の職員でこなさなければならぬわけでありまして、二重三重の仕事の大変さがあるわけでありまして、また、町民の皆さんはこんな心配をさ

れている方もおります。町民の皆さんの住民情報は本当に守れるんだろうかと不安をのぞかせているのもご承知でしょうか。

これはまた臨時職員に限った問題ではないと私は思っております。町は、来年度の24年度より情報システムの交換を予定し、現在の企業をかえるようでありますが、今行っている企業は何度となく問題を起こして議会にも謝罪をしている企業なので、本来であれば一日も早く企業をかえるべきだと思っておりますが、臨時職員はもちろんのこと、町民のプライバシー、情報の流出、メガリークが本当に守られるのかも伺いたいと思います。町民1万8,000人の情報流出は、町民にとって億単位の損失にもなりかねないということにもなります。多少契約金が安いからと安易な気持ちでなく、しっかりと指導をしてもらいたいと思います。

1回目の質問を終わります。よろしくご答弁をお願いします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、8番、角田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、東日本大震災から3カ月、3月11日以前にいつ戻れるかとおたがひでございますが、このたびの東日本大震災は本町においても震度6弱を記録し、住家、道路、上下水道、農地等、生活基盤全般にわたり過去に例を見ない甚大かつ深刻な被害を受け、その復旧に当たっては膨大な期間と費用面での負担が想定され、被害額としては総額50億円を超えるものと試算しております。

町では、この甚大な被害に際し、上下水道や道路等のインフラ施設については応急工事を実施し、現在、本復旧事業の準備が進められております。公共施設についても、一部は復旧も完了し再オープンしているものもあり、今後も順次復旧が進められます。その他農業施設も含め全体的な復旧については、平成24年度末までの完了を目標に現在全力で取り組んでおります。

しかしながら、私は、これら復旧の完了をもって3月11日以前の状態に戻るとは全く考えておりません。震災により多数の住家が大きな被害を受け、その世帯の方の家計的ダメージは相当なものがあることは明白であり、さらには生業に大きな影響を受けた方、生業そのものを失った方も多数おられます。これらの要因により、町内商工業における沈滞ムードからの脱却の糸口がまだまだ見つからぬ状態であります。

我が町の基幹産業である農業に関しても、羽鳥幹線水路を初めとする農業施設の甚大な被害により、町内のおよそ8割の圃場で今期の稲作を断念せざるを得ない状況であります。

また、東京電力福島原子力第一発電所の事故により、町民の健康被害の不安はもちろんのこと、農産物の販売数量低下及び価格下落等を強いられております。こうした状況を克服するには、二、三年という期間では余りに短く、5年あるいは10年といった長期的視野に立った復興の構想が必要となってくるのであらうと私は認識しております。

そこで、町では今後、復興ビジョン及び震災復興計画の策定作業を進めます。復興ビジョンについては、震災復興計画の指針となるべく、復旧事業の経費及び財源、スケジュール等が網羅されるとともに、国・県で現在進められている東日本復興構想会議あるいは福島県復興ビジョンと連動し、費用負担も含めた役割分担等も明確にうたいながら復興へ向けての方向性を定めるものであり、ことし11月までに策定いたします。

震災復興計画については、今年度末までに策定し平成24年度から取り組みが開始されるもので、単なる被災箇所の原状回復や町民生活の再生、産業経済の再建にとどまらず、それら全体の枠組みそのものが災害に対し強固なものとなることを目標として策定されるものであります。また、町民の皆さんに参画していただき策定作業を進め、住民の視点を大いに取り入れた計画にしていきたいと思いますと考えております。現行の後期基本計画における主要事業・事務事業の見直し作業と同時に策定作業を実施し、財政的にも連動した実効性のある計画を構築していきたいと思いますと考えております。

震災、そして原発被害という苦境に立たされながらも、風評被害払拭に向け取り組んでいる皆様があります。町内の若手農業者で構成された「やぶきぐるぐるNOWKER'S」の皆様やJA、関係者・関係機関が首都圏での農産物販売キャンペーンを精力的に行っております。こうした難局にも立ち向かわんとする不屈の精神が今後ますます加速されるよう、そして大いなる実を結ぶよう、真の意味での復興に資する計画となるよう全力で取り組んでまいります。

なお、おただしの家屋の一部損壊については、罹災証明がなくても10分の1の固定資産税を減免することにしたことは、先ほどの答弁でも申し述べさせていただいたとおりでございます。今回の固定資産税の減免の申請については大変お骨折りをいただくことになるとは思いますが、どうぞお許しをいただきたいというふうに思っております。今後一層の努力をしたいと思いますと考えておりますので、そうしたことも含めご理解とご協力をお願いいたします。

次に、東京電力福島第一原子力発電所事故による我が町への影響についてのおただしであります。原発事故に伴い高い数値の放射線量が検出された食品については出荷制限等の措置がなされ、本町では、ホウレンソウやブロッコリー及び原乳などの農畜産物が3月21日から制限を受けました。現在はモニタリング検査の実施によりすべて制限解除になっておりますが、解除に至るまでの一定期間、農畜産物の販売に損害を受けたところであります。さらに、福島県産農畜産物の買い控えや市場関係者の受け入れ拒否などの風評被害による影響は広範囲に及び、農家生活、農業経営に多大な被害を及ぼしております。

これらの風評被害を防止するため、引き続き関係機関・団体と連携し風評被害キャンペーンを積極的に展開していくとともに、東京電力や国に対しさらに要望活動をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、このたびの東日本大震災発生から3カ月がたちましたが、その対応に当たっている職員への労をどのように考えているかについてのおただしであります。震災以降、全職員を挙げて震災対応、被災した町民等の対応に不眠不休の思いで当たってまいりました。こういった職員の職務に対する熱意や行動により、上下水道や道路等のライフライン、また被災した町民の仮設住宅への入居など、暫定的ではありますが一応のめどがついたところであり、今後、復旧・復興に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

このたびの震災で被災された地域の被害状況の程度により各自治体職員の勤務実態は千差万別であります。本町職員の震災復興に対する業務遂行の姿には頭が下がり、本当に感謝にたえない所存であります。

さて、国家公務員においては、東日本大震災復興等の財源確保として、給与の5%から10%削減等を平成25年度末まで実施する国家公民給与削減法案と、国家公務員に労働協約締結権を与えることを柱とした国家公務員制度改革関連法案が6月3日閣議決定され、国会の場へ法案が送られようとしております。

このことにより、給与分の地方交付税の削減が被災自治体を含め実施の方向で検討されており、地方公務員給与への波及が懸念されますが、このたびの大震災の復興に不眠不休で当たっている被災自治体職員の努力を顧みない措置と考えております。また、被災地の経済活動にも少なからず影響を与えることも必至であり、今まさに復興事業の先頭に立って職務を遂行している被災自治体職員の労に報えない結果となるものと考えております。今後、この地方交付税の動向に注視しながら、削減の撤廃に向け県や国に対し強く要望していく所存であります。

次に、臨時職員が多く正規の仕事への影響についてのおたただしであります。現在、事務系の臨時職員は24名おり、国の失業者等の雇用機会を創出するための緊急雇用創出事業によるものや、このたびの大震災対応のための臨時職員がその多くを占めております。

臨時職員の業務は、産休及び育休職員の補充や震災による新たな事務等、業務量増大に対応するための事務補助として業務を担っていただいております。臨時職員を配置することで、定例的、定性的事務の処理の効率化が図られているものと考えております。その反面、臨時職員も個人情報を取り扱う機会が多くなるため、守秘義務や個人情報の取り扱いについて正規職員同様に徹底する必要があると考えております。

また、平成24年度はさまざまなシステムの入れかえを想定しております。業者もかわりますので、今後、情報通信技術の発展に資するため、また個人情報の多くがデータ化されているため、セキュリティポリシーの遵守等も含め定期的な研修等、さらにはチェック機能の万全を期するよう、町民の皆様の情報を安全に保持してまいります。

今後においても、適正な臨時職員の配置を行いながら、組織を挙げて行政サービスの向上のために職員一丸となってこの難局を乗り越えていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 8番、角田議員のご質問にお答えいたします。

東京電力福島第一原子力発電所の事故による本町の子供たちの健康についてのおたただしではありますが、事故発生以来、矢吹町の空中放射線量は県南地方の中でも比較的低い線量を示しております。しかし、事故発生前との比較では高目であることも事実であり、特に西側地域については町内の中でも少し高目の数値を示しているところでもあります。そのため、角田議員がご心配されるように、子供たちの健康を第一にした対策を図ることは大変重要なことと考えております。

学校等の対策につきましては、先ほどの大木議員、熊田議員のご質問に対する答弁のとおりですが、安全な学校生活ができるよう心がけてまいります。今後は、学校以外の公共施設についても調査することにより、高い線量を示す箇所は町が除去することなどについて検討してまいりたいと思っております。

また、家庭での生活についても心配があり、子供たちの帰宅後の外での過ごし方など、放射性物質によってはこの問題は何年も続くことが予想されるため、保護者の皆様のご心配については察するに余りあるものがあります。地域やご家庭の保護者の皆様におかれましても、子供たちができるだけ放射線を受けないようにする

ため、地域ぐるみで周辺の清掃や通学路の除草などをお願いし、地域の大切な宝である子供たちを行政、地域が一体となり守る姿勢が大切になってくるものと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 再質問はございますか。

8番、角田秀明君。

○8番（角田秀明君） 1番目の震災の復興に対しては、今まで3人の同僚議員の質問にもありましたし、また町長から熱意ある回答をいただきましたので、一日も早い復興をお願いし、要望しておきます。

また、先ほど私が職員の労の件について質問したところ、国家公務員は6月3日の国の法律で1.5倍からの給料削減をこの復興費に充てるというようなことで、地方の公務員に対してもこのような要請が来ると思うということでございますけれども、現場の職員と霞ヶ関にいる国家公務員と同様に考えるということ自体、政府の役人の方々もおかしいし、また地元選出の国会議員の方々も、やはり地元を知らない人たちがこういった法律を簡単に決めるということ自体が、地方の我々被災に遭った、こういう現場の職員の人たちが一生懸命汗をかくて不眠不休で頑張った、そういうことを考えれば決して給与を下げるというようなことを今この時期に言える立場じゃないと思うので、先ほど町長も国に要望していくとっておりますので、これは強く私からも要望をお願いしたいと思います。決して私は自治労の職員の推薦でやっているわけじゃないんですが、やはり見るに見かねて私はこの質問をしておりますので、おはかりいただきたいと思います。

また、今、教育長のほうから放射線量の件で、子供たちに影響のないようなことで頑張るということでございますが、地域でも対策をしていただきたいということでございますが、やはり線量の高い地域に関しては、子供たちを外で遊ばせないとかということに対しては、今度は公民館とか集会所あたりを子どもたちの憩いの場、そしてゲームとかいろいろなものをやる場にしていただきたいんですけども、今、教育長が言うように、いつまでだかわからないのに家にばかりいろということ自体もおかしいわけでありまして、やはりそういった地域の皆さんとも相談しながら、PTAの方々と相談しながら、そういった線量の高い地域では、外で遊ばないかわりに集会施設とかそういったところで子供たちを集めて勉強会とか何か、そういうふうな指導をしていただければ、子供たちも安心して自宅に帰ってからも過ごせるのかなと。

また、先ほど私の質問に対しての答えがなかったので質問しますが、うちのほうの子供たちは自転車通学もおりますので、やはり砂利とか草とか下水とかそういうものがかなり線量が高くなっているということで、そういった対策をこれからどうしていくのか。たまたまうちのほうでは、通学道路に関しては年に2回草刈りなども行っておりますが、そういうことで地域的には対処しておりますけれども、教育委員会としてはどういう対応をこれからしていくのかも聞きしたい。

再質問で私は終わりたいと思っておりますので、よろしく答弁のほどお願いしたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 町長の答弁は、要望でいいですか。

○8番（角田秀明君） はい。

○議長（柏村 栄君） それでは教育長の答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 大変失礼をいたしました。

通学路の安全についてでございますが、先ほど学校以外のところで多少述べさせていただきましたが、特に通学路ということに関しましては、砂利道もございますし、子供さんたちが自転車通学をするということでは大変な状況にあるということは私も認識しております。そういうことから、通学路の放射線量をすべてはかるというのはなかなか厳しいものがございますが、しかし、自転車通学等を通る通学路については計画的に放射線量などはからせていただいて、そして早急にその高い線量を示すような場所がある場合には町として除去をするとか、あるいは角田議員からもございましたが除草を一緒をお願いするとか、そういうことで具体的に対応してまいりたいというふうに思います。

それから、4月14日に県で県内のメッシュ調査を行いまして、田内集会所の前では1メートルの高さで0.85でございました。町内では大変高い数値を示したわけでございます。町教育委員会では、6月6日月曜日に、田内集会所の近辺と申しますか測定をさせていただきました。地上50センチで1時間当たり0.57マイクロシーベルトと前よりは大分下がってはいたんですが、それでも町内では高いほうでございますので、そういうことも考えますと通学路等についても検討させていただいて、必要に応じて下げるような方策を町と協議しながら進めていただきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 以上で、8番、角田秀明君の一般質問を打ち切ります。

◇ 棚 木 良 一 君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告5番、6番、棚木良一君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 皆さん、こんにちは。

通告順に従いまして順次一般質問をいたします。

5番目ということで同僚議員とダブっている質問が多々あるかと思っておりますけれども、私なりに質問いたしますので、答弁も簡潔にお願いしたいと思います。

1番目に、地震、原発事故、放射能汚染などの被災者救援について町の対応はということで質問をさせていただきます。

まず最初に、放射能問題であります。

原発事故は、地震・津波対策の抜本的強化を求めてきた方々の警告を無視し、対策をなおざりにしてきた結果起きた人災であります。事故は多くの県民の当たり前の日常生活を奪い、今なおその被害を拡大し続けています。早く自宅に帰りたい、豊かな自然を取り戻したい、国と東京電力は県民の怒り、不安と苦しみを受けとめ、命と暮らしを守る責任を果たすべきであります。そして、安心して暮らすためにも、福島原発の廃炉と自然エネルギーへの転換を進めるべきであります。

東京電力と国は、原発事故によって生じた被害・損害の全面賠償を明言すべきであります。全面賠償とは、原発からの距離や避難しているか否か、放射線の数値などで線引きをせず、原発事故が起きなければ発生しなかった被害・損害について、実態に基づいてそのすべてを賠償することです。もともと大規模な原子力災害を想定した法律はありません。広域的な避難における生活支援や自治体機能の確保、地域の再生や住民の

健康被害を含む恒久対策など、原子力災害の緊急対策、復旧・復興に一体的、総合的な特別法の制定が必要であります。

国は、国内外の英知を結集する体制をつくり、裏づけと根拠を持った事故収束の展望を示すべきであります。また、事故収束の最前線で奮闘する作業員の皆さんの放射線からの防護の徹底、作業環境や生活環境の抜本改善、長期戦に耐え得る作業員の安全確保の体制整備が必要であります。

学校、保育園の土壌汚染、野菜、水産物、飲料水など食料への放射能汚染など、日々不安が広がっています。放射能汚染の計測を綿密に行い、万全の措置をとらなければなりません。また、子供、県民に対し継続的な健康管理を行い、国として恒久的、全面的な医療保障を行うようにしていかなければなりません。

そこでお尋ねをしますけれども、福島原発事故は人災であります。町長の見解をこのことについて求めます。また、原子力災害に対する特別立法制定、これなどについても佐藤知事も国に要望しております。これに対する町長の見解、そしてまたこの特別立法制定を国・県に強く求めていかなければならないと思いますので、そういった点でお願いしたいと思います。

また、風評を含めて東京電力に対し全面的な補償を求めることでもあります。県内の原発すべてを廃炉にすることや町民の健康調査を継続的に行うよう要望すること、さらに、放射能で汚染された学校などの校庭の表土はぎ取り、農耕地などの除染措置を強く要求することでもあります。

先ほど教育長は、校庭の放射能汚染の表土はぎ取りについて、奥歯に物が挟まったような答弁でありましたけれども、これについてはいつやるのかお答えいただきたいと思います。特に子供をめぐる安全・安心対策として、放射能軽減のためにすべてやるという方向こそが町民の願いであります。それらについて町の対策をお知らせいただきたいと思います。

そして、被災者の生活救援についてであります。

町長は、今度の東日本大震災で被災された皆さんに対して、国保税の減免、固定資産税の減免、介護保険、後期高齢者医療保険などに対しても減免をするということで、このことについては町民の皆さんからも評価されると思います。

しかし、これまで国民健康保険の税金を滞納された方には、正規の保険証を交付しないで資格証明書を発行してきたわけであります。今度の震災以後、当然この地震によって被災しているわけでありますから、納税はますます困難になってくるわけであります。そういった点で、正規の国民健康保険証を交付することが大切であると思いますが、これらについてはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

さらに、これまで困っている家庭にということで日赤の共同募金がやられてきたわけであります。しかし、今度の震災によって、日赤の本部ではこの募金活動は今年度はやらないということになったわけでありますけれども、矢吹町ではこれを特別にやるんだというようなことで、町民の皆さんから私たち議員にもいろいろと言われていると思います。特に、今度の金集めに疑問ということで私ども議員に匿名で文書も届いております。これなどについては私はもっともだと。

この匿名で文書をくれた方は、東日本大震災の被害者ということで各議員の皆さんにもよこしたわけでありますけれども、読んでみますと、「東日本大震災、原発事故で住宅や家財に被害を受けられた方には災害減税法や……

○議長（柏村 栄君） 棚木さん、通告以外は慎んでください。

○6番（棚木良一君） 最初に、。

○議長（柏村 栄君） それはだめです。

○6番（棚木良一君） まあそういったことで、一方で町民の皆さんから被災者救援ということで減免をして、町長さんの株も上がったと思うんです。ところが、片方でこういった、日赤の本部がやらないのに町が特別にこの募金をやると。町長としては、福祉協議会の会長とダブっているのですが、私は、福祉協議会の会長はやめるべきだということでこれまで質問してきたわけですが、そういった点について、この町民の皆さんも、いわゆる全壊、一部損壊が全世帯の40%以上にもなっていると、2,441戸が罹災しているのに、新たな募金を制定して被害住民から金を集めることは納得できないというのは、私ども議員の皆さんも同じだと思うんです。町民の皆さんもそう言っていますので、これはやめるべきではないかというふうに忠告をしておきます。ぜひとも、福祉協議会に帰ったら、これについては、集めたものについては返すということで町長さんの株を上げていただきたいと思います。

2番目に、町長を初め特別職の退職金制度の廃止についてということで質問いたします。

このことについてはこれまで3回ほど質問をしてきました。

〔「4回」と呼ぶ者あり〕

○6番（棚木良一君） 今度で4回目だそうです。

ご承知のように、県内59市町村のうち79.7%に当たる47市町村の首長が、みずからの給与や手当を減額しているわけでありまして。もちろん、矢吹町の野崎町長も減額をしております。50%以上が相馬、南相馬、西会津、双葉、浪江、40%から50%未満はないわけでありましてけれども、30%以上40%未満というのも、いわき、喜多方、二本松、国見、川俣、鏡石、南会津、泉崎、鮫川、小野、広野、葛尾、飯舘というふうにあるわけですが、町長さんも30%未満ということで、矢吹町も入っております。

そういう中で、経済が依然として厳しいということで、当然、町長さんや市長さん、村長さんは手当を減額するということでしたわけでありまして。これまで、各市長さんや村長さん、町長さんも4年に一度、退職金ももらっているわけでありまして。町民の皆さんは、会社に勤めて一生に1回もらえるだけなんです。もらえる方はいいほうで、もらえない方もたくさんいます。矢吹町の町長さんはそういう点ではほかの町村長と同じく4年に1回もらえるということで、現在の野崎町長は1回もらっています。また、それ以前に農協に勤めていたときには農協からももらっていると。2回もらっているわけです。今度は、12月にまた任期が来ますと3回目なんですね。これについては町長としてどのように考えているのか、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

そういう点では、町民の皆さんはそういうことは余り知らないと思うんですけれども、わかれば何だというようなことになってくると思うので、やはり町長は、1期やって今度2期が終わるわけですから、そういう点では、矢吹町から退職金制度はなくすという声を上げていただきたいなというように思います。それについて町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、東日本大震災における全壊、大規模半壊以下の住宅被災世帯にも補修費用の助成制度を設けることについてであります。

東日本大震災では多くの町民が住宅被害を受けました。しかし、一部損壊などの場合には、相当な被害の場

合でも補修に対する助成制度はありません。一部損壊といっても、補修には数十万円から、被害のひどいところでは100万円単位のものも多々あります。ただでさえ暮らしが大変なときに被災者にとっては大きな負担であります。全壊・半壊住宅再建への上乗せにもなり、一部損壊でも活用できる住宅や塀などの補修費用への助成制度は切実な要求となっております。二本松市や矢祭町、鮫川村、白河市、塙町などでも予算化されておりますので、ぜひ矢吹町でもこの助成制度を設けて町民の皆さんを元気づけてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、東日本大震災における倒壊危険があり交通の障害となっている旧円谷呉服店の早期の建物解体撤去についてであります。

ご承知のように、いわき市と郡山市が国の補助事業であります災害などの廃棄物処理事業を立ち上げ、解体・撤去作業が始まったわけであります。郡山市、いわき市では今受け付けているわけです。そういう点で、矢吹町でも一日も早くこの災害などの廃棄物処理事業を立ち上げていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

これらについて町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

質問者も簡潔にと言っておられますので、簡潔をお願いします。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、6番、棚木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、地震、原発事故、放射能汚染などの被災者救援についてのおたかしであります。このたびの地震災害、原子力災害により被災されました皆様におかれましては、長期化する避難生活による疲労等健康面、精神面で懸念される面が多いと理解しております。被災された皆様に改めましてお見舞いを申し上げます。

さて、福島原発事故は人災かについてのおたかしであります。東京電力福島第一原子力発電所は、現在も憂慮すべき事態が続いており、収束の糸口さえいまだ見えておりません。早期の収束を願うばかりであります。議員おたかしの人災かとの見解であります。結果としてこうした甚大な被害を及ぼしたことから、これまでの安全神話にとらわれず、もう一步踏み込んだ方策を講じれば防げたのではないかなどの意見も出されていることも承知しておりますが、私としては今後、国、東京電力、さらには原発調査委員会、第三者検証委員会の議論の結果を注視し、現時点で一概に人災と断言できないものと考えており、人災かどうかの明言は避けたいと考えております。

次に、原子力災害に対する特別立法制定を国・県に求めることについてのおたかしであります。原子力災害補償特別立法をいち早く制定し、被災民が一刻も早い安定した生活に戻ることができるよう、被災者支援策や農工商業への支援・補償策、生活・産業基盤の再建策等への支援・補償策等、原発災害はすべて国が対応するよう、福島県と市町村が一体となり国に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、風評を含めて東京電力に対して全面的な補償を求めることについてのおたかしであります。その補償は、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、一義的には事故原因者の東京電力の責任となります。農産物におきましては、現在、JA東西しらかわ及びJA白河で第1回目の風評被害に伴う損害額を調査中でありま

す。被害額が確定次第、農家の同意を得てJAが補償請求をすることになっております。今後、全額補償されるよう東京電力や国へ強い要望をしまいたいと考えております。

次に、県内の原発すべて廃炉にすることや町民の健康調査を継続的に行うよう要望することについてのおたただしですが、こうした事故を教訓に、今後の原発のあり方について、国・県はもちろん、国民的な世論として原発の維持か廃炉かの議論が深められるものと思います。また、健康調査については、調査実施の方針が現在打ち出されておりますが、今後も的確な措置が講じられるよう、また継続的に行うよう、県や県内市町村と連携し強く要望をしまいたいと思います。

次に、放射能で汚染された学校などの校庭の表土はぎ取り、農耕地などの除染措置要求についてのおたただしですが、矢吹町の子供たちの健康、将来の安全はだれもの願いであることから、私としても、校庭等の表土除去により被曝放射線量をできる限り減らすことが必要であると考えております。農耕地については、米が作付できる土壌の放射性セシウムの暫定許容値は土壌1キログラム当たり5,000ベクレルであります。3月31日採取の放射性セシウム暫定許容値は、東郷地内の水田で420.6ベクレル、一本木地内の水田では544.5ベクレル、4月15日採取の寺内地内の畑では92ベクレルで、暫定許容値以下の数字でありました。

現在まで暫定許容値以内ではありますが、今後とも、県のサンプリング調査結果並びに福島県原子力災害対策本部の決定に基づき、暫定許容値を超えた場合は、除染を含めた有効な土壌改良工事等の対策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町長を初め三役の退職金の廃止についてのおたただしですが、おただしの件については、平成19年12月の第339回定例会等、過去4回において棚木議員に回答した内容と変わるものではありません。過去4回の繰り返しになりますが、町長と常勤特別職のみの退職手当を廃止することは考えておりません。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、東日本大震災における全壊、大規模半壊以下の住宅被災世帯にも補修費用の助成制度を設けることについてのおたただしですが、被害を受けた全壊、大規模半壊及び半壊の住宅については、被災者生活再建支援法または災害救助法により、住宅の再建や補修にかかる費用を助成する制度を活用し対応しておりますが、一部損壊住宅の補修に係る補助制度設立を県に要望しながら検討してまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、交通の障害となっている旧円谷呉服店の早期の建物解体・撤去についてのおたただしですが、先ほど鈴木隆司議員に答弁したとおりでございますが、早期解体・撤去に向け、所有者と権利者の調整に町も関与しながら、早期除却に向けあらゆる方策を検討し対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、通告にはございませんでしたが、国民健康保険税の資格証明書についてのおたただしでございますが、従来どおりの考えであります。災害については減免措置もとられておりますので、そうした問題は一部発生しないこともないと考えられますが、基本的には今まで同様の対応をとってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

また、もう一つの通告にない、日赤の赤い羽根共同募金、また歳末助け合い等の募金活動については廃止されたのに矢吹町が独自の募金活動をするということについてはいかがなものかというようなおたただしでございますが、

新たに募金の制度を設けさせていただきましたのは、矢吹町には矢吹町の共同募金、矢吹町分会というような集まりがございまして、その中で決定をさせていただいたところでございます。この趣旨については、赤い羽根共同募金、歳末助け合い募金に基づいて、この一部を福祉のためにさまざまな活動を行われているその活動費に充てている。しかしながら、今回はそうしたものについては一部事業を中止しながら、今回の募金の主な趣旨は、グループホーム、さらには支援に必要な各団体への支援金というものがあります。そちらのほうに向けさせていただく、そのための継続的な資金の手当てを今回の募金でさせていただくということでございます。

ですから、今回の震災で大変な被害を受けているところについてはもちろんでございますが、そうした今まで支援を受けてきていたグループホーム等の団体に、今回の震災を理由に補助金を打ち切るということはやはり忍びないという多くの意見がございまして、そうした募金を新たに創設させていただいて、矢吹町の町民の皆さんにご理解をいただきたいということでその募金を設けさせていただきました。

なお、募金については強制ではございません。これについては議員もご理解をいただいていると思います。

以上で私からの答弁とさせていただきます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 6番、棚木議員のご質問にお答えいたします。

放射能で汚染された学校などの校庭の表土はぎ取りについてのおただしではありますが、大木議員、熊田議員、角田議員のご質問にお答えさせていただきましたが、矢吹町の子供たちの健康、将来の安全を確保するためには、表土除去により被曝放射線量をできる限り減らすことが必要であると考えております。今後、実施時期などについて検討し、早い時期に実施できるよう町部局と協議してまいります。

次に、放射能軽減のための対策についてのおただしではありますが、放射線量の低減対策は、表土除去とともに高い放射線量を示す場所等の洗浄、除去等が考えられます。そのため、学校やPTAなど地域や保護者の皆様のご協力をいただき、子供のために有効なさまざまな対策を検討し実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 再質問なんですけれども、暫時休議しましょう。

（午後 3時09分）

○議長（柏村 栄君） それでは再開いたします。

（午後 3時21分）

○議長（柏村 栄君） 棚木議員、再質問はありますか。

6番。

○6番（棚木良一君） 原発事故について、特に人災だということについて、町長は人災については認められないというような答弁であったわけでありましてけれども、この電源喪失で炉心溶融が起きる問題は、私どもの参議院議員であります吉井英勝議員が今年の5月26日に経済産業委員会で質問していたわけでありまして。しかし、

原子力安全・保安院長は、論理的には考えると認めながら、評価を見直し対策を立て直すことをしてこなかったわけであります。その結果、想定どおり事故が発生したわけであります。そして、今度の事故によって I N E S レベル 7 の過酷事故となって日本最大の地球環境汚染をもたらすと同時に、数百万人に及ぶ人々を苦しめているわけであります。事故発生後も、海水の使用やベントなどでいち早くやるべきことを必要なタイミングで実施しなかったことによって被害が一層広まり、二重の意味で人災となったというわけであります。

しかし、東電もこの人災については認めていないんですね。自然の脅威とか想定外とか、こういうことを繰り返しているわけであります。ですからやはり、特に被害県であります福島県からこの人災の声を東電に強く求めていくべきだというふうに思うわけであります。そういった点について、再度、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、今度の事故によって、矢吹町での 3 月 20 日から 4 月 4 日までの環境放射能測定値の平均値は 1 日当たり 17.54 マイクロシーベルトとなったわけであります。これに 3 月 12 日から 4 月 4 日までの 23 日間を乗ずると、この間の推定積算値だけでも 0.43 ミリシーベルトとなるわけであります。3 月 11 日から 20 日は線量がより高いはずであります。もちろん、いわゆる原子炉が爆発したときですから相当高い、発表された数字を見ただけでも、県の白河市の合同庁舎で高くなったのは 3 月 15 日の午後 2 時からですか、最大で 7.56 になっているんです。ですから、矢吹町も当然放射線は高くなっているはずであります。ですから、地区や家庭によって状況の違いはありますけれども、食品や飲料水から摂取した放射性物質による被曝もあわせて考えると楽観はできないのではないかと思います。

そういった点で、国もホール・ボディー・カウンターで全身を検診すると、全県民を対象にしてやるということでもありますけれども、矢吹町でもそういった点ではやはり乳幼児や子供や妊婦さんには、被曝のリスクが高いわけですから、特に優先したホール・ボディー・カウンター検診を始める必要があるのではないかと思います。そういった点についてはどのように考えているのか、これについてお尋ねをいたします。

町長を初め特別職の退職金制度の廃止については、そういったことは考えていないということでもありますので了解はしませんけれども、時間もありませんので次の質問に移らせていただきます。

特に、今度の東日本大震災における全壊、大規模半壊以下の住宅被災世帯にも補修費用の助成制度を設けることについてでありますけれども、これについては、私は昨年も、住宅リフォーム助成制度の創設の問題で取り上げたわけであります。つまり、去年は 175 だったのが、ことしの 4 月 1 日で 330 市町村に広がっているんです。先ほども言いましたように、二本松市では最高 20 万円まで、矢祭町では 20 万、鮫川村でも 20 万、白河市は 15 万ということであります。県も私どもの宮川県会議員に、このことについては予算を含めて国に要望するということを言っております。いわゆる社会資本整備総合交付金なんです。これについては、もう予算がいっぱいで今度の第 2 次補正で要求していかななくてはならないということですので、矢吹町でもいち早く、これについて強く要望していくべきではないかと思います。そういった点で、ぜひともこの制度を活用していわゆる被災者救援をやっていただきたいというふうに思います。

次に、旧円谷呉服店の建物の早期解体・撤去についてでありますけれども、先ほども言いましたように、これもいわゆる災害などの廃棄物処理事業を立ち上げなきゃならないわけですね。郡山市やいわき市では、一般の家庭についてもやるということで始まったわけですね。ですから、円谷呉服店のところだけやるんだったらそん

なに難しくはないんでないかと私は思いますので、町長の先ほどの同僚議員の一般質問の答弁の中では、いわゆる民地と官地との境の瓦れきなどについても町がやるというようなことで答弁があったわけですが、この処理事業を立ち上げれば町の持ち出しも少ないということで済むわけでありますので、いわき市や郡山市と同じく、一日も早く災害など廃棄物処理事業を立ち上げてやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の再質問にお答えさせていただきます。

原発の事故について、私の先ほどの答弁で人災とは認めていないということの再質問でございますが、そういうことではないと、人災として認めているということについて現段階で私のほうでは判断を先送りしたいということでございますので、誤解のないように願います。

これらについて、天災か人災かということできざまな意見が今いろんなメディアを通して出ております。これについて私がまず一番疑問に思うのはだれに対して天災か人災かというようなことでございまして、東電が行った措置が人災なのか、また国か原子力安全・保安院かというような、そういうきざまな論点が出されております。私自身、東電の職員の今の対応を見ていくと、まさしく想定外という話を全く理解できないわけではなくて、人為的な操作ミスによって今回の原子力発電所の事故が発生したのではないと、地震の揺れそのものもそうですが、あくまでも津波が直接の原因だと。確かに、そうしたことも想定しなくちゃいけないというような意見もあるんでしょうけれども、私自身は、チェルノブイリやスリーマイル島と今回の東京電力の原発事故は全く違う種類の事故ではないかというふうなことも考えております。

いずれにしても、国の対応のまずさ、さらには原子力安全・保安院の情報公開のあり方等々のきざまなことがあって情報が錯綜している、そしてなおかつ混乱を来しているということがあっても、それをもってして人災と言うことについては、今の時点では私自身ははかりかねている。したがって、先ほど答弁しましたように、国、東電、原発調査委員会の協議を今後見守っていききたいというふうに考えております。

さらには、ボディーカウンターの問題でございますが、これはまさしく、先ほども話したように、健康調査の方針というものが打ち出されております。今後、全県民を対象にというようなことでございますが、どの時期にどなたをというようなものが具体的に県の支持が来ておりません。こうしたものについては、そうしたものを見きわめながら、矢吹町がその対象となり得るといような指示が県のほうから来るんでしょうから、そうしたことも含めて、その際については、町民を健康被害から守るために、積極的に受診の方向性というものを打ち出していききたいというふうに思っております。万全を期していききたいなというふうに思っております。

社会資本整備総合交付金については、矢吹町は手を挙げました。でも、これらについては、棚木議員もご承知のとおり、福島県のほうから、手を挙げる市町村が大変数多くあったということについては、情報として認識されているかと思えます。要望が出された市町村が22市町村、今回の要望の金額が9億を超えると、10億に迫ろうとしております。そうしたことをもって、今回、矢吹町は手を挙げさせていただきましたが、今回すぐに対応については先送りというようなことで県のほうから報告が届いております。今後も社会資本整備総合

交付金については、町のほうも国や県に対して強く要望してまいりたいと考えておりますので、その考えが変わるものではないということをご理解いただきたいと思います。

旧円谷呉服店、さらには先ほどの墓地の問題も含めて、災害瓦れき法に基づいて町のほうとしてはそういう対応をとっていくということは答弁させていただいたとおりでございます。前向きに検討していきたいというふうに思っております。

ただ、これをすべての町の個人の私有財産、さらには会社の財産をもってしていく場合に、すべてに災害瓦れき法でもって国の負担、町の負担をしていくものではないというふうに私は理解しております。ケース・バイ・ケース、先ほども申しましたように緊急性、必要性、そうしたすべてのことを総合的に判断しながら町として手を下すべきものを見きわめていきながら、なおかつ、町のほうで中止したのものについては町としてもそれらについて回収する方策、要するに弁済の方向性も打ち出しながら対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上をもちまして再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 残り時間2分なんですけれども、再々質問はありますか。まとめて言ってください。

6番。

○6番（棚木良一君） 放射線についてであります。町独自の放射線モニタリングを実施してはどうかということでもあります。国・県が実施する放射線モニタリングでは、自分の住んでいる場所など詳細がわからなくて不安であります。これを払拭するためにも、より細かい放射線モニタリングが必要でありますので、そういった点についてはどうかということでもあります。

それと、外部被曝、内部被曝、低線量被曝についてであります。国・県の姿勢は外部被曝のみを見て安全としている報道でありますけれども、外部被曝はすぐに応務能力が備わっているのです。そういうことを言うわけですが、食べ物や飲み物から摂取した放射線による内部被曝については、症例数から見ても研究が十分ではないと、安全とは言えないと専門家の方も言っております。報道ではレントゲン1回当たりの被曝線量と環境放射線を比較しているが、年に1回一瞬だけ浴びる放射線より、低線量でも浴び続けることのほうが危険との見方があります。

以上のようなことを踏まえて、正しく放射線について、町民学習会とかあるいは地域に行ってそういう放射線について学習会をやることも必要ではないかと、そしてまた町民に知らせることも重要でありますので……

○議長（柏村 栄君） 時間が来ましたので、中止してください。

○6番（棚木良一君） そういったことをやってはどうかということを提言しておきます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の再々質問にお答えさせていただきます。

放射線量の町独自のモニタリングの件でございますが、これについては、3月12日の原発の事故が発生以来、県のほうからの報告によって当初は実施していたんですが、その後、町の定点観測も含めて、さらには、学校

関係でも、今ほど教育長から答弁がありましたように、学校に1台ずつ放射線のカウンターを置きながら観測している最中でございます。この後についても、メッシュ調査を含めて、さまざまな地点、さまざまな地域のモニタリング調査というものを徹底していきながら、それらについても、今現在も一部報告しているものも含めて、さらに情報公開という点で、そうした町の放射線量の動きについてもきめ細かく対応していきたいというふうに考えております。

外部被曝、内部被曝、食べ物・飲み物については今までと違った影響が出るやもしれないというようなそういうおたがいでございますが、これらについては、国・県の指導も含め、今ほど提案のあった学習会ということで、そうしたものについて住民のほうに十分に周知徹底が図られるような機会を今後設けていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 以上で、6番、棚木良一君の一般質問を打ち切ります。

◎会議時間の延長

○議長（柏村 栄君） ここで時間延長をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） では、そのようにさせていただきます。

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（柏村 栄君） 通告6番、5番、藤井精七君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 本日最後の質問者となると思います。通告6番ということで同僚議員と多々ダブりますが、私なりに質問させていただきます。

この議場に入りますと、3月議会の3月11日午後2時46分を思い出します。議長の暫時休議という言葉も終わるか終わらないうちに地震が来ました。私と同僚議員2人、計3人は、そのうち地震もおさまるだろうということで自席のテーブルの下に避難しました。しかし、揺れが大きく逃げるに逃げられない、そういう状態でした。よくぞ役場庁舎はもったと、今、感謝しております。

震災被災者に今後、物・心両面の支援が必要と思いますが、計画を伺います。

未曾有の大災害から3カ月が過ぎ、被災者に対して、国はもちろんですが、今後、町もどのような役割と責任を果たしていくのか、大変長く、また容易でない仕事が山積していると思います。矢吹町も大震災により多くの住宅が被害を受けました。そうした町民の方々の支援とともに、原発事故等で故郷を離れて矢吹町に身を寄せる広域避難者の支援も大事な仕事のひとつと思います。ふなれな地域で生活する避難者の不安を軽減するために、情報提供などどのようにしているのか、また、仮設住宅、ホテル等、避難所を退所後の居住の確保など、今後、町民の方々はもとより、被害を受けた方の戸別訪問、その被災後、今現在はどうなっているか、そういう確認も必要になってくると思います。被災者の悩み、避難者の悩み、要望を聞く活動を広げていかな

ければなりません、計画を伺います。

次に、震災により町の被害も甚大ですが、第5次まちづくり総合計画後期計画の見直しはということで伺います。

私の親戚を含め、また里帰りした同級生、知人、友人など、遠く故郷を離れた人が震災の見舞いということで顔を見せてくれましたが、矢吹町の震災の大きさにはみんな驚いていました。まちづくりの基本計画の期間は今年度より27年度が第5次の後期5年の計画になっておりますが、基本計画を見ますと、見直しを前提とし、修正、改定などには一定のルールのもとに弾力的に対応していく等、期間及び計画にそう書かれておりますが、震災、また原子力発電所の収束の見通しすらいつつくかわからない大きな事故、公共施設等はもちろんですが、農業・商業・工業、町全体、全世帯が被災者になってしまいました。特に福島県は大問題の原発事故を抱えております。こうした状況を見ますと、第5次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画も、何回も読み返しましたが、弾力的対応では追いつかない、そういう大胆な見直しが必要と思いますが、伺います。

次に、政府は、震災復興の財源が必要として国家公務員賃金1割カット法案が閣議決定されようとしているが、町長の見解はということで伺います。先ほど同僚議員に答弁しておりますから、町長の見解、本当にこれだけでいいのです。

これは通告時にはまだ閣議決定がなされていませんでしたのでこういう文章ですが、まずこの質問に入る前に、震災後、町長を初め町職員の方々、また関係者の方々の活動、労苦に対して感謝申し上げます。

国家公務員の賃金は、憲法で保障された労働者から奪った代償措置として人事院を設立し、ここでの決定を政府が受け入れる制度になっております。もともと人事院制度そのものが憲法違反である上、その制度さえ踏みにじって政府が勝手に判断して賃金を決めるのは二重の憲法違反というべきものです。政府は、今回の措置を震災復興の財源に必要だからとしておりますが、もともと民主党は国家公務員の人件費2割削減をマニフェストに掲げています。しかし、憲法上の制約があって実行に踏み切れずにいました。今回の大震災が起こったのをきっかけにして、復興を口実に1割削減しようという便乗型のやり方です。

岩手、宮城、福島の被災3県では失業給付の手続をした人が10万人を超えるということで、ハローワーク職員の休日辺上での対応、1年分の仕事を1カ月でやり切ったという多忙さ。また、自治体や各省庁の職員も、震災や原発事故避難者支援、被災地の復旧のため大変な努力、活動をしております。復興の財源を求めるなら、ほかに目を向けるところがたくさんあります。国民の批判が強い政党助成金を直ちに廃止すべきです。大企業がためこんでいる巨額の内部留保金の活用、資産家への応分の負担を求める復興国債の発行など、実行可能な方法が専門家から提案されております。国家公務員の賃下げの方針は憲法に違反し、全く筋の通らないやり方であると同時に、国難と言われている大震災からの復興に真に国の総力を挙げて取り組む意思が菅内閣にあるのかが問われております。

先ほど同僚議員の答弁にありましたが、私もこうした措置が頑張っている地方公務員に及ぼす心配があるから通告し、今、質問しているわけでございます。町長の見解を伺います。

次に、農業施設、農道、農地の災害と復旧等の計画と見直しを伺います。

過日、NHKで放送された震災による矢吹ヶ原の被害状況、朝、テレビで見たが大変な状況なんだと、関東圏に住む知り合い数人から電話をもらいました。また、この収録の様子を見ていた矢吹ヶ原土地改良区の理

事の話によると、現場の切実な声、要望などはほとんどカットということで、NHKの放送に不満をぶちまけていました。

私も、改良区の理事、水系の委員長ということで、関係水系はもちろん、泉崎、鏡石、須賀川、また白河の大信地区の被害状況を見ました。どこも被害の大きいことに大変な思いをしております。羽鳥本線のパイプラインを含め、矢吹ヶ原、矢吹、両土地改良区の被害ははかり知れません。矢吹ヶ原の大事な通水機関、パイプラインの早期の復旧はもちろんですが、各関係水系の幹線・支線の水路、パイプラインは復旧したが幹線・支線の水路が復旧できないので水が流せない、そんな心配もあります。各水系とも被害の数も少なくなく被害水路と水の数などもかなりの数になります。ということは、やはり修理費用にかなりの費用がかかるということです。両土地改良区の理事長でもある町長ですので心配は大変なものがあると思いますが、復旧等の計画と見通しを伺います。

次に、水稻の作付不能田に対する他作物への取り組み状況、今後の町の支援を伺います。

「さわやかな田園のまち」矢吹はどこへ行ってしまったのか。そんな言葉が矢吹にあったのかと思える震災の大きな傷跡。水田に水が張っていない、苗が植えていない、本当に寂しい姿です。1年でも大変だが、これが2年続いたら、周りを含み手入れもできない。また、田を借りた人もつぐれないから田を返すと、ますます悲観的な考えになってしまいます。そうした状況を打破するために、町も農協も、また農業委員会、矢吹町農業再建委員会等、農業関係者の方々の支援に感謝しております。

白河農協三神支所管内の一部では大豆等の作付作業が始まったようです。三神支所では、現在のところ大豆56ヘクタール、ソバ4ヘクタール、ハト麦、これは遊休農地にまくのだそうですが、ハト麦30アール、そして7月中旬、下旬にかけ大豆、ソバができない水田には地力増進作物、燕麦一本、これで三神支所はいくような答えでございます。こうした状況も、行政の大きな支えがあるからこういう数字にあらわれてきたと思います。私も1町歩近く、田んぼはつくれませんがソバをつくらうと思ひまして、土手の草刈りや苗植えをしました。作物をつくって初めて農家、農民ですから、意欲を失ったらもとに戻るのは容易ではありません。「さわやかな」を失ってしまった町になってしまいます。現在の取り組み状況、支援策について伺います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、藤井議員のご質問にお答えいたします。

震災被災者に今後物・心両面の支援が必要と思いますが計画を伺うとのおただしであります。大木議員への答弁と重複いたしますが、本町は県内でも特に被災の程度が激しく、罹災調査の結果においても町民がこうむった被害の程度は著しいものがあり、生活への影響は多大なものであると認識しております。

そのため、当面の生活資金として、原則的に、全壊及び大規模半壊の被災世帯に対し被災者生活再建支援金が、半壊以上の被災世帯に対し国・県・町より義援金が支給されております。義援金につきましては、6月15日に第3回目の支給を予定しており、第3回までの義援金支給総額は1,034件で2億9,432万円となっております。

また、住宅損壊への支援策として、災害救助法による住宅の応急修理制度が整備されております。罹災証明

で半壊以上の被害を受けた住宅に対し、屋根、外壁、上下水道設備等の日常生活に欠くことができない部分を応急的に修理することにより居住を可能にするための制度であり、1世帯当たり52万円を限度額としております。本制度につきましては多くの方が利用しており、5月末現在の申込件数は48世帯、2,180万円となっております。

次に、税制面からも被災した町民の負担を軽減する必要があると深く認識しており、住民税を初め固定資産税及び国保税につきましては、被災した程度に応じ減免割合を設け減免することとしております。特に固定資産税につきましては、町内全域において何がしかの被災を受けているという判断に基づきまして、居住する住宅に限り、一部損壊につきましても一律に10分の1の割合で町独自の減免をいたすこととしております。

また、羽鳥用水並びにため池堤体損壊等により作付できない農家に対し、被災田10アール当たり3,000円の町商工会商品券を発行し助成することとしております。

このほか、中小企業事業者支援、住宅支援、私道整備支援、保育園・幼稚園保育料の減免などを実施するとともに、その継続性についても状況等を勘案しながら、町民の皆さんの生活が一日も早く再建されるよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、先ほど棚木議員に答弁したとおりでございますが、現在の制度では該当しない一部損壊住宅の補修に係る補助について県へ要望しております。

なお、避難生活を送っている人へのきめ細かな支援を含め今後どのように町として対応するかについてのおたただしであります。議員のおたただしはもっともなことと私も思っております。先週金曜日に、副町長と一緒に、仮設住宅に避難している全世帯を訪問させていただきました。また、6月15日には、ステーションホテルに避難されている方々への訪問も予定しております。訪問することによって被災者の生活の様子や状況等をつぶさに調査し、認識をしながら、今後どうしたことが町として支援できるかということにつきましても、町として十分に協議・検討し、できる限りの対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、第5次矢吹町まちづくり総合計画後期計画の見直しについてのおたただしであります。このたびの震災により、当該計画策定時と状況が大きく変わったことは議員ご指摘のとおりであります。当該計画の見直しにつきましては、熊田議員への答弁でも述べさせていただいたとおり、今年度においては、状況的または財政的な面を十分に考慮し、事業実施の可否について判断させていただきたいと考えております。なお、その際には、議員の皆様を初め関係者の皆様にもご相談させていただきながら決定してまいります。

また、来年度以降につきましては、後期基本計画の事業見直し、そしてそれと同時に策定される震災復興計画においてはっきりとした形でお示しできるものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

次に、震災復興の財源として国家公務員賃金1割カットの法案が閣議決定されたことによる町長の見解についてのおたただしであります。8番、角田議員への答弁と重複するところがありますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

職員の給与改定は、これまで人事院勧告及び県人事委員会勧告を踏まえて決定してまいりました。このたび、東日本大震災復興等の財源確保として国家公務員給与の削減が6月3日閣議決定されておりますが、この法案は、公務員の労働基本権や団体交渉権の代償として人事院勧告により国家公務員の給与を定めていたこれまで

の措置と異なり、人事院勧告に基づかない給与の削減となります。この法案が制定された場合には地方自治体にも影響を及ぼすことが懸念されますが、被災自治体も一律に削減する考えには疑問を感じており、今後も、国の動向を見守るとともに、削減については撤廃に向け強力に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業施設、農道、農地の災害と復旧等の計画と見通しについてのおたただしであります。農業施設等の被災状況であります。5月6日付の最終集計では、農地の田・畑が126カ所で被災額1億8,259万円、ため池55カ所で被災額6億3,416万円、水路109カ所で被災額2億1,574万円、農道79カ所で被災額1億3,485万円、揚水機場その他33カ所で被災額1億1,010万円、被災箇所合計で402カ所、被災総額としては12億7,844万円と甚大な被害を受けております。

これらの被災箇所の復旧については、現在までに402カ所の現地確認を行い、復旧工法の検討、復旧額の概算設計を行い、国への補助申請業務の作業を進めております。6月10日現在で、農地30カ所、ため池26カ所、水路20カ所、農道9カ所、揚水機場2カ所の合計87カ所について国への補助申請を行う予定であります。残る300カ所については、町単独による災害復旧工事を行う予定であります。

復旧工事の具体的スケジュールにつきましては、国への補助申請業務に伴う災害査定業務のスケジュール等を考慮して、9月末までに87カ所の災害査定業務を完了し、10月末までに工事発注の準備を整え、来年3月までに農業施設、農地等の災害復旧工事を完了し、平成24年度の作付に支障のないよう進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、水稻の作付不能田に対する他作物への取り組み状況、今後の町の支援策についてのおたただしですが、町では、震災により被災された農家の支援策として次の2点の事業を実施する予定であります。

第1点目は、農業者戸別所得補償制度に町からの上乗せ助成をし、制度の充実を図ります。助成内容としましては、新規需要米、加工用米に取り組んだ認定農家に対しては10アール当たり1万円を上乗せ支給いたします。また、一般農家及び認定農家で飼料作物、大豆、ソバ、ハト麦を作付した農家に対しては10アール当たり1万円を上乗せ支給いたします。地力増進作物として燕麦、レンゲソウ等を作付した農家には10アール当たり5,000円を上乗せ支給いたします。

第2点目は、羽鳥用水のパイプラインやため池堤体の損壊などにより作付できない水田農家に対して、水田維持管理助成事業として被災田10アール当たり3,000円の助成を行います。また、被災田に地力増進作物や転作作物を作付した場合にもこの助成金が支給されます。

この助成金は、農家の皆さんの生産意欲の向上を図るため、来年度の作付費用の一部に充ててもらうためのもので、10月以降、矢吹町商工会発行の商品券をもって助成することにいたしました。商品券の発行につきましては、農家の皆さんと同様に店舗や商品に損害を受けている商店等の復興支援の一助として、農・商業者を同時に支援できるものとして実施するものであります。

なお、羽鳥用水の復旧の見通しについてのおたただしですが、現在、藤井議員には、矢吹ヶ原土地改良区の理事として、今回の復旧支援のためにご尽力いただいていることにつきましても改めて感謝申し上げます。

議員もご案内のとおり、羽鳥用水の復旧については国の直轄災害事業としての復旧工事となります。過日、東北農政局隈戸川事業所長が来庁し、今後の事業の復旧工事のスケジュール等々について説明がございました。

また、過日、鹿野農林水産大臣も矢吹ヶ原土地改良区の被災箇所現地を見たところでございます。いずれにしましても、今年度の通水について万全を期していく、人もお金についても万全を期して来年度の通水に支障がないように工事を行っていくと、そういうお答えがございましたので、そうしたことにつきましてもご理解をいただければと思います。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再質問はございますか。

5番、藤井精七君。

○5番（藤井精七君） 再質問をいたします。

仮設住宅は、矢吹町は設置場所が比較的恵まれて早く建設できたと思いますが、現在、町民、町外の居住の割合はどのようになっているのか。また、日本赤十字社が仮設住宅等に寄贈する生活家電6点セット、洗濯機、冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、テレビ、電気ポットなどの提供はきちんとなされているのか伺います。

次に、農業関係で2点ほど再質問をいたします。

農道以外に、個人の財産である農地、また、のり面の崩落や地割れが発生した農地もかなりの数になると思います。そういう個人の財産である農地等を含むのり面、これも農家の負担軽減、生産意欲が失われないような支援も大事な仕事の一つだと思いますが、そうした個人の財産的な農地、のり面などの支援はどのようにしていくのか伺います。

また、作付不能水田の支援策について伺います。作付不能水田には1田んぼ当たり3,000円ということですが、矢吹原土地改良区関係の説明会、通水不能というようなどころの説明会では、多分矢吹でやったときには、鏡石からの区内委員だと思いましたが、保全からも維持管理費を少しでももらったらいいのではないかという声もありました。また、3,000円は矢吹原の直接関係水田だけか、また、古田、休田も同じ扱いにしていくのか、また、3,000円はほかの作物に取り組んだ、作付した人にも支給していくのか、そういう3つの再質問をいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

矢吹町が他の市町村に比べいち早く仮設住宅の建設ができたことについては、私も大いに喜んでおります。藤井議員のほうから土地に恵まれたという話がございましたが、そうではなくて、職員の手配がいち早かったということについてご理解を深めていただければ大変ありがたいなというふうに思っております。

居住の割合については、概算では仮設住宅のほうには原発等で避難されている世帯が30世帯ぐらいあるというふうに理解しておりますが、詳しい内容については保健福祉課長のほうから説明をさせますので、よろしくをお願いします。

なお、生活家電6点セットの提供が全世帯にされているのかというおたがでございまして、されていないという報告、私のほうでは伺っておりませんが、この点についても保健福祉課長から説明をさせますので、よろしくをお願いします。

のり面の崩壊、地割れの農地被害について負担軽減というものを町独自で考えるのかというようなおただしでございますが、補助の対象については40万円以上ということについてはご理解をいただいておりますが、それら以外についても、8万円までは起債事業ということでの手当てがございます。8万円未満の手当てについて今後どうするかについては、これは十分に議論を踏まえてできる限りの対応をとっていきたいというような方針でおりますが、これらについてはもう少し時間をいただければというふうに思います。今回の補正等では上げておりませんので、これらの対応について今後どうするかということについては早急に議論を深めていきたいというふうに思っております。今後、国・県の支援があるのかどうか、さらには他の市町村の動向も踏まえて協議を深めていくということでございます。

作付不能田に対する町単独上乘せ助成の3,000円の扱いについて何点か質問がございました。この3,000円については、当初、矢吹原土地改良区の理事会総代会の中で出ていた金額と若干説明が食い違っている点もございます。当初は、町のほうでは、それから矢吹原土地改良区の理事長という立場で、国のほうに休業補償ということで、津波で被災に遭った、また原発で被害に遭った10アール当たりの休耕に、できないことに対する補償3万5,000円を要望してまいりました。これについては現在も要望中でございます。

しかし、国のほうではなかなか津波、原発と同じような対応は、矢吹原土地改良区の受益地については該当しないというような内容もございまして、要望は継続しつつも、また別な対応が国・県のほうでももらえないかということも考えております。例えば、つくれない農家の方が労働を提供することによって、3万5,000円の雇用の賃金という労働に対する報酬の面で手当てをしていただくとか、こちらからの要望も含めてさまざまな考え方を国のほうに今提案をしながら、それらについての返事待ちをしている状況でございます。

これらについてまだ国のほうから具体的な返事が来ておりませんので、これらについては、いつまでもそれをもってして作付不能の田んぼに対しての助成とするわけにはいかないということがございましたので、町独自の支援策を先に3,000円という提示をしながら急がせていただいたいという、そういう経過がございます。

次に、3,000円については矢吹原土地改良区の受益地だけが対象になるのかということでございますが、これについては、耕作できない矢吹町のすべての水田を対象と考えております。マックスで約1,200町歩ぐらいの対象になるのではないかとというようなことで試算をし、今回の補正に上げさせていただいたところでございます。なおかつ、転作をした場合にはこの3,000円は該当しないかということでございますが、これについては、転作したといえどもお米をつくれないということでの3,000円ということで、重複して支給するというような考え方で考えております。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、深谷昌利君。

〔保健福祉課長 深谷昌利君登壇〕

○保健福祉課長（深谷昌利君） 5番、藤井精七議員にお答えさせていただきます。

現在、仮設住宅への入居の町内・町外の割合ということでございますけれども、先ほど熊田宏議員のほうには手元に数字がありませんでしたので保留させていただきましたけれども、調べてまいりましたので報告させていただきます。

6月11日現在でございますけれども、実際に入居されている方は72世帯でございます。そのうち、他町村からの世帯は23世帯65名、町内は49世帯117名で、総勢182名ということになっております。なお、6月11日をもって退去された世帯が1世帯ございました。

それと、家電6点セットでございますけれども、入居された世帯につきましてはすべて入れさせていただいております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問はございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（柏村 栄君） 以上で、5番、藤井精七君の一般質問を打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（柏村 栄君） 本日の会議はこれで閉じます。

これで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 4時19分）

平成23年第362回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成23年6月14日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願・陳情の付託

議案第37号・第39号・第40号・第41号・第42号

請願第2号・第3号

陳情第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君	
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君	
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君	
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君	
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君	
12番	遠	藤		守	君	13番	根	本	信	雄	君	
14番	吉	田		伸	君	15番	栗	崎	千	代	松	君
16番	柏	村		栄	君							

欠席議員(1名)

11番 諸根重男君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 長野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教育長 栗林正樹君 企画経営課長 圓谷誠君

総務課長 会田光一君 税務課長 井戸沼寿量君

町民生活課長 円 谷 一 雄 君 保健福祉課長 深 谷 昌 利 君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局 長 須 藤 源 太 君 都市建設課長 藤 田 豊 君

上下水道課長 円 谷 清 茂 君 会計管理者兼
出納室長 水 戸 邦 夫 君

教育次長兼
学校教育課長 藤 田 忠 晴 君 生涯学習課長
兼中央公民館
長 近 藤 尚 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 坂 路 寿 紀 主 幹 兼
局長 補 佐 菊 地 利 雄
兼 次 長

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程に先立ちまして報告いたします。11番、諸根重男君より欠席する旨の届け出がありました。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（柏村 栄君） それでは日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続きまして一般質問を行います。

◇ 鈴木 一 夫 君

○議長（柏村 栄君） 通告7番、4番、鈴木一夫君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 議員の皆様、おはようございます。

まず、質問の前に一言所感を述べさせていただきたいと思います。

私は、皆さんも含めまして自分が生まれ育ちました福島県、この矢吹町が非常に大好きであります。地味ではありますが、四季に恵まれ、美しい山河と海、肥沃な土壌に米・野菜・果物・肉、福島県民の生活のよさをあわせ持ったかのような、決してトップランナーではありませんが、二番手、三番手の位置を占める農作物や新鮮な魚、それが、天災と人災により一瞬にして福島という名前が、世界に悲劇の象徴として知れわたることとなりました。今後、福島という単語が、チェルノブイリやスリーマイルとともに原発事故のたびに連呼されることでしょう。

私はできることなら、この地が大好きです、大好きですが、福島という地名を望むなら変えてほしい。福島という、例えば我々についている車のナンバーさえ変えてほしい。私は真剣にそういうふうに思いめぐらせております。それは、矛盾かもしれませんが、私はこの土地が大好きだからです。

復旧はいずれかなうでしょう。しかし、復興の道は険しいと思います。言葉には出しませんが、県民の皆さんはだれもが思いめぐらせていらっしゃるかと考えております。この議場におられるだれもがなれ親しみました浜通りの海の風景は、いつ私たちの前に復活した姿を見せてくれるのでしょうか。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、復旧に昼夜の別なく尽力されている皆様、被災者の皆様に衷心より感謝とお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

7番目ということで同僚議員の質問と多く重複しておりますので、答弁は簡明瞭、的を射た回答をお願いいたします。

1 点目、教育行政、震災にかかわる教育環境への対応ということで質問をいたします。

1 点目、放射線量への対応と教育現場の指針。

国は、1 マイクロシーベルト・パー・アワー、積算量で年間1 ミリシーベルトを超えなければという指針を示しております。数日前の報道で放射線量の測定結果が公表されました。地表より1メートルの地点で、皆さん新聞報道でご存じだと思いますが、三神小の0.19を最低に、矢吹小の0.4という数値が最大という結果が公表をされております。

教育長は、昨日の答弁で、安全だが安心とは言えないという見解を述べられました。将来を担う子供たちへの町の放射線量の基本的なスタンスと、教育現場でどのような指針をされているのか再度確認をさせていただきたいと思います。

2 番目、屋外活動と暑さ対策。

屋外活動教育については、県教育委員会が、毎時3.8マイクロシーベルトを下回れば校庭・園庭を問題なく使用できるとの目安を示しておりますが、これは年間被曝量が20ミリシーベルトをもとに算出した値であり、当町の場合、これはかなり数値を下回っておりますように、教育長が見解を述べられたように安全であるという数字ではありません。

プールにつきましては、幸いにも当町には温水プールがありますので支障はないものの、屋外の活動についてはどのように今後進めていくのか、昨日同僚議員からもありましたが、再度答弁をお願いをいたします。

暑さ対策につきましては、窓を閉め切った状況下での授業となるわけで、扇風機の購入は手配済み、エアコン設置は手配できずという結果は伺っております。福島市立森合小学校はよしずを設置してかなり暑さ対策に即効性があったという報道がなされておりますが、8月の暑さにはさらなる対策がもちろん必要であるということでございます。

夏休みの期間については、ちょっと私が聞き逃した、あるいは認識不足の点がありますが、夏休み期間についてはどのように議論されているのかお答えを願います。

3 番目、工程表への対応につきましては、表土除去の対応につきまして西郷村が実施をする方針、矢吹町と泉崎村が前向きに検討するとのことですが、このことにつきましては、他の市町村と横並びではなく、ぜひ率先して実施をしていただきたいと切望申し上げます。

4 番目、園児、生徒たちへの心身のケアということについてお伺いをいたします。

屋外活動の制限、暑さ、目に見えない放射線への不安、子供たちばかりでなく保護者も、多くの保護者が揺れております。町ホームページへの書き込みも、ご承知のことと思いますが書き込みがなされております。不安解消に向けましてどのように進めていくのか、心身のケアをご回答願いたいというふうに考えます。

次に、一般行政、瓦れき処理に関する今後の対応についてお伺いをいたします。

瓦れき処理につきましては、震災時、各行政区単位に集積されました瓦れきが5月に除去されました。職員の皆様を初めとした関係者に厚く御礼を申し上げますとともに、ご苦勞に対しまして感謝を申し上げます。

しかしながら、現在もいずれ処理しなければならない瓦れきが存在をしております。災害瓦れき法における緊急性はないにしても、処理の必要性のある瓦れきがまだあります。震災から3カ月、各行政区長さんを中心として、いわゆる生活弱者、年配者の方々のご家庭で困っている方がたくさんいらっしゃいますので、行政と

してこの瓦れき処理に対する方向性をお示しいただきたいというふうに考えます。

2点目、震災関係における町起債が財政に及ぼす影響について。

順調に下降線を描いてまいりました実質公債費比率ですが、震災により町単独の起債の必要性が生じております。歳入欠陥債等はたん横へ置いておきまして、町起債が財政に及ぼす影響についてどのように今後数値が動いていくのか。下がるということはありませんでしょうけれども、暫定的に幾つかのシミュレーションが既にされていると思いますので、お答えをいただきたいと思います。

今年度はともかくとしまして、恐らく困難をきわめるであろう来年度以降の編成を見据えての対応をされることを切望しますとともに、ご努力をよろしくお願いいたします。

これで1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、4番、鈴木一夫議員のご質問にお答えいたします。

震災にかかわる教育環境への対応についてのおただしであります。本町では、教育環境及び施設充実については重要な課題と位置づけ、計画的な推進を図ってまいりました。今回の震災により、学校施設等は構造耐力上の問題はありませんでした。施設の老朽化等によりある程度の被害を受けております。学校運営上障害となる施設等への被害については、応急措置や仮復旧を進めたことにより無事に新学期を迎えることができ、現在、各学校、幼稚園・保育園とも順調に教育活動を行っております。今後も、計画的に本復旧や大規模な復旧工事を進めてまいります。

また、震災に引き続き発生しました東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染は、教育環境に大きな障害となっております。放射能汚染による被曝は、子供たちの健康、将来の安全に大きな懸念であり、できる限り放射線を浴びないほうがよいことから、放射線量を低減させる対策を実施する必要があると考えております。詳しくは後ほど教育長が答弁いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、瓦れき処理に関する今後の対応についてのおただしであります。東日本大震災直後は、道路上に倒れた塀、瓦れきなどは、避難経路の確保、緊急車両の通行、2次災害の防止のため、緊急措置として町が主体となり、地区住民の協力を得ながら撤去・処分を行う対応をしてまいりました。また、被災された住宅等から搬出された災害ごみの円滑な処理が図れるよう、各行政区に仮置き場を設置し利便性を確保してきたところであります。

現在、計画的に行政区からの搬出作業を進めており、一部の行政区を除きほとんどの行政区からの搬出作業が終了しておりますが、環境省からの通達により、放射能の汚染による影響で瓦れき類の移動ができない状況であります。解除され次第、早急に搬出作業に取りかかる予定であります。これまで、当初、町の仮置き場として設置したテクノパークには3万4,000トンの災害ごみ、11トン車で4,000台にも及ぶ量で、現在、満杯状態となっております。

現在は、井戸尻の旧営林署跡地に仮置き場を設け対応しておりますが、被害が甚大であることから、搬入さ

れるごみも増大する一方であります。当初9月末を目途に閉鎖も考えてまいりましたが、仮置き場の期間延長も視野に入れ、住民の皆様の要望にこたえてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、災害復旧事業に係る起債が財政状況の将来に及ぼす影響についてのおただしであります。本町の災害復旧に要する全体事業費は、これまでの補正予算で措置した分に今後の予算措置が必要とする事業費を含め、約44億9,500万円を見込んでおります。現時点では概算事業費が含まれるとともに、それぞれの災害復旧事業の補助率、起債発行可能額、起債発行額のうち交付税措置分など明確になっていない部分がありますが、そのうち財源として、特別財政援助法に基づく災害対策債で約3億4,100万円、一般単独災害復旧事業債で約5億円、計約8億4,100万円を見込んでおり、歳入欠陥債を含めると10億7,100万円となり、平成18年度から公債費適正化計画を作成し地方債現在高の減少に努力してきましたが、見直しが必要となります。

災害復旧事業の査定がおおむね終了する9月には、ある程度明確な事業費と財源内訳が明らかになることを受け、財政再建3カ年計画を軸に取り組んできた地方債残高や実質公債費比率についての見直しを行い、財政のシミュレーションをし改めて中長期的財政計画を策定し、あわせて災害復興計画の策定と第5次まちづくり総合計画後期基本計画の見直しを行い、取りまとめが一定の段階になりましたら議会にお示ししたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 皆様、おはようございます。

それでは、4番、鈴木一夫議員のご質問にお答えいたします。

放射線量への対応と教育現場の指針等についてのおただしであります。教育委員会といたしましては、各種環境放射線モニタリングの結果や福島県放射線健康リスクアドバイザーの講演、各学校、幼稚園・保育園における1日2回の環境放射線モニタリングの実施等、正確な情報把握に努め、子供たちの健康を第一に慎重に対応してまいりました。

教育現場においては、文部科学省、福島県教育委員会からの「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」を参考として、できるだけ放射線被曝を低くするよう指導しております。また、放射能問題については、6月中に中畑地区で中畑小学校、中畑幼稚園保護者を対象に、放射能に関する専門家の講演会を中畑小学校で予定しております。今後も、正確な情報・知識により判断、行動することが大切になるため、講演会の開催等さまざまな機会を通じ理解を深めてまいりたいと考えております。

なお、この講演会の中畑小学校の授業でございます。

次に、屋外活動と暑さ対策についてのおただしについてであります。本町では、環境放射線量が屋外活動制限基準を大きく下回っているため、授業等による屋外活動は通常どおりとし、ただし、放射線をできるだけ浴びないようにするため、部活動等授業以外の活動については長時間にならないようにするなどの屋外活動の留意点を示し、遵守するよう指導してきたところです。

また、暑さ対策につきましては、窓をあけても放射線量に大きな変化は見られないものの、風の強い日等に

は窓をあけることができないこともあるため、今年度は各教室等に大型扇風機を配置することとし、関係予算を今議会に提案させていただいております。また、よしずの確保等に努めておりますし、学校によりましてはいわゆるグリーンカーテンとしてゴーヤとかアサガオ等を植えるということをする学校もございます。

そして、「児童生徒の生活について」ということで、町の臨時広報の折り込みで入れさせていただきましたが、このようなものでございます。この中に屋外活動の基本的な考え方あるいは留意点を示してございます。

来年度以降につきましては、エアコンについても国・県の補助等の動向を見ながら計画的に導入できるよう検討し、努力してまいりたいと思います。

次に、校庭表土への対応についてのおただしであります。ほかの多くの議員の皆様のご質問にも答えさせていただきましたが、矢吹町の子供たちの健康、将来の安全を確保するために、表土除去により被曝放射線量をできる限り減らすことが必要であると考えております。今後、実施時期などについては検討して、早い時期に実施できるよう町部局と協議してまいります。

次に、震災に伴う園児、児童生徒の心身のケアについてのおただしであります。今回のような大地震を経験し長引く余震や原発に不安を抱える子供たちに対しては、PTSD、いわゆる心的外傷後ストレス障害等にならないよう、その兆候を早期発見し適切に対応する必要があります。そのため、本町では、文部科学省の緊急スクールカウンセラー等派遣事業を活用し、心を落ち着けて園生活、学校生活が送れるよう対応に当たっております。

まず、4月中旬には、不安を抱える児童が見受けられた中畑小、矢吹小、善郷小へ臨床心理士であるカウンセラーを派遣し、学級ミーティングを通じ子供たちの不安を解消するリラクゼーション、話し合いなどを実施しました。さらに、5月末から現在まで三神小、矢吹中に緊急カウンセラーを派遣し、ケアが必要とされる児童生徒に対し継続的に心のケアに当たっております。この時点でストレス障害傾向にあるなどケアを必要とする子供がいた場合には、教員へのコンサルテーション、いわゆる指導助言を含め継続的にカウンセリングし、心の回復に努めており、現在は、ほとんどの児童生徒が改善傾向に向かっております。

しかし、現在もなお続く余震や原発問題により、子供たちに潜在するストレス障害は今後も長期的に見守っていく必要があります。各幼稚園・保育園、小中学校と連携を密にし、心のケアを必要とする園児、児童生徒に対して、さらには不安を抱える保護者に対しては、町の主要事業である児童生徒サポート事業や県の事業を複合的に活用し、スクールカウンセラー派遣や講演会等を実施しサポートしていくこととしております。

また、今年度は、県の指定を受け、県南地方では唯一となるスクールソーシャルワーカー緊急派遣を7月上旬より実施いたします。スクールソーシャルワーカーは、心のケアを必要とする児童生徒の家庭相談や社会保障制度等のアドバイザーとして、教育委員会、学校、スクールカウンセラーと連携し、児童生徒並びに保護者の心のケアに当たってくれるものと期待しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 再質問はございますか。

4番、鈴木一夫君。

○4番（鈴木一夫君） 主に教育行政に関しまして再質問をさせていただきます。

1点目ですが、今、教育長のほうからほぼ概要についてはご説明をいただきました。実際に各小中学校、園に配付されている線量計の測定結果の公表についてですが、もちろんホームページ云々については承知をして

おりますが、それが確実に保護者に、子供たちも含めて周知徹底という部分ではもう少し努力が必要なのではないかと。要するに、子供たちあるいは保護者の不安をもう少し和らげてあげなければいけないというふうに考えます。

1日2回の測定ということですが、その数値の公表につきましてももう少し便宜を図っていただきたい、要するに公表するという点に関して。その状況についてきちんと説明を日々させる、あるいは公表する。ホームページだけではやはりなかなか難しい部分もございますし、先ほど専門家の講演会を中畑小学校でということでしたが、それを授業でやられるということで、これももちろん、各小中学校、園についてそれなりの今後の計画を立てられていると思いますが、何が言いたいかというスピードだと思います。6月にやるということですが、ほかの地域につきましても早い段階で実施をしていただきたいと思います。

次に、通学路の除染についてどのように考えておられるのか再質問をさせていただきます。地域によりましてかなり遠いところから通われている、あるいは言い方はちょっと失礼ですが、かなり道路状況がよくないところ、何を言いたいかといいますと、例えば草がかなりこれから伸びてまいりますね。草刈り等が必要な箇所ですとか、あるいは側溝に土砂がある場所ですとか、そういう部分につきましては非常に放射線量が高いというふうに向っておりますので、そこら辺の対応を検討していただきたい。

もう一点は、PTA等を通じて主に子供たちに、あるいは子供の環境、自宅云々についてでございますが、線量計の貸し出しの考えがあるかどうかご質問いたします。

あともう一点は、もちろんあり得ないとは思いますが、あり得ないと願いますといえますか、原発に不測の事態が再度生じた場合、再度生じた場合です。あつてはなりませんし、あつてほしくないし、再度原発が爆発するという事態が生じた場合、もちろんこれは子供たちに限らず一般市民を含めて、全県民、全町民という言い方をさせていただきたいと思いますが、少なくとも今、矢吹町につきましては、再度起こった場合どのように考えていらっしゃるのかも含めて回答をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君 登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、鈴木一夫議員の再質問にお答えさせていただきます。

私から答弁が必要な部分については最後の質問かと思いますが、原発の事故が再度生じた場合、町としてどういう対応をするのかというようなことですが、これについては発生しないことを願うばかりでございますが、しかし万が一ということについては、今までも発生しておりますこうしたことが万が一にでも発生した場合、矢吹町については重大な決断をしなくてはならないということもあり得るのかなというふうに思っております。

今のところ、30キロ、さらには計画的避難準備区域も含めて、同心円ではなく放射線量の高い地域の対応になっておりますが、これらが再度の爆発によってその距離が延びるというようなことが仮にでも発生した場合については、町としては、その避難先の確保を含めて現在協議は進めております。これはほどことはまだ言えませんが、ただし矢吹町まで避難しなくてははいけないということになると県内は無理だろうというような、そう

いう判断はしております。ですから、県外ということで考えながら、そうしたことにつきましても町としても緊急的にあらゆる手段を使って住民の避難というものを視野に入れながら、再度さらにこの後も検討を加えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

私からの答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、いわゆる放射線量の測定は、各学校、幼稚園等で午前午後と、そして地上1センチ、地上1メートルとそれぞれ測定しておりまして、その結果はホームページでは公表しているわけですが、議員ご指摘のように、ではそのことが保護者あるいは地域の皆さん、町民の方々に多く理解されているかという、その点については問題があるといいますか、ホームページを見ないとわからないということもあります。そしてまた、それがどのぐらいの線量で安心していいのか、心配しなくてはならないのかというようなことについても課題であるというふうに考えております。

そういう点から、各学校あるいは幼稚園や保育園では、ある程度お知らせ等で公表はしているわけですが、その意味等についてももう少し保護者が正しい知識を得て、よく言われますが、放射線は恐ろしいものであるけれども、おびえてはいけなと、それは結局、正しい知識を得ることによってできるのだというふうに思います。

そしてまた、議員からご指摘がございましたように、スピードが問題だというようなこともありますので、早急に校長・園長等とも協議をしまして、そして保護者の不安を少しでも払拭できるように教育委員会としても努力をしていきたいと考えております。

次に、通学路の安全ということでございますが、確かに、現在の道路状況は特に子供たちが通学する上でいろいろと問題もあるわけでございます。要するに歩道がどうなっているかということを考えますと、必ずしもいい状態ではもちろんないわけですので、その辺のことにつきましては、特にご指摘のように側溝とか草が前から生えているところなどは放射線が高いという傾向もございます。

その通学路の状況把握につきましては、保護者の協力等も得ないと、全線ということは大変難しいことでございますので、PTAあるいは学校、地域の方々の協力などを得ながらさらに状況を把握して、そして必要に応じてといいますか、特に高いところにつきましては、側溝の泥上げが必要であれば泥上げ等をしていかなければならないと考えております。

そして、線量計の貸し出しについてということですが、これについては、町のホームページへの書き込みの中にも、通学路などは貸し出しいただければ測定もできますよというようなお話もございます。ただし、その線量計も今各学校に1台という状況でございますので、その辺の数も少し確認しながら、しかし通学路の線量等についても計画的に測定をしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問はございますか。

○4番（鈴木一夫君） ありません。

○議長（柏村 栄君） 以上で、4番、鈴木一夫君の一般質問を打ち切ります。

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（柏村 栄君） 続きまして通告8番、1番、青山英樹君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 青山英樹君登壇〕

○1番（青山英樹君） 議場の皆様、おはようございます。

今定例会最後の一般質問となります。

初めに、今回の東日本大震災におきまして被災された皆様方に対しまして、改めまして衷心よりお見舞いを申し上げます。

さて、通告により早速質問させていただきます。

今回の大震災による被災からの復旧に向けて、県・国の補助金等で賄えない費用について、新たな町負担、町民負担となる借り入れ等の見込み額は幾らかお示しいただきたいと思います。

また、さきの定例会において、交付税措置は制度化されていることから信頼できるとの町長答弁がありましたが、この制度は、地方交付税の不足分を臨時財政対策債という借金で地方に肩がわりさせるものであります。まして、交付税措置としてその元利償還金を後年度に交付税で補うといいますが、交付税自体が減額されてきた経緯並びに国の大幅な交付税財源不足等を見るに、まさしくこれは先物商品、デリバティブ商品とも言えるまやかしであることは周知のとおりです。実際に、福島大学の清水副学長等に関しましてもこのようなことが指摘されております。この実態、本質等を看過されるのか、町当局の考えをお伺いいたします。

次に、第5次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画（1次）におきまして、「本町に求められるのは地方交付税への依存体質改善であり、歳入・歳出の見直しによる自助努力を推進し、自主財源の強化を図る」とありますが、体質改善は何が変わり、自主財源の強化とは具体的に何をすることであり、その効果をもお示し願いたいと考えます。

自助努力を推進といいますが、例えば当町の類似団体となります宮城県の山元町では職員の寒冷地手当等を廃止しておりますが、このようなことも参考例として含まれるのでしょうか。なお、参考までに、当町において支給されている寒冷地手当の総額が幾らになるのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

3番目として、あゆり温泉源泉の水位低下によって源泉のくみ上げ操業が危ぶまれることが9年前の平成14年に、株式会社福島地下開発でしょうか、後ほどまた詳しく言いますが、そちらのほうで予想されています。これによりまして温水プールへの源泉供給が難しくなる等の問題が出ておりますが、今後、温水プール運営の方向性はどのようになるのかお示しいただきたいと考えます。

最後に、子宮頸がんのワクチン接種について質問いたします。

世界的に、この種のワクチンはイギリスで開発されたワクチンとアメリカで開発されたワクチンが主体となりますが、厚生労働省では、アメリカで開発されたサーバリックスというワクチンを認可しているものと思っております。このワクチンにはアジュバンドというペット等の去勢剤が含まれていることから、接種には非常に慎重

になる等の状況が生じてきております。

今や情報が過多でありまして、インターネット等によりまして一般の方々でもさまざまな情報を受け取ることができます。また一方、薬害等に対する訴訟もゼロではありません。そういう状況にあつて、町民のそういう安全等に関しましても、接種を受けるか受けないかこれは任意であることから、やはりもっと十分な情報の提供も必要なものと考えます。そのような状況の中でどのような指導をされ、その選択権を与える等の方策をとっているのか重ねてお伺いいたします。

以上、とりあえず1回目の質問をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、東日本大震災の被災に対する復旧事業経費についてのおただしであります。復興に向けての災害復旧事業費総額は現時点で約44億9,500万円であり、地方債について8億4,100万円の借入額を見込んでおります。

次に、地方交付税制度についてのおただしですが、地方交付税は、日本全国どこに住んでいても標準的なサービスを受けられるようにするため、国がサービスの担い手である地方自治体に財源を保障し、この財源によって地域間の不均衡を是正する財源調整機能を果たしています。

しかしながら、日本経済は、景気後退により個人消費の低迷や失業率も高水準にあるなど、不安定な経済状況が続いており、地方公共団体においても収入の柱である地方税が減少傾向であり、地方交付税の一定割合となる国税5税（所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税）についても同様の傾向であるため、全体的に財源不足となっています。

そうした財源不足に対して、平成13年度には、国と地方において折半することをルールとし、国の負担分については一般会計からの加算として、地方の負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債、すなわち臨時財政対策債により補てんし、その元利償還金相当額についてはその全額を後年度、地方交付税の基準財政需要額に算入するという制度の改正が行われ、現在に至っています。これにより財源不足に対応する国の責任が明確化されていることから、臨時財政対策債は制度として確立していると考えています。

地方交付税は、国税5税の一定割合とされておりますが、国税5税の法定率分が必要な地方交付税額と比べて著しく不足を生じる場合には、法定率の引き上げ等により必要な総額を確保することになっています。しかしながら、地方財政計画では毎年度財源不足が生じているにもかかわらず、平成8年度以降現在まで法定率の引き上げがされていないのが現状であります。かわりに交付税特別会計の借入れや臨時財政対策債の発行などで賄い、その結果、交付税特別会計の借入残高と臨時財政対策債の発行額は多額となっている状況であります。

このような状況から、本来、同法のあるべき姿に戻って、地方の財源不足を解消するよう、地方交付税の安定性を求め、地方交付税の増額、地方交付税の法定率の引き上げの要望活動の取り組みを、地方六団体の活動と歩調を合わせ、今後も継続的に実施してまいりたいと考えております。

臨時財政対策債については、昨年12月の議会でもありましたとおり、現時点において、臨時財政対策債相当額をカバーできる大きな増収が見込める状況ではなく、今後ますます増加が見込まれる町民の要望、道路等のインフラ整備、そして社会保障関係経費などを賄い住民サービスを安定的に提供するためには、国において制度化されている臨時財政対策債は必要かつ有効であると考え、例年、発行可能限度額を活用しておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、本町の財政状況の改善の取り組みは、財政再建3カ年計画を軸に展開してまいりました効果があらわれ、実質公債費比率においても改善が進み、平成21年度において3カ年平均で19.6%と順調に推移している状況であります。地方債現在高においても、財政再建3カ年計画スタート時に説明した平成17年度末で179億円に対し、平成21年度末で151億円と28億円減少しており、計画どおり進んでいる状況でした。

しかし、今回の震災に伴う復旧事業に取り組むことで、本町の財政環境への影響として、さきに述べましたように、現時点での災害復旧事業で見込まれる地方債8億4,100万円が地方債現在高に上積みされることとなります。しかしながら、災害対策に係る元利償還金は実質公債費比率の算定から除かれ、元利償還分の大部分が交付税措置されることから、実質的な町の負担は少ないものと認識しております。

国では、災害復旧事業費について、国庫補助のかさ上げ、起債充当率の拡充とその償還金に対する交付税措置率の拡充により地方の負担を軽減することとしていますが、さらに、本町の負担の軽減が図られるよう、国・関係機関等へ強く要望してまいりたいと考えております。

今後、災害復旧事業の精査を進め、改めてそれを含めた財政シミュレーションを行い、将来に向けた計画的な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、自主財源の強化についてのおたただしですが、今後の町の取り組み部分では、税収入の確保及び収納率向上が自主財源確保の課題であり、一層の取り組み強化が必要であると考えておりました。しかし、これについても、今回の震災による町税等の減免措置等により、今年度4億1,300万円の減収が見込まれております。これについては現時点では詳細が示されない部分がありますが、町税、保育料等は歳入欠陥債、国保税、介護保険料は調整交付金、水道料等は企業債などにより、ある程度手当てできると見込んでおります。

歳入の減、歳出の増により財政状況は厳しくなるものと認識はしておりますが、復旧の先にある震災前以上の安心・安全なまち、活力あるまちづくりを目指し、町民の皆さんの目線による第5次まちづくり総合計画基本計画の見直し及び災害復興計画の策定を進め、これまで以上に企業誘致を積極的に進め、働く場所の確保や若者定住化促進等による自主財源等の確保の取り組みなどを十分検討し、復興のまちづくりにシフトしてまいりたいと考えております。

また、宮城県山元町が職員の寒冷地手当を廃止したようなことが含まれるのかのおたただしですが、今まで職員手当、旅費の見直し、財政再建3カ年計画の取り組みで職員数の削減による総人件費の削減に努めたところであり、新たに実施することは考えておりませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、寒冷地手当の支給額の総額は幾らになるかのおたただしですが、これについては総務課長から額を答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

次に、温水プール運営の今後の方向性についてのおたただしですが、今回の震災により温水プールも被害を受けており、3月11日以降、閉館せざるを得ない状況でありました。その間、町民の皆様には大変ご不便

をおかけいたしました。応急工事等を実施し安全性が確認されたため、6月1日に仮ではありますがオープンすることができました。

さて、温水プールは、源泉を利用した熱交換システムで室温と水温を加温する施設であり、あゆり温泉の揚湯にも大きく影響される施設であります。おただしのおり、あゆり温泉源泉の水位低下につきましては、平成14年10月に点検業者より提言があり、水位の観測を継続しておりました。提言によると、平成22年に危険水位145メートルに達するものでありましたが、観測の結果、提言より穏やかな低下であったため、平成21年までは毎分約460リットル揚湯とし、水位は137.1メートルとなっております。また、平成22年からは毎分約400リットル揚湯であゆり温泉と温水プールに対応しておりましたが、水位に大きな変化はありませんでした。

しかしながら、今回の震災で急激な低下を引き起こし、143.7メートルとなりました。水位の低下を抑制するため、温泉水の揚湯を一時的に引き下げて毎分約200リットルにしましたところ、水位が131.4メートルまで回復しました。

今回、温水プールにつきましては、施設に大きな被害がなく、室温と水温が確保できれば営業が可能であること、そして学校等のプールが放射線の影響で使用を自粛する中、子供たちのプール授業の確保の必要性は強く、また一般市民の皆様の要望もあり、熱交換システムを利用する方法ではなく、ボイラーを使用して加温する方法で仮オープンさせていただきました。今後、ボイラーを利用する方法でのデータを蓄積し、開設期間や利用料金など費用対効果を十分検討しながら運営してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子宮頸がん予防ワクチン接種実施の際の対応についてのおただしであります。子宮頸がんの発生には、その多くにはヒトパピローマウイルス（HPV）が関与しているとされております。このウイルスは100種類以上あり、そのうち発がん性の高い15種類が子宮頸がんの原因とされております。特に発がん性が高いHPV16型、18型を予防するワクチンが平成21年10月に薬事承認されており、その予防効果は、HPV16型、18型に起因する持続感染や前がん病変に対してほぼ100%の予防効果が認められています。

ヒトパピローマウイルス（HPV）は性交渉で感染するとされ、予防接種をすることで効果のある13歳から16歳を対象としており、予防接種実施の広報には、性教育が重要な要素であるため慎重に進めてまいります。

また、ワクチンの副作用として、かゆみ、赤み、はれ等の局所症状や、失神や動悸、息切れ等の血管迷走神経発作が確認されております。また、ごくまれにアナフィラキシー様症状（じんま疹、呼吸困難）があらわれることもあります。

このような詳しいワクチンの成分や予防効果、副作用などについて、6月25日に接種者及び保護者の方々を対象に説明会を開催し、専門的知識のご理解をいただきたいと考えております。今後も、子宮頸がん検診の受診勧奨とともに感染症予防に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

総務課長、会田光一君。

〔総務課長 会田光一君登壇〕

○総務課長（会田光一君） 1番、青山議員の質問にお答えをいたします。

寒冷地手当の総額についての質問でございますけれども、23年度当初予算に計上いたしております寒冷地手

当につきましては、支給対象者139人に対しまして890万円というふうになっております。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 再質問はございますか。

1 番。

○1 番（青山英樹君） 再質問をさせていただきます。

まず、被災からの復旧に係る町民負担の借り入れが8億4,100万円というご提示をいただきました。私のほうで申し上げました言葉の意味としては、町民負担ということ考えた場合、町長の答弁の中では、交付税措置がされることにより、それは措置イコール減額と同等というニュアンスを私は持ちまして、町長からも町民の負担は少ないという言葉が発せられておりますので、実質、町民の負担という金額になると8億4,100万円からかなり激減してくるのかなというふうに思うわけでございます。いわゆる交付税措置というものは、財政運営に当たっては万能薬のような、特効薬のような、そのような印象を受けるわけであります。

ところが、町長もおっしゃいましたが、これは基準財政需要額に算入されるんですね。交付税たるものは、基準財政需要額から基準財政収入額を引いたその差額が対象になるんです。ということは、今の段階で算出した後年度に措置される金額、点数で来ますけれども、これが将来、財政需要額が下がるあるいは収入額がふえたという場合には、その幅が減ってくるわけなんですね。当然それは交付税が減ってくる、もらえる交付税が減ってくるというわけなんです。

そうなった場合には、この交付税措置というものは果たして正しいというふうに言えるかどうかなんですね。今の現時点と将来においてその差額が減ったと、基準財政需要額があり収入額があり、この差額が減った場合には交付税は当然減ってくるんです。とすれば、今借り入れたものは、交付税措置のほうからもされないわけですから、そのまま借り入れとして残ってしまうのではないかと。そこがまやかashiではないかという部分もあるんですね。

ですから、交付税措置イコールこれは財政を助けるためというものではなくて、その場の一時しのぎの、地方において肩がわりをさせている、そういう何物でもないというその本質が見えてくると思うんです。ましてその財源がなくなってきた中において、交付税の額が過去数年を見ても減ってきているんですね。そういうことを考えますと、果たしてそれが町民にとって利益をもたらすこと、交付税措置イコール町民の利益というふうにはならないのではないかと。ですから、交付税措置という言葉の認識を改めまして、単刀直入に申し上げれば、借入金はやっぱりすべてが町民の負担になるんだと。あるいは交付税措置自体も、交付税ですから、それは広く国民、町民の負担になってくるものということで、その辺を明確にさせていただきたいというふうに思うところでございます。

なお、実質公債費比率が改善したというふうにあります。標準財政規模がふえていけばこれは必然的によくなるんですね。ですから、計算式の分母の標準財政規模が大きくなるということは、これは、ですからこれも正直言いまして、町民の皆様方の税金から上がったもので繰上償還とかそういうふうなことをしておるわけでありまして、当局の努力は評価するに値しますが、これも町民の負担を強いた結果であるということをおひとつご認識いただきたいというふうに思っております。

それから次に、まちづくりの話ですけれども、2番目にお聞きしました内容ですが、財政の借り入れを行わ

ないことは町民サービスの低下に直結するという答弁が過去にあったんですけども、これは、借金依存体質からの脱却というものを公約とする町長の方針とは矛盾してくるのではないかという点が浮かび上がってくるのですが、いかががお伺いしたいと思います。

そして次に、あゆり温泉源泉からのプールへの供給に関しての水位低下であります。これは平成14年の段階で、枯渇まではいきませんが、そのような指摘が平成20年前半に、操業揚湯が危ぶまれる状態となる可能性を有することが予想されたというふうにありますね。福島地下開発の報告書になっていると思います。

今平成23年でございますが、20年の段階で源泉の低下が予想されているということはそれを平成14年の段階で知っていたわけでありまして、それを知りつつ指定管理者としていわゆる委託をしてきたのかということが一つ問題になってきます。

つまり、源泉の揚湯が危ぶまれている中であって委託をするということは、受託された側も知っていて受けていたのか。万が一その揚湯ができないといった場合においては、これは営業ができなくなった場合の休業補償をしなければならなかったのか。とすれば、それはまた町民の利益を損なうことにつながってくるわけなんです。ですから、そのあたりはどのようなことだったのかお聞かせ願いたい。

もう一点はその方向性、県知事の許可が必要なんではしょうけれども、ポンプを取りかえてもう少し深いところからくみ上げるようにしていくのか、あるいは今灯油が1日200リットルですか、かなりの金額ですよ。1日200リットルでもって追い炊きといいますか加湿しなければやっつけいけないという状況ですね。今後今のままこれを続けていくのか、あるいはもう一度見直しをしていくのかという、その選択の位置に今あるのかどうか。

また、利用料のほうを見ますと、温水プールの今の利用料がかなり金額的には安いのではないかというような利用者からの声も聞かれるんですね。例えば70歳以上の方ですと6カ月で4,000円、これは時間の制限はないと思いますので、6カ月ですから6で割りますと1月当たり666円になりますか。これを20日行ったとしても単価で割ればかなり安くなってきて、これ、灯油代等に関しましても、1日200リットルを炊いて加湿していくといった場合においては、これはかなり経営的には厳しくなってくるのではないかと思うんです。その辺を踏まえて、今後プールの運営に関してはどのようなことが望まれてくるのかということをお示しいただきたいと思います。

それとあと子宮頸がんに関しましてですが、厚生労働省でもって認可しているサーバリックスというものに関してですが、これは劇薬という表示があるんです。しかも、その添付文書には、「抗体価と長時間にわたる感染の予防効果及び子宮頸癌とその前駆病変の予防効果との相関性については現時点では明確でない。」という記載があるんですね。ですから、こういうことがどうも隠されているものもあるのではないのかと。

ですから、なるべく慎重に、このワクチンに関しては任意性もありますので慎重な対応をとっていただき、受ける、受けないに関しても安全性に関しても広く知らしめていただきたいというふうに思います。

以上、とりあえず再質問をさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁の前に暫時休議いたします。

（午前11時01分）

○議長（柏村 栄君） それでは再開いたします。

（午前11時17分）

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど8億4,100万円の借金ということで、これがすべて町民の負担になるのではないかというようなおただし、また、財政を助けるといってもこうした借金については地方に肩がわりをさせるというようなおただしがございました。

これらについては、私自身は、今回の災害に伴う事業の借金については必要不可欠だというふうに思っております。また、今までの借金についても町民サービスを継続する上では必要不可欠だということで考えております。これらについては、随時、議会のほうにお諮りをしながら議員の皆さんの判断をいただいている、そういうことをまずもって青山議員にはご理解をいただきたい。緊急性を要しないものも含めて、不必要な借金を皆さんのほうにお諮りしてきたというようなことはなかったというふうに思っております。

その上で、これをすべて町民の負担にさせてきたかのようなおただしでございますが、そういうものではございません。町では地方税も含めて、さらに固定資産税も含めて、町税と言われるものについては法律で定めた範囲内で徴しております、こうした借金をするから町民が負担をしてきたというのではなくて、町民の負担は、国民の義務として発生する中において、また町の税条例の中できちっとした定めがあってその中で税金を徴してきたという、そういう経過がございます。

したがって、借金をするから町民の負担がふえるという認識については、青山議員にお改めいただければ大変ありがたいなというふうに思っております。町の負担をできるだけ軽減すべく、今回の借金も含めて、できるだけ国の補助を受けられるような形で今後も鋭意努力していきたいなというふうに思っております。

また、基準財政需要額と収入額の関係のおただしでございますが、青山議員もご理解いただいていると思いますが、この需要額の算定についてはさまざまな要因があることもご理解いただいているかと思えます。そういった借金に伴っての交付税でプラス要因もございますし、さらには一定経費がかかる分についても町の人口やそれから道路の延長とかさまざまな算定基礎があって、そうしたことも基準財政需要額ということで変動する大きな要因でございます。

さらに、それに伴っての臨時財政対策債の考え方でございますが、こうした借金を繰り返していく上で、借金をせずに済むというのが町の理想ではございます。しかしながら、借金をしなければならない。今回の議会でもさまざまな提案とかがありましたが、そうしたものをやるについては、歳入が厳しい環境にあって、これらを賄うためには必要不可欠な借金はしなくてははいけない。

ただ、どんな借金を選ぶのかということになれば、交付税に100%算入される臨時財政対策債を使わない手はない。ですから、借金を繰り返し繰り返し、不必要なものを繰り返すのではなく、必要なものについては、借金をして町の運営をしていく。その借金についてはできるだけ有利な借金ということで、通常は臨時財政対

策債については全部必要不可欠だということで使わせていただいておりますし、今回の補助災害等については国からはできるだけかさ上げした中で国の支援を受けられるような、補助のほうが高いお金の使い方をさせていただいているところがございます。サービスが低下するというようなことを避けながら、今後も安定した形で借金の方法、そういったものを考慮しながら、今後も、皆さんにおしかりを受けないように努力をしてみたいというふうに考えております。

さらに、実質公債費比率の減少要因で、青山議員のほうからは繰上償還など、さらには町民の負担を強いた結果が実質公債費比率を下げた要因だということでございますが、これについても若干認識を異にするところがございます。

町では平成18年に財政再建3カ年計画を策定し、皆様にご承認をいただきながら19年度より3カ年間実施してまいりました。その効果が最大限に発揮されたからこそ実質公債費比率を下げる要因というふうに私は認識しておりますが、そういうことではないでしょうか。そのように私は理解しております。

さらには、温水プールの揚湯の件でございますけれども、議員おただしのとおり、平成14年に福島地下開発のほうで調査をさせていただきました。確かに提言としては、このまま毎分460リットル以上のお湯をくみ上げていけば心配だというようなそういう提言をいただいたわけでございますが、これについては毎年きちっと水位というものをはかってまいりました。これについては、先ほども当初の答弁の中で話をさせていただきましたように、地下開発の提言よりは穏やかに推移してきたという説明をさせていただきました。まさしくそのとおりでございました。

当初はもっと下がるのではないかという心配があったんですが、そういう心配がなくて、温泉の揚湯をずっと繰り返してもそのような低下が見られずに安定的にされていると。安定的に揚湯ができていたということをもって、現在の指定管理者のほうにも指定をしておりましたし、もちろんそういう心配がある場合には、十分に事前にそういった協議も経るといようなことも今後考えていきたいと。

今回の震災によって一気に7メートルも下がってしまったということで、今回も4月15日に、福島地下開発のほうから調査結果に基づいた報告書と提案が届いております。これによれば、3月11日の震災時で一気に7メートル水位が下がったということでございましたが、安定的に運営するためにはという提案で、毎分200リットルぐらいにすれば大丈夫なんじゃないかということで、それをした結果、水位がまた145メートルから137メートルまで上がってきましたので、そこまで安定してきたというようなことで説明させていただきましたが、そうした形で安定している。ただし、これについても十分にこの後で協議をしなくてはいけないのだろうというふうに思っております。

その対策としてはポンプの入れかえ、今現在157メートルぐらいに揚湯のポンプを設置しているわけですが、ポンプの機能をアップしながら、設置深度も200メートルぐらいにすればまた永続的な使用も可能ではないかというような、そんな提案をいただいておりますので、これについては今後検討してまいりたいというふうに思っておりますし、またボイラーについても、当初計画した以上にボイラーの経費が、燃料代がかかっておりませんので、これも経営的にはまずまず大丈夫なのではないかなというふうに思っております。

しかしながら、これだけの経費をかけて運営するに当たっては利用料金が安いのではないかということについては、平成19年にそうしたことも踏まえて、財政再建3カ年計画の計画も踏まえて、温泉の利用料金につい

でも上げた経過がございますので、今後、運営の状況等を勘案しながらそうしたことについては検討・協議を加えていきたいというふうに考えております。現時点の利用料金の値上げについては考えておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

子宮頸がんについては、ご心配はもっともだというふうに思っております。町としても、副作用も含めて子宮頸がんの実施に当たっては、先ほども答弁しましたように、接種の任意性のほうも含めてそれらを十分に説明するとともに、接種を受けられる方にはそうしたことのプラス要因、そしてマイナス要因も十分に説明しながら、個人の判断、そして保護者の判断も十分にいただきながら慎重に進めていきたいという考えは同じでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問はございますか。

1番、青山英樹君。

○1番（青山英樹君） 町長の言葉から、今回、交付税措置という言葉がちょっと聞こえなかったんですけども、とやかくという意見は私にはございませんが、まず借金肯定論のようなものを披瀝させていただきましたが、私も否定するものではないんです。町民の多くの方々も担税されており、そういう中にあるのは、納めた税金等が目に見えていい方向に使われて返ってくるということであればというような、そういう考えのもとに町を見てくださっている方も非常に多いわけです。

ですから、そういう意味において、借金イコール悪というようなそういうことはございません。先ほど実質公債費比率に関しましても、繰上償還イコール町民の負担を強いるというような、そういうことではございません。これはやはり執行部の努力なり、やはり数値は下げなければいけないという目標があり、その中の一つの方策と理解してはおります。

ただ、結果としては、繰上償還する原資が別の部分に使われれば、それはまた違う形でもってお金が生きてくるわけであり、それを繰上償還ということでもって、規模にもよりますが、そこに投入されることでもって町民に対して十分行き渡るようなものができないということも一部出てくると、そういうことから町民の負担を強いる場合もあるだろうということで申し上げただけです。

特に、先ほど申し上げましたように今回震災等がございまして、必要不可欠な借金という言葉も町長はおっしゃいましたが、その辺はやはり、野崎町政2期目が間もなく完了しますが、やはりアイデンティティーを発揮されまして、将来を見据えて今具体的に何をしていくのか、それをきちんと考えられる政治家はいるのだろうかというのが、町民あるいは国民の切なる願いかと思えます。そういう意味も込めまして、なるべく借金をせずに生きる、そういう財政運営を心がけていただければ、だれがやっても変わらないではなくて野崎町政だからこそできたというような、そういうものも期待してまいりたいというふうに考えております。

それから、あゆみ温泉に関しましては、料金に関しては安いほうがよろしいんでしょうけれども、やはり再度、審議会等におきましてもいろいろな意味で、水位の問題から見直しの部分もあろうかと思うんです。そういう意味ではなるべく多くの方々、利用者の方々の声も聞き入れながら最善策を投入してもらいたいというふうに考えます。

そして、子宮頸がんにつきましては、これはお願いになりますが、なるべく広報を広く知らしめてほしいと。

ある意味、今の世の中、自己責任というのも一つのステータスになってきている部分もあるんですね。そういう意味からお願いしたいというふうに思います。特に、具体性に欠けるスローガン等に惑わされることなく、町民の安全・安心を初め、生活の改善に全力を挙げてもらいたいというふうに切にお願いいたします。

以上で終了いたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、青山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

第1点目の借金依存体質の件でございますが、青山議員のほうに一定のご理解をいただいたということで私も大変うれしく思います。私自身も借金を肯定して借金をしているわけではございませんので、そうしたことについては、再々にわたってそのサービスの必要性も十分に考えながら、借金の必要性を十分に頭にたたき込みながら、そうした対応をとっていきたいというふうに思っております。

1点だけ繰上償還の件に関して言わせていただければ、繰上償還に使うお金を別のところに回せば別な事業ができたということでございますけれども、平成18年度の財政再建3カ年計画を策定する時点では、矢吹町は自由に借金をできるような、そうした町独自の裁量権が危機に瀕していたと、そうしたこともご理解いただきたいと思います。

3つの財政再建についての国の指針が出されたときに町がとらざるを得なかった対応というのは、一々町が事業計画を、県のほうにその事業の内容を提出しながら、その判断の可否を県で受けて、それでもって事業を実施しなければいけないという、そういう環境にあったと。しかるに、この財政の問題をいち早く脱却しない限りは、町民が要望する内容、そうした事業に踏み込むことができない、実施することができなかったということを1つだけご理解をいただければというふうに思います。

いずれにしても、将来を見据えた町政、できるだけ借金をしないでできるような、そうした町財政の環境をできるだけ早くつくっていききたいというふうに思っております。この件については、前日も再三にわたって答弁させていただきましたように、第5次まちづくり総合計画後期基本計画とあわせて、11月に策定予定の町の災害復興ビジョン、その後の復興計画というものを24年度に政策大綱とあわせて議員の皆様の方にお示しをしていきたいと。それらについても議員のさらなる提案をいただきながら、また町民の意見を盛り込んだ、そうしたすばらしい矢吹町の次のネクストステージという話もさせていただきましたし、災害に強いまちづくりという話もさせていただきました。そうした内容にしていきたいと思いますというふうに思っております。

あゆり温泉については、利用者の声をできるだけ聞いて、さらには運営審議会もございますのでそうした中に諮って、あゆり温泉の運営のやり方、最善策、最も町民に喜ばれる、そうした運営にしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

子宮頸がんについては、青山議員の言われるとおりでございます。もっともだというふうに考えております。町民の安全・安心を最優先にしながら、町民の命、健康というものを守っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 以上で、1番、青山英樹君の一般質問を打ち切ります。

これで通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

これにて一般質問は終結いたします。

◎総括質疑

○議長（柏村 栄君） 日程第2、これより町長から提出されました案件に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

1番、青山英樹君。

〔1番 青山英樹君登壇〕

○1番（青山英樹君） 早速、質問のほうに入りたいと思います。

今回の一般質問におきまして、福島第一原発事故による放射能汚染に関する安全・安心について、また大震災による復旧・復興への道筋等に関する質問が多く見受けられました。この2点について総括的に伺いたいと思います。

まず、原発事故による放射能汚染についてであります。第1点としまして、5月26日のニュース番組等で、福島市などで通学路周辺の放射線測定を行ったところ、通学路わきの草むらで平常時の560倍の1時間に28マイクロシーベルト、そして学校校門脇の花壇では3.26マイクロシーベルト、公園のすべり台下では18マイクロシーベルトなど、国や行政では計測していないけれども、子供たちが日常的に活動する範囲内に多数のホットスポットなる危険地帯が存在することが明らかにされています。

そして、同番組で取り上げられました内容としまして、京都大学の教授の言葉としましては……

〔「議案に対する」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 議案に対しての総括質疑ですから、この点にしてください。

○1番（青山英樹君） ああそうですか。わかりました。では取り下げます。

○議長（柏村 栄君） それでは質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑は終結いたします。

◎議案・請願・陳情の付託

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより議案・請願・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第40号、第41号、第42号については、8名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第39号については7名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

それでは、事務局長。

○事務局長（坂路寿紀君） 朗読いたします。

第1 予算特別委員会、平成23年度特別会計補正予算。青山英樹委員、鈴木隆司委員、藤井精七委員、大木義正委員、熊田宏委員、諸根重男委員、根本信雄委員、栗崎千代松委員。

第2 予算特別委員会、平成23年度一般会計補正予算。竹元孝夫委員、鈴木一夫委員、棚木良一委員、角田秀明委員、永沼義和委員、遠藤守委員、吉田伸委員。

以上です。

○議長（柏村 栄君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第37号については、お手元に配付の議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり付託することに決しました。

次に、6月3日までに受理しました請願・陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時41分)

平成23年第362回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成23年6月20日(月曜日)午後1時開議

- 日程第 1 推薦第 1号 矢吹町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 2 請願第 2号
陳情第 2号
審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第37号
請願第 3号
審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第40号・議案第41号・議案第42号
審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第39号
審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 6 同意第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 同意第 2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 同意第 3号 固定資産評価審査委員会の委員の専任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第43号 矢吹中学校プール・武道館建築工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第44号 矢吹中学校校舎改築工事(Ⅱ期)請負契約の締結について
- 日程第11 発議第 2号 東京電力福島第一原子力発電所事故に関する意見書(案)
- 日程第12 発議第 3号 子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を求める意見書
(案)
- 日程第13 発議第 4号 原発事故の早急な収束と、県内すべての原発廃炉を求める意見書(案)
- 日程第14 閉会中の継続調査の申出について
- 日程第15 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君

5番	藤井精七君	6番	棚木良一君
7番	大木義正君	8番	角田秀明君
9番	熊田宏君	10番	永沼義和君
11番	諸根重男君	12番	遠藤守君
13番	根本信雄君	14番	吉田伸君
15番	栗崎千代松君	16番	柏村栄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	長野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	圓谷誠君
総務課長	会田光一君	税務課長	井戸沼寿量君
町民生活課長	円谷一雄君	保健福祉課長	深谷昌利君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	須藤源太君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	円谷清茂君	会計管理者 兼出納室長	水戸邦夫君
教育次長兼 学校教育課長	藤田忠晴君	生涯学習課長 兼中央公民館 長	近藤尚一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂路寿紀	主幹兼 局長補佐 兼次長	菊地利雄
--------	------	--------------------	------

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎推薦第1号の上程、説明、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第1、推薦第1号 矢吹町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

事務局長に推薦第1号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。議会推薦農業委員は3名であります。議長において推薦したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

それでは推薦いたします。

堰の上340番地、根本恵子氏、根宿500番地、小針安子氏、沢尻75番地、蛭田貞子氏を推薦いたします。

お諮りいたします。根本恵子氏、小針安子氏、蛭田貞子氏を推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の矢吹町農業委員会委員に根本恵子氏、小針安子氏、蛭田貞子氏を推薦することに決しました。

ここで、推薦されました委員を紹介するため暫時休議いたします。

（午後 1時03分）

○議長（柏村 栄君） それでは再開いたします。

（午後 1時04分）

◎議事日程の報告

○議長（柏村 栄君） 去る6月14日の本会議において各常任委員会、第1・第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題とし、審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎請願第2号、陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第2、請願第2号及び陳情第2号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 皆さん、こんにちは。どうもご苦労さまでございます。

第362回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1番から6番までは割愛させていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました請願第2号、陳情第2号の審査結果は、次のとおりであります。

請願第2号 東北地方太平洋沖地震における「全壊・大規模半壊未満」の住宅被災世帯にも、補修費用の助成を求める請願書。

本件は、町に対して、東北地方太平洋沖地震による「全壊・大規模半壊未満」の住宅被災世帯にも補修費用の助成を実施することについて、早急に制度創設を行うよう求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

陳情第2号 東京電力福島第1原子力発電所事故に関する陳情書。

本件は、国の関係機関に、原発事故の一日も早い収束と、すべての県民の生命と健康を守り、被災者・被害者、避難者の全生活面に対する完全補償など、200万余名の県民が安心して暮らせる郷土を取り戻すために、その対処を求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり総務常任委員会の報告をいたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより請願第2号 東北地方太平洋沖地震における「全壊・大規模半壊未満」の住宅被災世帯にも、補修費用の助成を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は採択と決しました。

これより陳情第2号 東京電力福島第1原子力発電所事故に関する陳情書を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は採択と決しました。

◎議案第37号、請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第3、議案第37号及び請願第3号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） こんにちは。

第362回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書1番から7番までは割愛をさせていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第37号、請願第3号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第37号 矢吹町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例。

本案は、東日本大震災による被災により就学が困難となった高等学校、専修学校及び大学の学生等を支援し、教育の機会均等を図るため、これまでの奨学資金貸与の条件を緩和し、より多くの町民が奨学資金を利用できるよう所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第3号 子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を求める意見書提出方の請願。

本件は、国の関係機関に、子供たちに対するスクリーニング検査及び甲状腺検査を中心とした長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断を国及び東京電力の責任において無償で実施するよう、意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

8番、角田秀明君。

○8番（角田秀明君） 常任委員会にちょっとお聞きしたいんですが、私の記憶では、今現在の政府・与党の中で、高校生までは授業料無料化というようなことで対処しているんじゃないかと思うんですが、その授業料無

料化に対して奨学金のほうは柔軟な体制ということなので、その辺が私にはちょっと理解をしにくいのですが、その辺、担当でも何でも結構ですので説明を求めたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

常任委員会委員長、鈴木一夫君。

○4番（鈴木一夫君） 十分に角田議員の質問にお答えできるかどうかあれなんです、まずお答えをさせていただきます。

ここに高等学校、専修学校及び大学の学生等を支援してございますが、高等学校につきましては当然私立の高校もあると思いますし、専修学校はもちろん私立あるいは無料ではないというふうに私は認識をしているんですが、そういうふうなことで回答をさせていただきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 8番、角田秀明君。

○8番（角田秀明君） 担当課もあるんでしょからその辺もう少し詳しくそうでないというのは私の記憶では、政府・与党の中で高校生の無料化とか、私立の高校生に対しても授業料とかというのものもあるんでしょから私の頭の中にあるものですから、震災だから奨学金というのはわかるんですけども、その辺もう少し説明があればということでお伺いします。

○議長（柏村 栄君） 4番、鈴木一夫君。

○4番（鈴木一夫君） ご指摘ありがとうございます。

ただいまのご質問につきまして、私の理解不足な点がちょっとありますので、ここは学校教育課のほうに説明を受けたいと思います。よろしくお願いします。

〔「委員会の中でのあれだから」と呼ぶ者あり〕

○4番（鈴木一夫君） 委員会の中ではそういう質問あるいは議論はなかったもので、この場では私はそういうふうなお答えをさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） そのほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第37号 矢吹町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これより請願第3号 子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を求める意見書提

出方の請願を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択となりました。

◎議案第40号～議案第42号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第4、議案第40号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第41号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第42号 平成23年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第1予算特別委員会委員長、11番、諸根重男君。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 皆さん、こんにちは。

第1予算特別委員会審査結果報告書。

第362回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは省略させていただきます。

7の審査結果。

当委員会に付託されました議案第40号、第41号、第42号の審査結果は、次のとおりです。

議案第40号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5億90万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,467万1,000円とするもので、あわせて地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金、繰入金、町債を増額するものであります。歳出の主な内容は、災害復旧費を増額するものであります。地方債の補正では、災害復旧事業債の限度額を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億9,030万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,463万2,000円とするもので、あわせて地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、町債、国庫支出金を増額するものであります。歳出の主な内容は、災害復旧費を増額するものであります。地方債の補正では、災害復旧事業債の限度額を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 平成23年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）

本案は、既定の収益的収入に48万2,000円を増額し、収益的収入予算総額を4億4,201万2,000円とし、収益

的支出については192万1,000円を増額し、収益的支出予算総額を4億6,785万6,000円とするものであります。収益的収入の内容は営業外収益を増額し、収益的支出の主な内容は営業費用を増額するものであります。

また、既定の資本的収入については1億5,000万円を増額し、資本的収入予算総額を1億9,714万9,000円とし、資本的支出については6,705万円を増額し、資本的支出予算総額を2億5,950万5,000円とするものであります。資本的収入の主な内容は、企業債、出資金、国庫補助金を増額するもので、資本的支出の主な内容は建設改良費を増額するものであります。

あわせて、議会の議決を要する費用を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第40号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

これより議案第41号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号 平成23年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより議案第39号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員会委員長、2番、竹元孝夫君。

〔2番 竹元孝夫君登壇〕

○2番（竹元孝夫君） こんにちは。

第2予算特別委員会審査結果を報告いたします。

第362回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第39号の審査結果は、次のとおりです。

議案第39号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7億8,836万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億4,797万8,000円とするものであります。あわせて、地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、町債を増額するものであります。歳出の主な内容は、総務費、民生費、農林水産業費、商工費、教育費、災害復旧費などをそれぞれ増額し、土木費を減額するものであります。

また、地方債の補正では、福祉施設災害復旧事業債及び災害廃棄物処理事業債を追加し、農業施設、公共土木施設、公立学校施設、社会教育施設及び消防施設災害復旧事業債の限度額をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第39号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

会期中に町長から追加案件の提出がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会を開くため暫時休議いたします。

（午後 1時31分）

○議長（柏村 栄君） それでは再開いたします。

（午後 1時45分）

◎日程の追加

○議長（柏村 栄君） 次に、追加議案等の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会において審査されましたので、その審査結果報告を求めます。

議会運営委員長、12番、遠藤守君。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） 議場の皆さん、こんにちは。

報告いたします。

会期中に町長から5件の追加議案が提出され、議員から追加案件、発議3件が提出されました。

また、議会運営委員会から閉会中の継続調査の申し出が提出されました。

また、議員の派遣についての取り扱いについて議会事務局長から説明を求め協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程につきましてはお手元の資料のとおりであります。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第6、これより同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、私のほうから説明をいたします。

同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。本案は、矢吹町一本木45番地3、栗林正樹氏を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

栗林氏は、長年の教職経験を踏まえ、平成19年7月から現在まで1期4年間、教育委員会教育長を務められております。この間、数々の学校現場の教育改革や幼稚園、保育園、小学校の耐震化、矢吹中学校改築事業等の施設整備はもとより社会教育部門においても数々の指導力を発揮され、教育行政の振興・発展にご活躍いただいております。このような経験を生かし、引き続き豊富な見識と卓越した手腕を町教育行政の進展に寄与していただきたく、ここに提案をいたしました。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（柏村 栄君） この議案については人事案件でありますので、栗林正樹君の退場を求めます。

〔教育長 栗林正樹君退場〕

○議長（柏村 栄君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柏村 栄君） 起立全員であります。

よって、同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

それでは、栗林正樹君の入場を許します。

〔教育長 栗林正樹君入場〕

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第7、これより同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、監査委員として1期4年間にわたり町の財務、行政運営全般に対する審査、指導に尽力され、6月30日をもって任期が満了となります。矢吹町本町95番地、佐藤昇一氏を再度同委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づ

き議会の同意を求めるものであります。

佐藤氏は、金融検査などの業務に精通しておられることから、平成19年7月より監査委員として、豊富な識見と卓越した手腕をもって本町の適正な財政運営の遂行にご尽力いただいております。今回、引き続き同委員として就任していただきたく、ここに提案をいたしました。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第2号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柏村 栄君） 起立全員であります。

よって、同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第8、これより同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、平成19年12月から町の固定資産評価審査委員会委員に就任していただき、この6月30日をもって任期が満了となります。矢吹町3丁目195番地、浅川英夫氏を再度同委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

浅川氏には、任期中、卓越した識見と誠実さをもって職務にご尽力いただき、平成22年7月からは町固定資産評価審査委員会の委員長を務めていただいているところであります。今後も引き続き同委員会の職務にご尽力していただきたく、ここに提案をいたしました。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（柏村 栄君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第3号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柏村 栄君） 起立全員であります。

よって、同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては同意するこ

とに決しました。

ここで、同意されました各委員を紹介するため暫時休議いたします。

(午後 1時55分)

○議長（柏村 栄君） それでは再開いたします。

(午後 1時57分)

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第9、これより議案第43号 矢吹中学校プール・武道場建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第43号 矢吹中学校プール・武道場建築工事請負契約の締結についてであります。本案は、矢吹中学校改築事業に伴い、プール・武道場の工事請負契約を締結するものであります。

工事内容につきましては、プールが鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ床面積が1,370平方メートル、武道場が木造2階建て、延べ床面積が587平方メートルであります。

入札につきましては、平成23年6月15日、三柏工業株式会社、伸和建設株式会社、高田工業株式会社、株式会社兼子組、三金興業株式会社、福島県南土建工業株式会社、株式会社奥村組、株式会社熊谷組、清水建設株式会社、東洋建設株式会社、株式会社間組の11社による指名競争入札の結果、議案書のとおり、5億2,131万4,500円で宮城県仙台市青葉区中央2丁目9番27号、東洋建設株式会社東北支店が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第43号について質疑をいたします。

一点、町の附則では5,000万円以上が一般競争入札ということですが、今回、指名競争入札で行ったわけですが、一般競争入札をやらないうえに指名競争入札になったのかその理由をお聞かせください。

もう一点は、いわゆる予定価格と入札結果の価格の差はどのくらいだったのか、その2点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の質問にお答えさせていただきます。

町の入札の基準では、5,000万円以上は制限つき一般競争入札、なぜ今回指名にしたのかという点についてでございますが、これについては、指名競争入札にするほうが制限つき一般競争入札にするよりも確実な業者を選考できるという、そうした考え方のもとに指名競争入札ということにさせていただきました。

なお、詳しい選考の過程等については学校教育課長に、さらに予定価格と入札の落札価格、要するに落札率についてのおただしについても、詳しい数値については学校教育課長から答弁させます。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

学校教育課長、藤田忠晴君。

〔教育次長兼学校教育課長 藤田忠晴君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（藤田忠晴君） 6番、棚木議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の指名競争入札の理由でございますが、ご承知のように、矢吹町では予定価格5,000万円以上については制限つき一般競争入札となっておりますが、今回の工事につきましては国の平成22年度第1次補正予算によって前倒しで実施するというのが一点、したがって、繰越事業としながらも平成24年3月までに完成しなければならない工事であるということで、標準工期で言いますと約360日ぐらいとらなければならないんですが、実質工期は270日程度になるということで、施工業者の技術力に高いものを要する必要があるということと、制限つき一般競争入札の場合にはそういった中で契約まで1カ月以上の期間を要するという点と、年度内完成が厳しい状況になるということが一点と、制限つき一般競争入札で工事を発注する場合には、町の実施要綱によりまして地元業者及び一定の県内業者に限定され、かつ過去10年間で一定の実績があることが前提となるということでございますので、これに該当させると参加資格のある業者が少なくなってしまうという懸念があるというようなこともございまして、今ほど町長が答弁されたような理由も含めて指名競争入札で行いました。

その結果、予定価格に対する落札率でございますが、予定価格に対しまして93.54%になっております。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） 6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第43号について再質問いたします。

1点目については了解いたします。

2点目の落札率93.54%ということでありまして、町長はこれまで、中学校の建設工事の総額については30億5,000万円以内におさめると、今まで発表してきた総工事金額以内でやっていくんだということでしたね。そういう点では、入札の結果の差額、差額の差というんですか、それでやっていくというようなことを言ってきたんですが、93.54%では差額はどのくらいになるのかわからないですけれども、そういう見通しで

やっつけられるかどうか、その辺の見通しをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回の落札率をもって今まで町長が30億5,000万円の範囲内でやってきた総額の範囲内でおさまるのかと、これについては、まだ詳しい数字の把握についてはいたしておりません。詳しい内容等については今後の見通しも含めて学校教育課長から答弁させますけれども、今後これは、範囲内で終えるようなことも含めて協議を深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

学校教育課長、藤田忠晴君。

〔教育次長兼学校教育課長 藤田忠晴君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（藤田忠晴君） 棚木議員の再質問にお答えさせていただきます。

矢吹中学校改築事業につきましては、平成21年度当初の段階で町民説明会の際に、全体事業費を31億2,000万円で実施したいというふうな説明をさせていただきました。その後、体育館のアリーナ等も含めて全体事業費を32億7,700万円とすることで議会の皆様にもご説明をまいりましたが、校舎Ⅰ期工事と体育館の契約を発注後、全体事業費を30億5,000万円とすることでご説明をまいりました。

現段階では、その30億5,000万円の全体事業費の範囲内で事業は当然おさまっておりますが、今そういった中で、当初に町民の方に説明をまいりました国庫補助金あるいは臨時交付金、さらには起債、それから一般財源の内訳はどのようになるのかということにつきまして、今回の入札をもちましてほぼ建築的なものは大きいところは大方になるということもありまして、今、その財源内訳を詳細に詰めているところでございます。全体事業費としては30億5,000万円の範囲内でおさめようと努力しているところでございます。

以上です。

○議長（柏村 栄君） そのほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ないようですので、質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号 矢吹中学校プール・武道場建築工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第10、これより議案第44号 矢吹中学校校舎改築工事（Ⅱ期）請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第44号 矢吹中学校校舎改築工事（Ⅱ期）請負契約の締結についてであります。本工事は、矢吹中学校校舎改築事業に伴い、校舎改築工事のⅡ期分の工事請負契約を締結するものであります。

工事内容につきましては、鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ床面積が775平方メートルであります。

入札につきましては、平成23年6月15日、三柏工業株式会社、伸和建设株式会社、高田工業株式会社、株式会社兼子組、三金興業株式会社、福島県南土建工業株式会社、株式会社奥村組、株式会社熊谷組、清水建設株式会社、大宝建設株式会社、株式会社間組の11社による指名競争入札の結果、議案書のとおり、2億8,770万円で宮城県仙台市青葉区木町通1丁目4番7号、清水建設株式会社東北支店が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を経て契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第44号について質疑をいたします。

この入札の結果の落札率についてお知らせいただきたいと思っております。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の入札の落札率についてでございますが、正確な数字を現在把握しておりませんので、学校教育課長から説明させます。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

学校教育課長、藤田忠晴君。

〔教育次長兼学校教育課長 藤田忠晴君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（藤田忠晴君） 棚木議員の質問にお答えいたします。

矢吹中学校校舎改築工事（Ⅱ期）の落札率につきましては96.01%でございます。

○議長（柏村 栄君） そのほかにございませんか。

7番、大木義正君。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） ただいままだ旧校舎の取り壊しが完了していませんけれども、両方の工事の完成という
か引き渡し日と、多分、平成23年度中の引き渡しだと思うんですけれども、それまでに間違いなく工事が完了
するかどうか多少疑問なんですけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、大木議員の質問にお答えさせていただきます。

校舎の工期の完了、引き渡しの予定年月日についてのおただしであります、詳しい年月日について承知し
ておりませんので、学校教育課のほうから答弁をさせます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

学校教育課長、藤田忠晴君。

〔教育次長兼学校教育課長 藤田忠晴君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（藤田忠晴君） 大木議員の質問にお答えいたします。

矢吹中学校改築工事（Ⅱ期）の工期は、あす6月21日から平成24年3月30日までを予定しております。した
が、いまして、年度内に引き渡しを受ける考えで工事を発注しているところでございます。

以上です。

○議長（柏村 栄君） そのほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号 矢吹中学校校舎改築工事（Ⅱ期）請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第11、これより発議第2号 東京電力福島第一原子力発電所事故に関する意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） それでは、発議第2号を読み上げます。

東京電力福島第一原子力発電所事故に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

東京電力福島第一原子力発電所事故に関する意見書（案）。

未曾有の原子力発電所の事故により、福島県全体が極めて大きな打撃を受け、県民生活が危機的状態に陥っています。

事故収束の目途もたたず、放射能汚染問題も全県に広がり、一層深刻さを増しており、県民の生命・健康と生活に対する不安は極限状態となっております。

よって、200万県民が安心してらせる郷土を一日も早く取りもどすために、政府において次の措置を取られるよう強く要望します。

1. 福島第一原子力発電所の原子炉を廃炉とすることを前提に、速やかに放射性物質の拡散をくい止めること。
2. 全県民に「被曝健康手帳」（仮称）を交付し、将来にわたって定期的な検診を行なうこと。そのために、県内に専門的な放射線医療体制を確立すること。
3. 事故の収束に当たっている原子力発電所の作業員の健康管理に万全を期するとともに、労働環境を改善すること。
4. 避難者の住宅・職業（雇用）・健康・子どもの教育等々、全生活を補償すること。宅地・農地・海洋・会社工場・教育施設等の放射線除去に全力を注ぎ、住民が一日も早く自宅に戻るようにすること。
5. 風評被害を含めて深刻な被害を受け、存亡の危機に立たされている、県内農漁業、商工業、製造業、観光業をはじめとする、全ての被害を賠償し生活を補償すること。
6. 文部科学省が定めた学校等の校舎・校庭等の利用における放射線量の暫定基準をただちに見直すとともに、早急に福島県内の校庭・園庭の表土の撤去を国の責任で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月20日。

内閣総理大臣殿、総務大臣殿、財務大臣殿、厚生労働大臣殿、農林水産大臣殿、経済産業大臣殿、文部科学大臣殿。

福島県矢吹町議会議長、柏村栄。

○議長（柏村 栄君） これより発議第2号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認めて、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第2号 東京電力福島第一原子力発電所事故に関する意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第12、これより発議第3号 子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 発議第3号 子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を求める意見書（案）。

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散により、多くの人々が避難を強いられています。拡散した放射性物質は地上に推積し放射線を出し続けています。平常値を大きく超える放射線量の中で生活している子どもたちが多くいます。放射線による健康への影響は子どもたちにとって深刻な問題です。

子どもたちを放射線から守るため、校庭の表土を削ったり、屋外での活動を制限したり様々な努力が行われています。しかし、放射性物質を完全に除去することはできず、子どもたちは常に低線量であっても放射線を受け続けています。さらに、飛散している放射性物質を吸い込んだり、飲料水や食べ物からも微量であっても体内に入ることは避けられません。たとえ低線量であっても、このような状況が続くことで、子どもたちの放射線による健康被害が全くないとは言い切れません。

原発事故による放射線の影響を受けた県民、とりわけ子どもたちについては、スクリーニング検査及び甲状腺検査を中心とした長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断は必要不可欠です。実施に当たっては、各市町村教育委員会及び関係機関との連携により、中学校卒業時まで対象者全員に対し実施することが必要です。さらに、住民健診として継続して実施できる体制を取ることが必要です。そして、放射線障害に関する健診に

については無償で受けられる体制を取ることが必要です。

また、健康モニタリングと定期的な健康診断の実施については、地域の医療機関に必要な施設設備を設置し、専門医との連携による検査結果の分析とデータの管理体制を整える必要があります。そのために、国の医療管理計画を策定し、全ての費用は国及び東京電力の負担とすべきです。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

記

1. 子どもたちに対するスクリーニング検査及び甲状腺検査を中心とした長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断を国及び東京電力の責任において無償で実施すること。

平成23年6月20日。

内閣総理大臣殿、文部科学大臣殿、厚生労働大臣殿。

福島県矢吹町議会議長、柏村栄。

○議長（柏村 栄君） これより発議第3号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号 子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第13、発議第4号 原発事故の早急な収束と、県内すべての原発廃炉を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 発議第4号 原発事故の早急な収束と、県内すべての原発廃炉を求める意見書（案）。

福島第一原子力発電所は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、1号機、2号機及び3号機がメルトダウンを起こし、現在その収束の道筋さえ見えない深刻な事態に陥っている。

この過酷事故によるおびただしい放射線物質の汚染により、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の「警戒区域」並びに半径20キロメートル圏外の「計画的避難区域」に指定された県民は、住み慣れた家、職場を追われ、故郷に帰れる見通しもなく、苦痛な避難生活を送っている。

さらに放射線汚染は、農水産物をはじめ、県内のあらゆる産業に、甚大な被害をもたらしており、風評被害も深刻なものがあり、我が矢吹町も例外ではない。まさに福島県は存亡の危機に立たされていると言っても過言ではない。

よって、矢吹町議会は、今回の過酷事故を教訓に、今後とも子孫にこのような不安と危険を残さないため、国、福島県及び東京電力に対して次のとおり要請します。

記

1. 東京電力と国は、原発事故の早急な収束と放射線被害と風評被害に対し、完全な補償を行うこと。
2. 福島県内すべての原子力発電所を廃炉とし、代替エネルギーに転換した新たなエネルギー政策を定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年6月20日。

内閣総理大臣殿、福島県知事殿、東京電力株式会社殿。

福島県矢吹町議会議長、柏村栄。

○議長（柏村 栄君） これより発議第4号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 発議者にお聞きしたいと思いますが、先ほどの2号、3号と議長名で国のほうに発議をした内容とそう変わらないと私は思うんですが、改めてこれは同じような内容を3通、国のほうに発議として出すんですか、議長名で。その辺をちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 8番、角田議員にお答えをいたします。

3通とも同じような内容の意見書ということでもありますけれども、発議2号では、「第一原子力発電所の原子力を廃炉とすることを前提に」となっているんですね。第4号では、「福島県内すべての原子力発電所を廃炉とし」ということですので、特に県知事から、諮問機関であります復興会議においても、福島原発の第一発電所、第二発電所とも廃炉をやはり提案するようなマスコミ報道がありました。そういう点で、1番についてはダブるような面もあるんですが、2番についてはそういった点では違うということですので、ひとつご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ないようですので、質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第4号 原発事故の早急な収束と、県内すべての原発廃炉を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号の意見書は提出することに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（柏村 栄君） 日程第14、これより閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

お手元に配付いたしました資料のとおり、議会運営委員会委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの会期外付託調査の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（柏村 栄君） 日程第15、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定により、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いします。

これにて第362回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、まことにありがとうございました。

（午後 2時34分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 23年 8月 29 日

議 長 柏村 栄

署 名 議 員 根本 信雄

署 名 議 員 吉田 伸